

「住み心地日本一滋賀プラン2014」の策定について

1 趣 旨

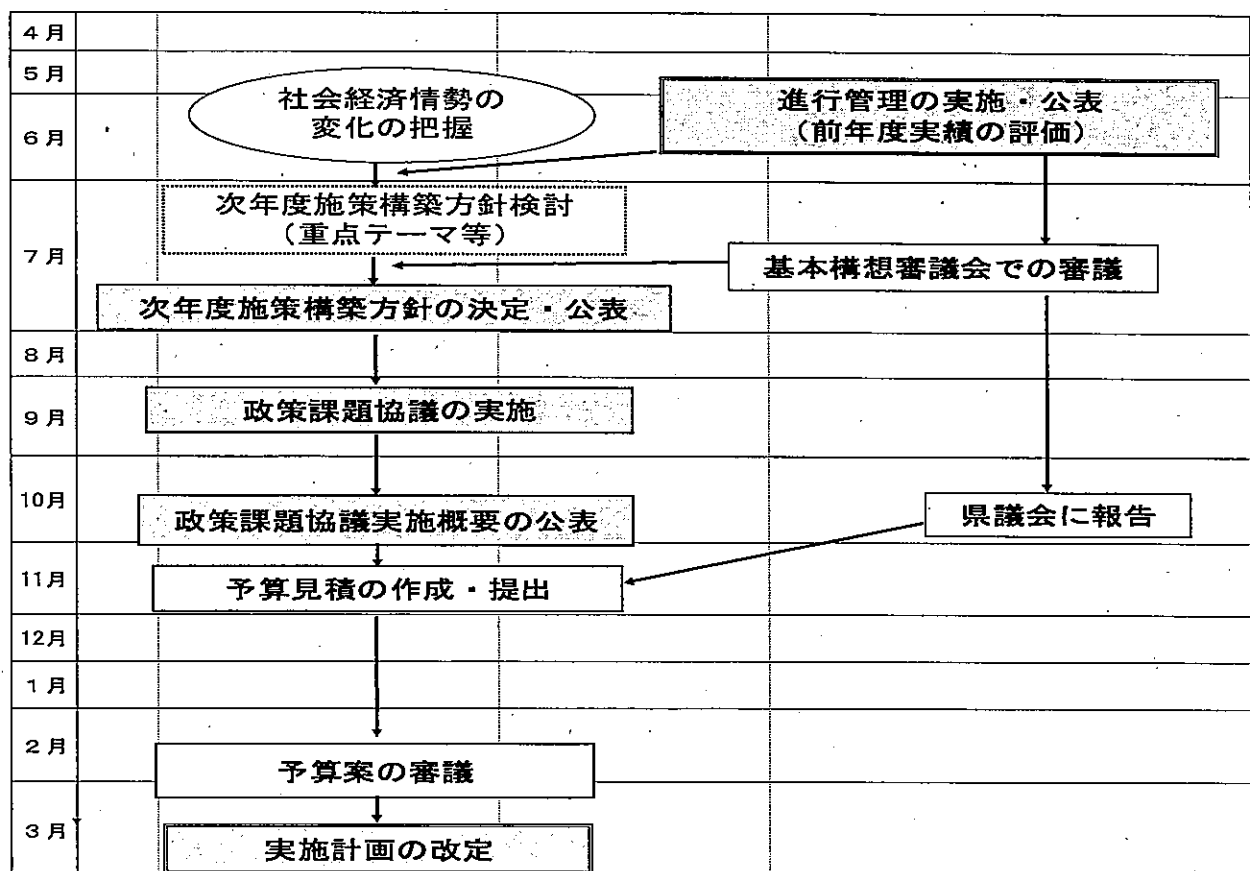
滋賀県基本構想に掲げる8つの未来戦略プロジェクトの実施計画として、平成25年3月に策定した「住み心地日本一滋賀プラン2013」について、社会情勢の変化等を踏まえ、新たな事業の追加等を行い、「住み心地日本一滋賀プラン2014」として改定する。

2 「住み心地日本一滋賀プラン2014」の概要

国全体では既に本格的な人口減少局面に入り、これまで増加してきた本県の人口も平成27年(2015年)をピークに減少に転じると予測され、生産力・需要の減少や、高齢者の増加による社会保障費の増大、介護・医療従事者の不足等により社会不安の増大が懸念されている。このため、従来の発想からの転換が迫られている中で、女性や若者、高齢者、また民間や地域の持つ潜在力を発揮し、豊かさを実感できる社会をいかに構築するかが喫緊の課題となっている。

こうした状況を受けて、2014年度版では、2013年度版を基本に、「滋賀の未来を担う子どもの命を守る」「不安を安心に変える災害への備え」「中小企業の活性化」「再生可能エネルギーの戦略的な振興」「女性の活躍推進」という5つの展開に沿った新たな事業を盛り込んだ。

3 未来戦略プロジェクト推進の流れ



4 県民の意見を取り入れる仕組

○ 県民満足度調査

幅広く県民の意見を聴くため、毎年度実施している県政世論調査の中で「滋賀県に住み続けたいと思う県民の割合」や「滋賀県の住み心地」、「県の施策のうち満足度・不満度の高いもの」等について継続して調査を行っている。

調査実施時期：平成25年6月

調査対象：県内在住の満20歳以上の男女3,000人（有効回収数1,579人）

○ 滋賀の未来戦略フォーラム2013

滋賀県基本構想について積極的な情報提供を行うとともに県民の意見を聴取するため、『人口減少社会における豊かさの創造 ～「住み心地日本一の滋賀」を目指して～』をテーマに「滋賀の未来戦略フォーラム2013」を開催した。

フォーラムでは、草郷 孝好 氏、野田 遊 氏と知事による全体会と、草郷氏、野田氏による分科会を実施した。

開催日：平成25年6月30日（日）

開催場所：滋賀県立男女共同参画センター

参加者：県民 約150人

○ 県ホームページでの意見募集

企画調整課の「基本構想のひろば」のページで、政策課題協議概要や基本構想審議会の開催結果などの情報を提供し、県民からの意見や提案を受け付けている。

○ 市町との意見交換会

基本構想未来戦略プロジェクトの効果的な施策展開のため、市町に対し政策検討に関する情報を提供するとともに、意見交換を行った。

（第1回）開催日：平成25年7月8日から19日（各市町を個別に訪問）

議 題：滋賀県基本構想と未来戦略プロジェクト実施計画の進捗状況について

（第2回）開催日：平成25年10月31日

議 題：平成26年度に向けた施策構築方針および重点テーマに係る知事と部局長との協議について

政策・土木交通常任委員会資料9-2
平成26年(2014年)3月11日
総合政策部企画調整課

住み心地日本ー滋賀プラン2014

～滋賀県基本構想
未来戦略プロジェクト実施計画～

(案)

平成26年(2014年) 月

滋賀県

1 「住み心地日本一滋賀プラン」の位置づけ

- 滋賀県基本構想（平成23年3月策定）では、「住み心地日本一の滋賀」の実現に向け、滋賀の強みである「人の力」、「自然の力」、「地と知の力」の3つの力を活かし、未来への成長につながる先駆的・戦略的な施策で構成する8つの未来戦略プロジェクトを進めることとしています。

このプロジェクトの施策を具体化し、着実に進めていくため、事業内容、事業目標、年次計画等を明らかにした4年間の実施計画として平成23年3月に「住み心地日本一滋賀プラン2011」を策定し、社会状況の変化や県民の意見を踏まえて毎年これを改定してきました。

- 基本構想に掲げる将来の姿を実現するため、この実施計画のほか、県民に対する基本的なサービスなどについては、各分野の部門別計画等を基本に、常に工夫を加えながら県の役割を果たしていきます。

2 構成

- 「住み心地日本一の滋賀」の実現に向け、暮らしの質や社会の質を高める社会成長と、経済的な活力を高める経済成長を果たしていく8つの未来戦略プロジェクトで構成します。

※「社会成長」とは、人と人の絆をつなぎ、人と自然とがつながる中で、県民の暮らしの不安の解消の取組を新たな需要や雇用の創出、拡充につなげることにより、社会的課題を解決し、その経験を積みながら地域の人々の力を発揮させていくことです。

- プロジェクトの「目指す方向」「目標」「指標」の達成に向けて新たな展開を図る事業や、より効果的に推進する事業などを中心に構成します。
- 各事業には、具体的な内容や目標、その年次計画等掲げるとともに、お問合せ先となる事業担当課を記載しています。

3 計画期間

- 平成23年度から26年度を計画期間とします。

4 推進方策

- 県民の参画や多様な主体との協働、市町との連携に合わせ、「未来戦略プロジェクト」に関係する部局が相互に連携しながら、プロジェクトの目標の達成に向け取り組みます。
- 実施計画を目的志向・成果重視で推進するため、進行状況を毎年度把握し、その結果を議会や基本構想審議会に報告し、審議いただきます。
- 毎年度、社会情勢の変化や県民の意見を踏まえて、課題への対応を検討し、新たな事業の追加等を行うことで、8つの未来戦略プロジェクトをより効果的に推進します。

滋賀県基本構想の概要

長期ビジョン編

第1 滋賀の強み（3つの力）

強みを活かし次の世代も幸せや豊かさを実感できる滋賀の未来を拓く

人の力

自然の力

地と知の力

第2 時代の潮流と課題

- 1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
- 2 暮らしを取り巻く様々な状況
(健康、働く、住む、学ぶ・育てる、楽しむ、つながる)
- 3 経済環境の変化と未来を先取りする産業の展開
- 4 低炭素社会の実現と自然環境の保全
- 5 災害に強い県土づくりと社会資本の計画的な整備・維持管理

第3 未来を拓く共生社会へ

【基本理念】

「未来を拓く共生社会へ ～人とともに 琵琶湖とともに～」

【将来の姿】

【暮らし】

健康、働く、住む、学ぶ・育てる、楽しむ、つながる

【経済・産業】

【環境】

【県土】

第4 県政経営の基本姿勢

- 1 市町とともに地域主権社会を担う存在感ある県政経営
- 2 県民から信頼される県政経営
- 3 滋賀の存在感を高める県政経営
- 4 持続可能で活力ある県政経営

戦略的・戦略

県民に対する基本的なサービス展開

プロジェクト編

第1 滋賀の未来戦略

3つの力を活かすことにより社会成長と経済成長を同時に図り、これらの成長をさらに3つの力の高まり、蓄えにつなげ、「未来を拓く共生社会」を実現する戦略

目指す姿「住み心地日本一の滋賀」

第2 未来戦略プロジェクト

「住み心地日本一の滋賀」

1 子育て・子育て応援プロジェクト

2 働く場への橋架けプロジェクト

3 地域を支える医療福祉・在宅看取り

4 低炭素社会実現プロジェクト

5 琵琶湖の再生プロジェクト

6 滋賀の未来成長産業プロジェクト

7 地域の魅力まるごと産業化プロジェクト

8 みんなで命と暮らしを守る安全・安心

不安なく楽しく暮らせる滋賀
(人の力を活かす)

人と自然がつながる美しい滋賀
(自然の力を活かす)

たくましく活力に満ちた滋賀(地と知の力を活かす)

安全・安心な滋賀
(未来戦略を支える)

着実に推進(向付)

「住み心地日本一 実施計画 滋賀プラン」

各分野の部門別計画など

基本構想に掲げる将来の姿を実現するため、県民に対する基本的なサービスなどについては、各分野の部門別計画等を基本に、常に工夫を加えながら県の役割を果たしていく。

5 「住み心地日本一滋賀プラン2014」の策定にあたって

2014年度版の策定にあたって、基本構想策定後の社会情勢の変化や県民の皆さんからのご意見を踏まえて、必要な課題への対応を検討し、以下に掲げる5つの展開に沿った新たな事業を各プロジェクトに盛り込みました。

(1) 社会情勢の変化

滋賀県の人口は現在も増えていますが、国全体では本格的な人口減少局面に入り、生産力・需要の減少や、高齢者の増加による社会保障費の増大、介護・医療従事者の不足等により社会不安の増大が懸念されています。このため、従来の発想からの転換が迫られている中で、女性や若者、高齢者、また民間や地域の持つ潜在力を発揮し、豊かさを実感できる社会をいかに構築するかが喫緊の課題となっています。

(2) 県民の皆さんのご意見を取り入れる取組

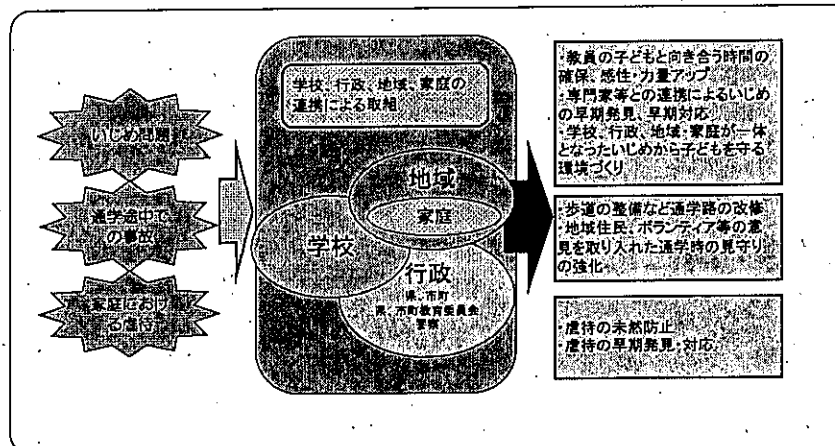
住み心地日本一の滋賀に向けてみんなで考える「未来戦略フォーラム」や、市町職員との意見交換などを実施しました。

これらの取組からの意見は、滋賀県基本構想審議会に報告し、課題の掘り起こしや、今後の対応について審議いただきました。

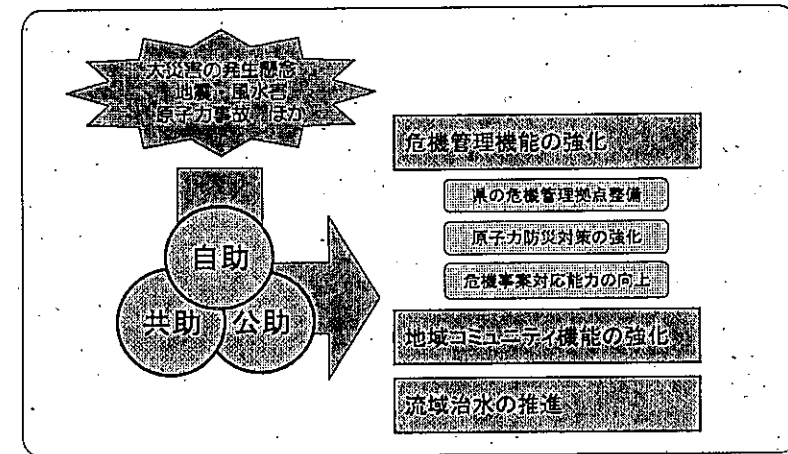
(3) 基本構想策定後の新たな課題への対応

こうした取組等を受けて、2014年度版には、将来に向けて「不安」を「安心」に変え、「希望」を導くため、次の5つの展開のもとで、各プロジェクトに事業を盛り込みました。

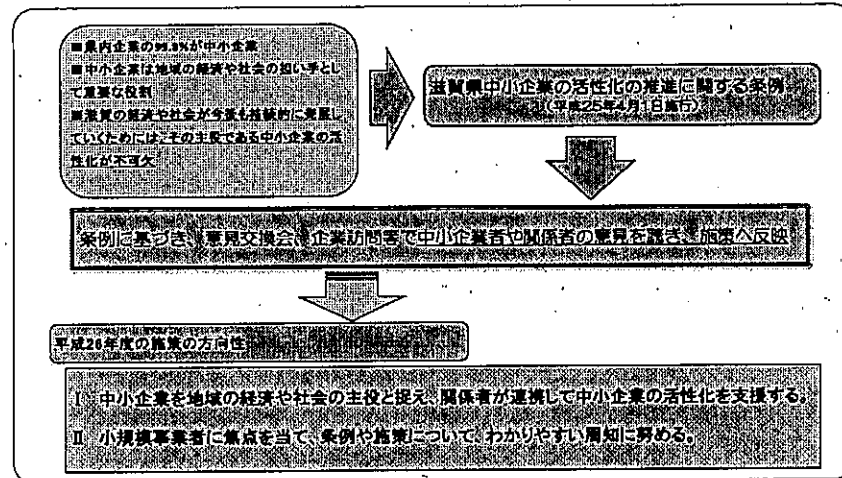
■ 滋賀の未来を担う子どもの命を守る



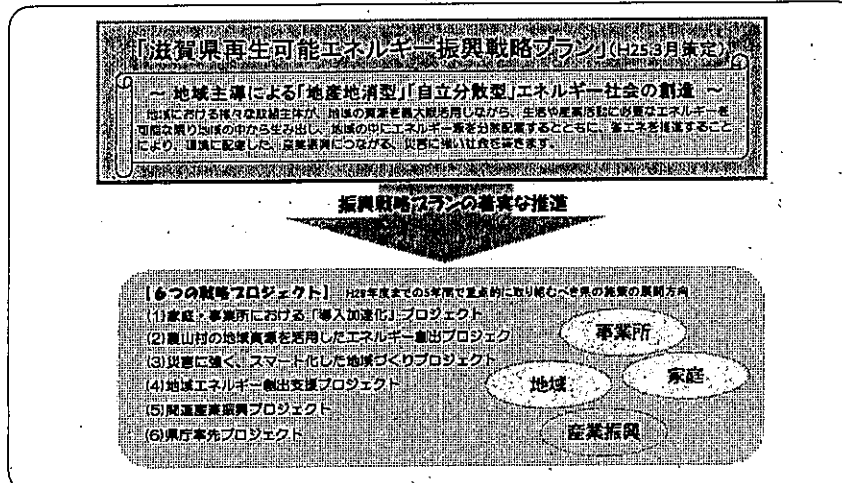
■ 不安を安心に変える災害への備え



■中小企業の活性化



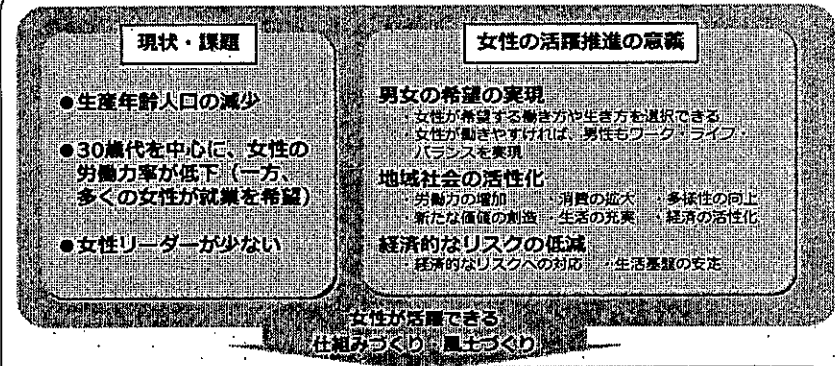
■再生可能エネルギーの戦略的な振興



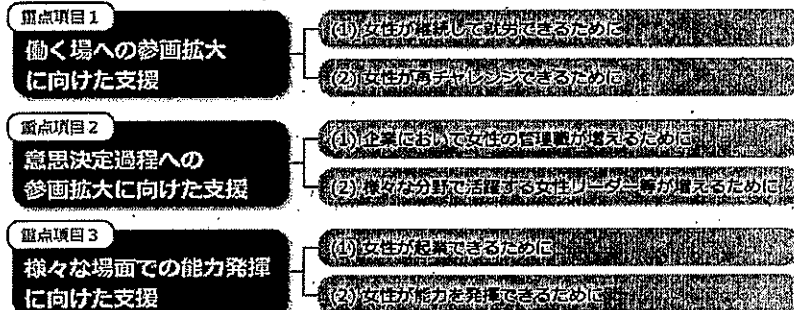
(4) スポーツと文化の10年に向けて

2024年に本県で開催予定の二巡目国体や2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、「スポーツの力」で滋賀を元気にする施策や、「滋賀の潜在的な歴史・文化力」を広く発信し、未来に活かす施策に取り組む「スポーツと文化の10年」をスタートするなど、希望に満ちた魅力あふれる滋賀づくりに取り組みます。

■女性の活躍推進



CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト



「住み心地日本一滋賀プラン2014」策定の概要

◆「住み心地日本一滋賀プラン2014」掲載事業：227事業
 ※「住み心地日本一滋賀プラン2013」から新たに加えた事業：61事業

■新たに加えた事業

事業名	施策
1 子育て・子育て応援プロジェクト	
風しん対策事業	1-1
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	1-1
滋賀県子育て応援住宅認定事業	1-1
学校いきいき体験活動プロジェクト	1-2
子どもの学び改善プロジェクト	1-3
子どもの体力向上に向けた実践的取組事業	1-3
「ともに学び、ともにめざす」滋賀の特別支援教育推進事業	1-3
滋賀県いじめ問題対策連絡協議会	1-3
滋賀県「絆をつむぐ学校づくり」研究事業	1-3
2 働く場への橋かけプロジェクト	
県立高等学校キャリア形成支援事業	2-1
生活困窮者自立支援事業	2-2
放課後児童指導員等資質向上事業	2-3
介護の場における知的障害者就労促進検討事業	2-4
就労移行支援促進事業	2-4
3 地域を支える医療福祉・在宅暮らしプロジェクト	
在宅医療福祉を担う看護職員養成事業	3-1
福祉人材バンク運営事業	3-1
健康寿命をのばそう！プロジェクト	3-2
滋賀県放射線治療推進事業	3-2
滋賀県リハビリテーション推進計画	3-3
県民共生会議（仮称）あり方検討事業	3-3

事業名	施策
4 低炭素社会実現プロジェクト	
滋賀交通ビジョン推進事業	4-1
個人用住宅太陽光発電・コージェネ普及促進事業	4-2
低炭素社会づくり先端的取組普及事業	4-2
水利用の合理化に向けた農業水利システム検討事業	4-2
5 琵琶湖の再生プロジェクト	
セタシジミ資源の回復・向上試験事業	5-1
セタシジミ親貝放流技術開発事業	5-1
赤野井湾の在来魚復活事業	5-1
（仮称）琵琶湖環境研究推進機構の運営	5-2
試験研究機関連携事業水系・生物の「つながり」の再生に関する研究	5-2
琵琶湖の総合保全に向けての総合的・学際的な調査検討	5-2
侵略的外来水生植物徹底駆除事業	5-2
水源林保全等検討事業	5-2
二ホンジカ森林土壌保全対策指針策定事業	5-2
鈴鹿生態系維持回復事業	5-2
琵琶湖岸漂着物等実態把握および民間団体との連携強化検討事業	5-3
滋賀の環境人育て推進事業	5-3
湖沼に関する国際協力と情報発信事業	5-3

6 滋賀の未来成長産業プロジェクト		
グリーン・イノベーション推進事業	6	1
小規模事業者支援強化月間事業	6	1
商店街等空き店舗活用マッチング支援事業	6	1
商店街創業支援事業	6	1
ものづくり小規模事業者等成長支援事業	6	1
中小企業人材育成支援事業	6	1
建設産業の活性化推進事業	6	1
マイヤーガーデン滋賀プロジェクト事業	6	1
聴覚コミュニケーション医療センター構想推進事業	6	2
7 地域の魅力まるごと産業化プロジェクト		
環境こだわり農産物「流域まるごと」消費拡大事業	7	1
6次産業化ネットワーク活動事業	7	1
農村女性活躍支援事業	7	1
しがの農林漁業者等による食育活動支援事業	7	1
「黒田官兵衛・戦国の舞台近江」誘客推進事業	7	2
宿泊滞在型観光推進事業	7	2
学生・地域住民と連携した「観光交流」推進事業	7	2

8 みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクト		
危機管理センター研修・交流事業	8	1
ドクターヘリ導入事業	8	1
特定道路沿道建築物調査事業	8	1
東日本大震災被災者と県民との交流支援事業	8	1
県民生活の安全・安心につながる情報の提供	8	1
少年の立ち直り支援（社会参加型）事業	8	2
サイバーボランティア活動支援事業	8	2
新たな交通事故防止事業	8	2

《実施計画体系図》 事業数： 227 事業

1 子育て・子育て応援プロジェクト(33事業) (9ページ)

- 1-1 生まれる前・生まれる時の医療と医療人材を充実します。
- 1-2 自然や文化・芸術についての子どもの体験を量的・質的に充実します。
- 1-3 特色ある学科を設置するなど魅力と活力ある県立学校づくりを進めます。

2 働く場への橋架けプロジェクト(27事業) (17ページ)

- 2-1 地域や企業など現場の人による子どもの多様な職業教育を進めます。
- 2-2 高等学校・大学・企業などとの連携による若者の就職支援と、失業者や離職者への職業訓練を充実します。
- 2-3 女性の就職や社会活動の継続・復帰を応援します。
- 2-4 障害のある人が働く場や自立を目指した地域生活の場を充実します。

3 地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト(21事業) (24ページ)

- 3-1 地域医療を担う医師・医療専門職を育成します。
- 3-2 県民の健康づくりや疾病の早期発見・早期治療を支援します。
- 3-3 医療と福祉が連携し、在宅で療養できる体制の整備や地域でのかかりつけ医を確保します。また、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みづくりを進めます。

4 低炭素社会実現プロジェクト(16事業) (31ページ)

- 4-1 鉄道等の公共交通機関や自転車によるエコ交通の促進と、電気自動車等のエコカーへの転換を進めます。
- 4-2 住宅への自然エネルギー導入や省エネ住宅への改修など、低炭素社会を実現するまちづくりを促進します。
- 4-3 経済界と協働して行う地球温暖化対策や中小企業のCO₂排出削減への支援などを行います。

5 琵琶湖の再生プロジェクト(36事業) (37ページ)

- 5-1 琵琶湖の在来魚を増やし、漁獲量を拡大します。
- 5-2 水質汚濁メカニズムの解明など、琵琶湖流域の水環境・生態系の保全・再生を進めます。
- 5-3 環境保全活動を支援し、人の暮らしと琵琶湖のかかわりの再生を進めます。
- 5-4 琵琶湖淀川流域の関係者の参画と連携による流域自治を進め、上下流の枠組みを超えた流域全体の統合的な管理を図ります。

6 滋賀の未来成長産業プロジェクト(33事業)

(47ページ)

- 6-1 環境、医療・健康、モノづくり基盤技術の分野で、新たな分野への挑戦を進めるとともに、アジアをはじめとした海外展開の推進など、県内企業のグローバル化を支援します。
- 6-2 医療、福祉・介護、子育ての分野でのサービス拡大や創業を支援します。
- 6-3 産学官金民連携や地域間連携を進めるとともに、地の利や知の集積を活かし、広域的な視野をもって成長戦略の拠点を形成します。

7 地域の魅力まるごと産業化プロジェクト(31事業)

(56ページ)

- 7-1 消費者に支持される滋賀の農業の確立により、「環境こだわり農産物」や近江米、近江牛、近江茶、湖魚など滋賀の食のブランド力を向上させるとともに、地産地消を進め、消費拡大を図ります。
- 7-2 多様化する観光客のニーズに合わせて、滋賀の自然や歴史・文化の魅力を発信し、滋賀ならではの特性を活かしたテーマ性やストーリー性のあるツーリズムを推進するとともに、訪れる観光客をおもてなしの心で迎えることにより、滞在型をはじめとした魅力ある観光を展開します。

8 みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクト(30事業)

(65ページ)

- 8-1 県の危機管理機能の強化と、自助・共助による地域防災の組織力の向上を進めます。
- 8-2 重層的な防犯ネットワークづくりや生活に密着した身近な道路を中心とした交通安全対策を進めます。
- 8-3 適正な河川管理と市町との協働による流域治水を進めます。

【実施計画の見方】

- ・事業名、事業内容：計画期間中に実施する事業名、事業内容を記述しています。
- ・事業目標：事業実施により、何をどれだけ達成するのか、現状と平成26年度の目標を表しています。
- ・年次計画：目標の達成に向けた「実施手法」(●印)と「事業計画」を表しています。
- ・所管課：事業を主に所管している課を記載しています。
- ・変更等：事業目標や事業計画の2013年度版からの変更を記載しています。

1 子育て・子育て応援プロジェクト

(総合政策部、琵琶湖環境部、健康福祉部、農政水産部、土木交通部、教育委員会)

【目指す方向】

「子育て環境日本一」を目指し、人のつながりや地域のつながりの強化などにより、子どもを安心して生み、育てられるようにします。
また、子どもの育ちを支えることにより、未来を担う次の世代の力を育みます。

【目標】

- 周産期母子・小児の保健医療体制や発達障害児の支援体制が整備されていること。
- 子どもたちの生きる力が育まれていること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H26年度(目標)
○産婦人科医数	42人	46人
○発達障害者支援キーパーソン数	9人	42人
○文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数	8,949人	14,000人
○子ども体験プログラム提供団体数	80団体	100団体

【展開イメージ】

子育て環境日本一

周産期母子・小児の保健医療体制の整備 発達障害児支援体制の整備

生まれる前・生まれる時の 医療と医療人材の充実

医療の充実

- ・周産期医療体制の整備
- ・出産環境の整備
- ・小児救急医療体制の充実

医療人材の充実

- ・産科医・小児科医等の充

発達障害児者対策・児童虐待予防対策の充実

- ・発達障害児者の支援体制の整備
- ・児童虐待防止対策の強化

子どもたちの生きる力を育む

「学び」と「遊び」による 子どもたちの体験機会の充実

「学び」による体験機会の充実

- ・学校における自然・環境学習（環境教育）の推進
- ・地域での自然・環境学習の推進
- ・文化・芸術体験学習の充実

「遊び」による体験機会の充実

- ・外遊び機会の充実

魅力と活力ある 学校づくりの推進

魅力と活力ある学校づくり

- ・高等学校の再編に向けた取組
- ・教育内容の充実

自立と社会参加を目指す特別支援学校づくり

- ・教育内容と就労支援の充実

いじめから子どもを守るための対策

施策1-1

生まれる前・生まれる時の医療と医療人材を充実します。

○女性人口あたりの産科医数が全国34位と少なく、また、乳児死亡率および新生児死亡率が全国平均より高い傾向にある本県にあって、周産期医療体制の充実や出産環境の整備を図るとともに、産科医、小児科医を確保し、県民が安心して出産できるようにします。

○児童人口の6%を超えると推定されている発達障害がある児童等への相談支援体制を充実するなど、子どもの成育・発達に対する県民の不安を解消します。

○県内の児童虐待相談件数は、年々増加し、本県の虐待相談件数の対18歳未満人口比は全国的にも高い状況にあります。平成22年3月に改訂した滋賀県児童虐待防止計画により、虐待の未然防止から、早期発見・対応、保護・ケアや家庭再統合までの切れ目のない支援を行います。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの変更点
			H23	H24	H25	H26	
新生児の治療・周産期医療体制の充実	総合（地域）周産期母子医療センターの運営支援、NICUの拡充、緊急搬送コーディネーターを設置するとともに、NICU等長期入院児の受け皿となる後方病床、後方病院の確保および退院支援を進め、円滑に在宅療養等へ移行できる体制を整備する。	○NICU(新生児集中治療管理室)ベッド数 28床(H21年度)→34床(H26年度) ○小児保健医療センターのNICU後方病床 0床(H24年度)→2床(H26年度)	●NICU(新生児集中治療管理室)の拡充				健康長寿課
			NICUベッド数 28	NICUベッド数 31	NICUベッド数 31 NICU後方病床 2床	NICUベッド数 34 NICU後方病床 2床	
助産師外来・院内助産所開設推進事業	助産師外来・院内助産所の開設を推進する。	○助産師外来・院内助産所の設置病院数 7病院(H22年度) →11病院(H26年度)	●助産師外来・院内助産所の拡充				医務業務課
			病院数 8病院	病院数 9病院	病院数 10病院	病院数 11病院	
小児救急医療体制の充実・小児救急電話相談事業	医療スタッフおよび空床ベッドを確保し、病院群輪番制を確保するとともに、小児救急電話相談を実施する。	○病院群輪番制の確保 全圏域で実施(H22年度) →全圏域で実施(H26年度) ○小児救急電話相談の実施 365日(夜間および休日)(H22年度) →365日(夜間および休日)(H26年度)	●小児科の病院群輪番制の確保				医務業務課
			全圏域で実施	全圏域で実施	全圏域で実施	全圏域で実施	
			●小児救急電話相談の実施				健康長寿課
			365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	365日(夜間・休日) 全県で実施	
風しん対策推進事業	風しんの予防接種を効果的・効率的に実施するため、必要な人に抗体検査を実施し、風しんの感染予防やまん延防止を図り、将来の子供に対する健康リスクの低減を推進する。	○先天性風しん症候群(CRS)患者発生届数 0(平成25年) →0(平成26年)				●抗体検査の実施 CRS発生届出数 0	障害福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費用等を助成し、適切な補聴器の装用を促すことにより、言語の習得や社会性の向上を図り、健全な発達を支援する。	○補聴器購入費等助成児童数 一人(平成25年度) →50人(平成26年度)				●補聴器購入費等の助成 助成児童数 50人	
滋賀県子育て応援住宅認定事業	子育てしやすい施設・設備やサービスの提供、立地環境を備えた住宅を県が認定するための基準の策定等を行い、事業者等への周知を図る。 (平成27年度～) 認定基準に適合する住宅を、「子育て応援住宅」として認定する。	○認定基準の策定 ○認定マークの公募 ○事業者向け説明会の開催 (平成27年度～) ○住宅の認定				●認定基準等を策定し、事業者等へ周知 認定基準の策定 認定マークの公募 事業者向け説明会の開催	住宅課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
産科医・小児科医の充実	医学生に対して修学資金を貸与し、県内定着を図る。また、大学に周産期医療の寄附講座を設置するなど産科医・小児科医の養成を図る。	○県内定着を条件とした修学資金、研修資金の新規貸与者数 27人(H19～22年度累計) →毎年10人(H23年度～H25年度) ○県内定着を条件とした医学生修学資金の新規貸与者数 H26年度 8人	●修学資金等の貸与				医務業務課 ※需要が少なく、安定確保の点でも効果が低い研修資金制度を休止(6枠)し、代わって医学生修学資金の貸与枠(4～8枠)を拡大し、卒後の県内定着を目指す。
発達障害児者への支援の充実	障害者医療福祉相談モール(H25～)を設置し、複雑困難な相談に高い専門性で対応し、県南部の相談体制を充実する。 また、発達障害者支援キーパーソンを養成し、学齢後期から成人期の発達障害に関する専門的相談支援を実施する圏域相談支援センターの機能を強化する。 さらに、高機能自閉症等の知的障害を伴わない発達障害者に特化した宿泊型生活訓練と就労準備訓練を一体的に実施し、身近な地域で安心して生活できる体制を整備する。	○障害者医療福祉相談モール(H25～)における発達障害相談支援件数 261件(H21年度) →760件(H23年度～) ○発達障害者支援キーパーソンの養成数 9人(H21年度) →42人(H26年度までの累計) ○宿泊型生活訓練と就労準備訓練の一体的実施による地域生活移行支援対象者数 — (H23年度) →毎年10人(H24年度～H26年度)	●小児保健医療センター療育部での相談支援	●障害者医療福祉相談モールの相談支援			障害福祉課
			760件	760件	760件	760件	
児童虐待防止対策の充実	育児疲れや育児不安を抱えた保護者が無料利用券を活用して、保育所等が実施する一時預かりを必要ときに利用できるよう、市町の取組を支援する。また、乳幼児縦さぶられ症候群の予防など、妊娠期からの虐待防止の促進を図る。	○一時預かり事業年間延べ利用児童数 37,000人(H21年度) →66,000人(H26年度)	●発達障害者支援キーパーソンの養成				健康長寿課 子ども・青少年局
			養成総数23人(年間7人)	養成総数30人(年間7人)	養成総数37人(年間7人)	養成総数42人(年間5人)	
児童虐待防止対策の充実	育児疲れや育児不安を抱えた保護者が無料利用券を活用して、保育所等が実施する一時預かりを必要ときに利用できるよう、市町の取組を支援する。また、乳幼児縦さぶられ症候群の予防など、妊娠期からの虐待防止の促進を図る。	○一時預かり事業年間延べ利用児童数 37,000人(H21年度) →66,000人(H26年度)	●宿泊型生活訓練と就労準備訓練の一体的実施による地域生活移行支援				健康長寿課 子ども・青少年局
			10人	10人	10人	10人	
児童虐待防止対策の充実	育児疲れや育児不安を抱えた保護者が無料利用券を活用して、保育所等が実施する一時預かりを必要ときに利用できるよう、市町の取組を支援する。また、乳幼児縦さぶられ症候群の予防など、妊娠期からの虐待防止の促進を図る。	○一時預かり事業年間延べ利用児童数 37,000人(H21年度) →66,000人(H26年度)	●一時預かり事業利用券の配布(利用券活用に伴う負担助成) ●一時預かり事業を行う民間保育所等の体制強化				健康長寿課 子ども・青少年局
			一時預かり事業年間延べ利用児童数 45,000人	一時預かり事業年間延べ利用児童数 52,000人	一時預かり事業年間延べ利用児童数 59,000人	一時預かり事業年間延べ利用児童数 66,000人	

施策1-2 自然や文化・芸術についての子どもの体験を量的・質的に充実します。			年次計画				所管課 ※2013年度版からの変更点
事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
低炭素社会づくり学習支援事業	地球温暖化防止活動推進員等が学校や地域に出向き学習を進める。	○学校・地域団体における低炭素社会づくり学習の実施回数 — (H22年度) →420回(H23～26年度累計)	●低炭素社会づくり学習の実施				温暖化対策課 ※目標の内訳を修正
低炭素社会づくり学習支援事業	地球温暖化防止活動推進員等が学校や地域に出向き学習を進める。	○学校・地域団体における低炭素社会づくり学習の実施回数 — (H22年度) →420回(H23～26年度累計)	学習の実施 学校 50回 地域 50回	学習の実施 学校 40回 地域 60回	学習の実施 学校 50回 地域 70回	学習の実施 学校 50回 地域 50回※	温暖化対策課 ※目標の内訳を修正

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
体系的な環境学習推進支援事業	幼児の自然体験型環境学習や小学校等におけるエコ・スクールの実践等を支援するとともに環境学習の状況調査を実施し、体系的な環境学習の展開を図る。	○幼児自然体験学習指導者実践学習会の参加園数 － (H22年度) →100園(H23～26年度の累計) ○エコ・スクール実施校 － (H22年度) →20校(H26年度)	●幼児自然体験学習指導者実践学習会の実施 学習会参加園 25園 学習会参加園 25園 学習会参加園 25園 学習会参加園 25園 ●エコ・スクール実施校の支援(表彰、教材支援等) 実施校の拡大				

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版から の変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「文化芸術の力を教育に」推進モデル事業	子どもたちの内面的問題解決に文化芸術の力を活かし、子どもたちのコミュニケーション能力の育成を図るため、芸術表現体験活動を取り入れたワークショップ型のプログラムを検討し、実施する。	○芸術表現活動を取り入れたグループ・ワークショップ型の授業プログラムを行う学校数 － (H24年度)→延べ6校(H26年度)]			●芸術表現活動を取り入れたグループ・ワークショップ型の授業プログラムの実施 3校で実施	3校で実施	文化振興課
学校いきいき体験活動プロジェクト	話し合い活動と体験活動の充実をとおして、望ましい人間関係を築く実践研究を行い、その成果をいじめの未然防止に生かすとともに、学力の向上、自己有用感の育成につなげる。	○実践研究に取り組む学校数(小・中学校) － (H25年度) →5校(H26年度)				●実践研究の実施 5校で実施	学校教育課
高校生読書率向上プロジェクトの推進	高校生による「ビブリオバトル」(書評合戦)の普及・啓発を行い、高校生の読書率向上を図る。	○1か月に1冊以上本を読む高校生の割合 56%(H23年度) →59%(H26年度)			●1か月に1冊以上本を読む高校生の割合 58%	59%	生涯学習課
地域住民と連携したいじめ対応への支援	学校支援地域本部事業の制度を活用し、いじめ対応の視点をもって、地域住民と学校との連携を行う市町に対して支援する。	○いじめ対応の視点をもって、地域住民と学校との連携に取り組む学校支援地域本部数 － (H24年度) →15本部(H26年度)			●いじめ対応の視点をもって取り組む本部数 15本部で実施	15本部で実施	生涯学習課
親子冒険遊び場推進事業	子どもたちが野外での遊びのなかで自然に触れ、さまざまな人と関わりながら育つことができる「冒険遊び場づくり」を推進するため、核となる人材(冒険遊び場リーダー)を育成する。	○冒険遊び場リーダー研修修了者数 － (H22年度) →50人(H23～24年度累計)	●冒険遊び場リーダー研修会等の開催 冒険遊び場リーダー研修修了者 25名(延べ25名)	冒険遊び場リーダー研修修了者 25名(延べ50名)			子ども・青少年局

施策1-3

特色ある学科を設置するなど魅力と活力ある学校づくりを進めます。

○生徒の多様なニーズに応えるとともに、高校教育の活性化を図るため、再編計画に基づき高校再編の取組を進めるとともに、学力や体力の向上に向けて教育内容の充実を図るなど、魅力と活力ある学校づくりを進めます。

○障害のある子とない子がともに学ぶインクルーシブ教育の構築に向けた特別支援教育のあり方について検討し、自立と社会参加を目指す特別支援学校づくりを進めます。

○学校においてこれまでから積み上げてきた教育力を基盤に、地域・家庭・学校が一体となって、いじめから子どもを守る環境づくりを進めます。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
県立高等学校の再編の推進	県立高等学校の魅力と活力を一層高め、滋賀の子どもたちに将来にわたって豊かな教育環境を提供するため、平成24年12月に策定した再編計画に基づき高校再編の取組を推進する。	○計画に基づき再編する学校数 ・総合単位制高校の設置 →1校(H26年度) (・統合新校の設置→2校(H28年度)) ・地域に根ざした学校づくり →1校(H26年度) ・職業系専門学科の改編等 →7校(H26年度) ・総合学科の充実→1校(H26年度) ・定時制課程の見直し →2校(H26年度)			●再編計画に基づく新校開設や学科改編等に向けた取組	総合単位制高校の設置、学科改編等 12校	学校支援課
確かな自己実現支援事業	継続的な高大連携や高校間の連携を進めることなどにより、体験的・問題解決的な教育活動等を展開し、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし自己実現を図る。	○体験的・問題解決的な教育活動や高度な技能を習得する活動、地域に貢献する活動等に取り組む各年度の学校数 — (H21年度) →15校(H26年度)	●体験的・問題解決的な教育活動や高度な技能を習得する活動等の実施 15校で実施	15校で実施	15校で実施	15校で実施	学校教育課
子どもの学び改善プロジェクト	小中学校児童生徒の学力向上を図るため、言語活動の充実を通して基礎学力の定着に取り組む実践研究、放課後を活用した補充学習の体制づくりの支援、評価問題の活用による記述する力の育成を推進する。	○言語活動スタートアップ事業研究指定校数 — (H25年度) →小学校11校・中学校11校(H26年度) ○放課後を利用した補充学習を、5年生児童に対して週1回以上実施する学校の割合 — (H25年度) →全小学校の30%(H26年度) ○記述式の問題を活用して授業改善に取り組む学校数 — (H25年度) →全小・中学校(H26年度)				●実践研究の実施 研究指定校 22校 ●補充学習の実施 5年生児童に対して 週1回以上実施 全小学校の30% ●記述式問題活用 全小・中学校	学校教育課
子どもの体力向上に向けた実践的取組事業	小学生の体力向上に向けて、各市町に拠点となる小学校を設定し、先進県での取組を参考に10分間運動の導入等、体力向上に向けた実践的な取組を行う。	○朝や業間、放課後を利用し、全校児童を対象とした10分間の運動を実践している小学校数 — (H25年度) →19校(H26年度)				●10分間運動等の実践 19校で実施	スポーツ健康課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版から の変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「ともに学び、ともにめざす」滋賀の特別支援教育推進事業	障害のある子とない子がともに学ぶモデル事業や、望ましい就学指導を進める研究会、県民等を対象とした全体フォーラムを開催するとともに、インクルーシブ教育システムの構築をめざした滋賀のめざす特別支援のあり方について検討する。 ※インクルーシブ教育 障害者権利条約（24条）や障害者基本法（16条）の各条で、共生社会（ノーマライゼーション社会）形成のための教育分野における取組として示されたもの。 「可能な限り障害者である児童および生徒が障害者でない児童および生徒と共に教育を受ける教育」と記される。	○今後の滋賀の特別支援教育の方向性を示す。 (H25) 内部検討 → (H26～) 外部識者等の意見を交え、本県特別支援教育のあり方を抜本的に見直し、インクルーシブ教育の構築に向けた基本的な考え方を明らかにする。 ・ともに学ぶモデル事業や県民フォーラムによりインクルーシブ教育構築の取組を進める。 ・市町教委とともに適正な就学指導について検討する。（就学の手引書の作成）				●インクルーシブ教育システム構築に向けた取組 ・モデル事業を実施（2地域） ・就学の手引書の作成 ・全体フォーラムの開催（1回） ・滋賀の特別支援教育のあり方の検討	学校支援課
小中学校における少人数学級編制の拡大	子どもと向き合う時間を確保し、より一層きめ細かな指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着や、児童生徒一人ひとりの個性や能力をのばすため、少人数学級編制を実施する。	○小中学校における少人数学級編制の実施・拡大 小1（国標準）、小2（国加配）、小3および中1、小4～6のいずれか1学年（H24年度） →小1（国標準）、小2（国加配）、小3および中1、小5・6のどちらか1学年、小4、中2、中3（H26年度）			●少人数学級編制の実施・拡大 小1（国標準） 小2（国加配） 小3および中1 小4～6のいずれか1学年 中2、3	小1（国標準） 小2（国加配） 小3および中1 小5・6のどちらか1学年※ 小4、中2、3※	教職員課 ※対象学年を拡大
生徒指導緊急サポート事業	子どもの命に関わる重大事案が発生した場合、弁護士等の専門家が専門的知見による助言・支援を行い、警察等司法に加え、福祉や医療機関とも一体となった危機対応を実施する。また、いじめで悩む子ども支援事業との合同ケース会議を実施し、いじめ問題への対応支援を行う。	○相談体制を整備し学校を支援 －（H24年度） →いじめで悩む子ども支援事業との合同ケース会議 月2回実施（H26年度）		●相談体制を整備し、学校を支援 ●複数の関係機関が一体となった具体的な連携推進	いじめ問題対応専門員との連絡会議 12回	相談支援員（いじめで悩む子ども支援事業）とのケース会議 月2回※	学校教育課 ※新規設定
いじめで悩む子ども支援事業 (旧いじめ問題対応専門員配置事業)	「相談支援員」を各地域に配置し、子どもや保護者からの相談対応を行うとともに、解決に向けての支援を図る。 また、市町との連携が必要な場合には「相談調整員」が連携を図るとともに、定期的な情報交換を行う。	○第三者的な立場から子どもに寄り添いながら、いじめ解決に向けた支援を実施 －（H24年度） →本部（県立含む）・県内4地域に相談支援員配置（H26年度）			●第三者的な立場から子どもに寄り添いながら、いじめ解決に向けた支援を実施 本部（県立含む）・県内4地域に専門員配置	本部（県立含む）・県内4地域に相談支援員配置※	学校教育課 ※新規設定

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版から の変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
いじめ対策調査研究事業	学識経験者からなる「いじめ対策研究チーム会議」を開催し、いじめ問題の原因と背景について分析・研究を行うとともに、恒久的な対策の策定に向け、専門的な見地からの意見を求める。また、教職員に対する研修会等を開催し、教員の資質向上を図る。	○恒久的ないじめ対策の策定(H26年度)			●恒久的ないじめ対策の策定に向け、専門的な見地から報告を求める。 研究チーム会議、研修会等 23回実施	当事業の成果も踏まえH25年度に策定したいじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策を推進する。	学校教育課
滋賀県いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法の規定に基づき、県の関係部局と関係機関・団体が連携していじめから子どもを守るための対策を推進するために、「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。	いじめの現状をはじめ、それぞれの機関・団体における対策の実施状況やその効果、課題等について意見・情報交換を年間3回実施し、対策の方針や方向性について検討する。				●協議会の設置 年間3回開催	学校教育課
滋賀県「絆をつむぐ学校づくり」研究事業	いじめ問題の対応として、児童生徒が生徒会活動等により「自己有用感」や絆を感じることができる学校づくりを推進するとともに、校内組織の役割分担や連携について具体的なモデルを開発し、その成果の普及を図る。	○小・中・高等学校それぞれの校種に調査研究校を指定 — (H25年度) →5校(H26年度)				●調査研究校の指定と研究成果の普及啓 調査研究校 5校	学校教育課
スクールカウンセラー等活用	いじめの未然防止、早期対応を促進するため、「いじめから子どもを守るための相談活動推進事業」とあわせて、スクールカウンセラーの相談体制の充実を図る。また、子どもいじめ夜間相談電話を開設し、いじめ等の悩みの相談を受け付ける。	○スクールカウンセラーを県内全ての公立中学校および県立高校に毎月派遣し、相談体制の充実を図る。 — (H21年度) →いじめから子どもを守るための相談活動推進事業と合わせて1校あたり訪問回数月1.5～8.9回(H26年度)※			●いじめ、不登校等の未然防止、早期対応を促 夜間相談電話「子どもナイトだいやる」		学校教育課 ※月1.5～5回→ 月1.5～8.9回
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置することにより、子どもの支援の充実を図るとともに、教職員に福祉的な視点を定着させる。	○スクールソーシャルワーカーを困難な課題を抱える小学校へ配置することにより、児童を取り巻く環境の改善・調整を図る。 — (H22年度) →11市11小学校に配置(H26年度)※			●いじめ、学校不適応等の未然防止、早期対応を促進		学校教育課 ※10市11小学校 →11市11小学校
県立特別支援学校キャリア教育総合推進事業	障害のある生徒の社会参加と職業的自立を促進するため、キャリア教育アドバイザーを配置し新たな実習・就職先企業の開拓を行う。また、就業体験や就職先企業のフォローアップの充実を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握したキャリア教育を行う。	○高等養護学校各年度卒業者の企業就職者数 19人(H21年度) →30人(H26年度)	●教育内容の充実、新たな就労先や就労体験企業の開拓 高等養護企業就職者 22人	高等養護企業就職者 24人	高等養護企業就職者 28人	平成26年度は施策2-1に新規設定した「企業の知見を生かした就労支援強化事業」において目標に向けた取り組みを行う。	学校支援課

2 働く場への橋架けプロジェクト

(総合政策部、健康福祉部、商工観光労働部、教育委員会)

【目指す方向】

人のつながりや地域のつながりを強化することなどにより、若者、女性、障害のある人、高齢者、外国人など、誰もが多様な働く場に参加でき、力を発揮できる環境を整備し、地域社会での安定した生活の糧を確保します。

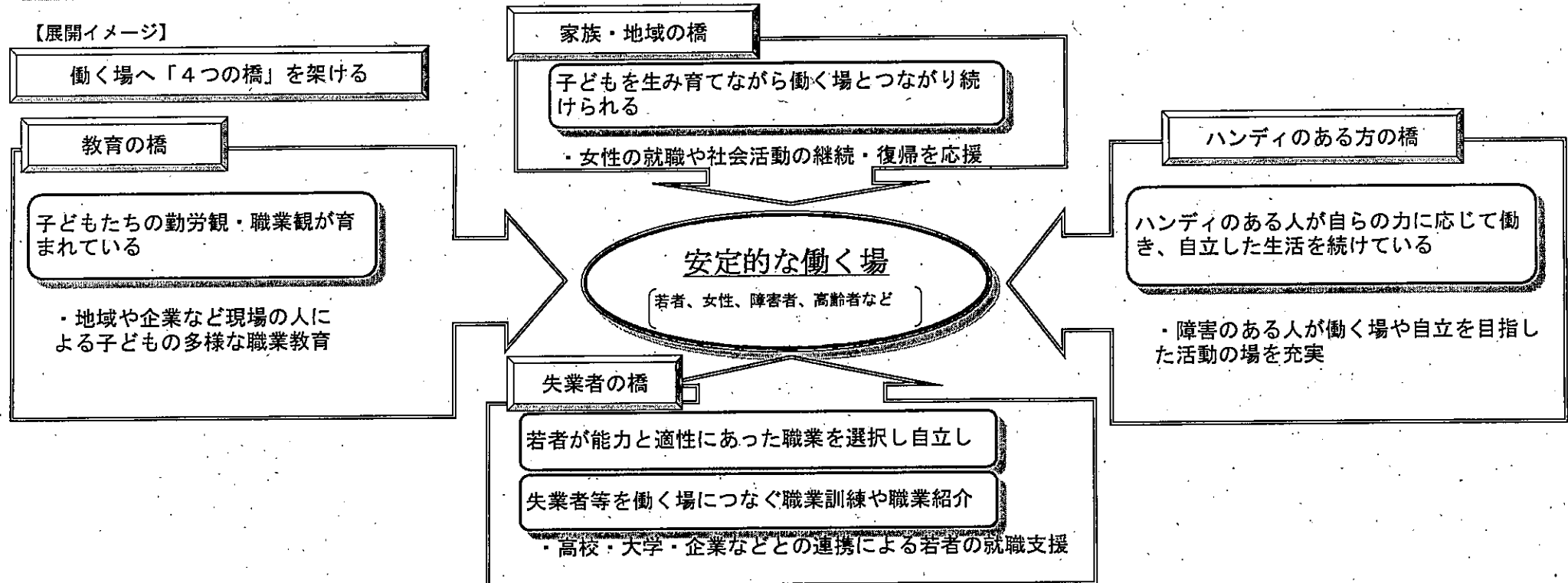
【平成26年度(2014年度)の目標とする指標】

	H21年度	H26年度(目標)
○就業人口の継続的な増加		
○職業訓練受講者の就職率	65%	70%
○男女共同参画センターの支援を受けて活躍する女性の数	18人	100人
○平日の昼間に保育を利用できる児童の数	26,897人	29,000人
○放課後児童クラブの受入人数	8,232人	10,000人
○働き・暮らし応援センターを利用し就業する人の数	287人	500人

【目標】

- 子どもたちの勤労観・職業観が育まれていること。
- 男女を問わず、若者が能力と適性にあった職業を選択し、職業人として自立できていること。
- 失業や転職による離職者を働く場につないでいく職業訓練や職業紹介の環境が整備されていること。
- 子どもを生み育てながら働く場とつながり続けるための環境が整備されていること。
- 高齢者や障害のある人が自らの力に応じて働き、自立した生活が続けることができる環境が整備されていること。

【展開イメージ】



施策2-1 地域や企業など現場の人による子どもの多様な職業教育を進めます。			○学校から社会・職業へのスムーズな移行や社会人・職業人として自立を図るため、小学生から大学生まで、それぞれの段階に応じた職業体験等の取組を進めることにより、働くことの意義など、しっかりした勤労観・職業観を育成します。			
事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画			
			H23	H24	H25	H26
おうみしごと体験事業	小学生から中学1年生の児童・生徒を対象に、様々な職業を紹介するとともに、実際のしごとを体験する場を提供する「おうみしごと体験フェスタ」を開催し、職業観・勤労観を育むきっかけ作りを行う。	○おうみしごと体験フェスタ参加者数 — (H22年度) →4,000人(H23年度～)	●おうみしごと体験フェスタの開催			
			参加者 4,000人	参加者 4,000人	参加者 4,000人	参加者 4,000人
中学生チャレンジウィーク事業	子どもたちの勤労観・職業観を育み、自らの将来の生き方を見出ししていく力を養うため、中学2年生に対し5日間の職場体験を実施する。	○5日間以上の職場体験を実施した公立中学校数 87/100校(H21年度) →全公立中学校(H23年度～)	●5日間以上の職場体験の実施			
			全公立中学校で実施	全公立中学校で実施	全公立中学校で実施	全公立中学校で実施
普通科におけるキャリア教育推進事業	高等学校普通科におけるキャリア教育を進めるため、外部講師を積極的に活用し、学習内容の充実を図る。また、指定校を設け、1、2年生を対象に就業体験を実施する。	○普通科高校就業体験実施校数 — (H21年度) →6校(H25年度)	●普通科高校における就業体験の実施			
			2校	4校	6校	
県立高等学校キャリア形成支援事業	社会人基礎力の育成や就業体験を効果的に活用しながらキャリア教育の実践研究に取り組み、社会的・職業的自立を目指す効果的なカリキュラムの研究・開発を行う。	○キャリア形成支援研究指定校 — (H25年度) →8校(H26年度)				●効果的なカリキュラムの研究・開発 8校で実施
職の担い手育成事業	「職の担い手育成推進校」を指定し、地域産業と高校との連携により、インターンシップ等の就業体験など、実践的な体験学習を実施する。	○就業体験の実施校数 — (H21年度) →9校(H26年度)※	●地域産業と高校との連携により実施			
			8校で実施	8校で実施	8校で実施	9校で実施※
伝統産業弟子入り体験推進事業	芸術系大学生や高校生等が、産地組合等の受け入れにより、伝統産業のものづくり体験と研修課題に取り組む。	○伝統産業弟子入り体験者数 — (H22年度) →200人(H23～26年度累計)	●伝統産業のものづくり体験の実施			
			50人参加	50人参加	50人参加	50人参加
企業の知見を生かした就労支援強化事業	企業就労を進めるため、企業の知見を生かした作業学習の見直しと授業改善を行うとともに、働くことに必要な基礎的な態度や技能を身につけるための新たな仕組みづくりを進める。	○高等養護学校各年度卒業者の企業就職者数 19人(H21年度) →30人(H26年度)				●企業の知見を生かした教育内容の充実 高等養護企業就職者 30人
						学校支援課 (※施策1-3「県立特別支援学校キャリア教育総合推進事業」で取り組んできた目標を当該事業に新規設定し、取り組む。)

施策2-2 高等学校・大学・企業などとの連携による若者の就職支援と、失業者や離職者への職業訓練を充実します。			年次計画 H23 H24 H25 H26				所管課 ※2013年度版からの変更点
おうみ若者未来サポートセンターの設置	若年求職者に対する支援機関を一体化したおうみ若者未来サポートセンターを設置するとともに、カウンセリング機能を強化するなど、支援策の充実を図る。併せて、サポーター企業の組織化を進め、安定的な雇用の受け皿を確保する。	○おうみ若者未来サポートセンター(ヤマガタヨウセンター、滋賀の三方よし人づくりセンター等)を通じた就職者数 1,672人(H21年度) →1,600人(H26年度)	●おうみ若者未来サポートセンターによる就職支援				労働雇用政策課
			就職者数 1,600人	就職者数 1,600人	就職者数 1,600人	就職者数 1,600人	
求職者総合支援センター事業	中高年齢者および外国人等の離職を余儀なくされた者等求職者の生活の安定および再就職を図るため、求職者総合支援センターを国の制度終了後も引き続き設置し、生活・就労に関する総合的な相談支援を実施する。	○求職者総合支援センターを通じた就職者数 205人(H22年度) →220人(H26年度)	●求職者総合支援センターによる就職支援				労働雇用政策課
			就職者数 220人	就職者数 220人	就職者数 220人	就職者数 220人	
職業訓練の実施による就職支援	高等技術専門学校において、高等学校卒業生および離職者等に対する職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就職支援を行う。	○職業訓練受講者の就職率 65%(H21年度) →70%(H26年度)	●高等技術専門学校および民間教育訓練機関等を活用した職業訓練の実施				労働雇用政策課
			就職率 68%	就職率 69%	就職率 69%	就職率 70%	
生活困窮者自立支援事業	平成27年度から施行予定の生活困窮者自立支援制度を円滑に開始できるようモデル事業を実施するとともに、市町における相談支援事業等の立ち上げ支援を行う。	○相談窓口の設置 ー(H25年度) →6箇所(H26年度) ○就労場所の確保と開拓 ○被保護世帯の中学生学習支援 4箇所(H25年度) →15箇所(H26年度)	●相談窓口の設置 6箇所 ●就労場所の確保と開拓 ●学習支援 実施箇所数 15箇所				健康福祉政策課

○高校や大学などの新規卒業者を含め多くの若者が就職できなかったり、失業した人が再就職できないという大変厳しい状況が続いています。
 そのため、支援を必要とする若年求職者に対して、学校や企業、ハローワークが一体になり、相談から就職まで一貫した支援を行うとともに、失業者に対し職業訓練の機会を提供し、再就職を支援します。

施策2-3
女性の就職や社会活動の継続・復帰を応援します。

〇人口減少社会において、女性の活躍推進は不可欠となっているが、女性の労働力率は30歳代に大きく落ち込むM字カーブを描いており、また出産・子育てによる離職後の女性の再就職や継続した就労、社会へ一歩踏み出したい女性を支援する仕組みが十分整備されていない。そこで、滋賀の活性化の切り札として様々な分野で女性の能力や潜在的な力の活用が図れるよう女性の活躍を積極的に推進することとし、ワーク・ライフ・バランスの推進や保育所、放課後児童クラブなどの子育て環境の充実を図るとともに、一時預かりや就労相談、職業紹介など就労支援をワンストップで行う窓口を整備します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの変更点	
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6		
女性の活躍の場拡大 応援事業 (旧女性活躍推進プロジェクト応援事業)	滋賀の経済・地域の活性化の切り札として様々な分野で女性の能力や潜在的な力の活用を図る「CARAT(カラット) 滋賀・女性・元気プロジェクト」の一環として、県として取り組む施策を重点的かつ庁内横断的に展開するための検討を行うとともに、大学生等による普及啓発、女性のNPO活動等への支援など、女性の活躍の場の拡大に向けた総合的な情報発信を行う。	○女性活躍推進展開方策の決定(平成25年度) ○NPO法人の役員における女性比率 28% (平成24年度) →30% (平成26年度) ※ p			●展開方策の検討 展開方策の決定	●展開方策の事業化に向けた検討 展開方策に基づく事業の展開 NPO法人役員の女性比率 30%※	県民活動生活課 男女共同参画課 ※新規設定	
滋賀の女性経営者 フォーラム開催事業	県内の各分野で活動している女性経営者が一堂に会し交流することにより、経営者等としての女性の社会進出の促進と地域経済の活性化を図る。	○県内女性経営者の参加者数 — (H24年度) →200人 (H25、H26年度)			●経営者等としての女性の社会進出の促進 参加者数 200人	参加者数 200人	中小企業支援課	
女性の就労トータル サポート事業 (マザーズジョブステーション)	出産や子育てによる離職後の女性の再就職や、社会へ一歩踏み出したい女性、自立をめざす母子家庭の母等を支援するため、就労相談や仕事と子育ての両立に向けたアドバイス、一時預かりの実施、求人情報の提供や職業紹介などの就労支援をワンストップでできるシステムを整備する。	○マザーズジョブステーションを通じた就職件数 — (平成22年度) →400件 (平成26年度)	●関係機関調整 開設準備	●マザーズジョブステーションの開設・運営			●(仮称)南部地域 滋賀マザーズジョブステーションの 開設・運営 ※	男女共同参画課 子ども・青少年局 労働雇用政策課 ※新規設定
			年間就職件数 100件	年間就職件数 250件	年間就職件数 325件	年間就職件数 400件		
女性のチャレンジ支援事業	女性の新たなチャレンジへの支援として、起業やコミュニティビジネス等に向けて講座の実施などを行うとともに、入り口としての相談から社会参画に結びつくまでの継続したサポートを行う。	○男女共同参画センターの支援を受けて起業や社会活動など活躍する女性の数 18人 (平成21年度までの累計) →100人 (平成26年度までの累計)	●女性のチャレンジ相談、チャレンジ支援講座等の実施				男女共同参画課	
			センターの支援を受けて活躍する女性の数 50人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 67人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 83人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 100人(累計)		

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
ワーク・ライフ・バランス企業応援事業	中小企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組を進めるためワーク・ライフ・バランス推進企業の登録や取組促進のための情報提供等により、企業が行う次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定および実践活動を支援する。	○ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(累計) 480件(H22年度) →730件(H26年度)	(ワーク・ライフ・バランス企業応援事業) ●ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の推進				労働雇用政策課
中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進事業	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発および実践を支援する「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員」を設置し、中小企業関係団体とセミナーの開催や企業訪問指導によるモデル事例の発信を協働で行い、中小企業関係団体の主体的な取組を促進する。		推進企業登録 500件(累計)	推進企業登録 645件(累計)	(中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進事業) ●中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員の設置	推進企業登録 690件(累計) 推進企業登録 730件(累計)	
保育サービスの充実	保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、市町による保育所等の計画的な整備や家庭的保育事業を促進し、子どもへの確実な保育の提供を図る。	○平日昼間の保育利用児童数 ()内は家庭的保育利用数 26,897人(0人)(H21年度) →29,000人(170人)(H26年度)	●家庭的保育事業関連研修会の実施、啓発パンフレットの配布				子ども・青少年局
	保育の質の向上を図るため、1、2歳児保育においてこれまで実施してきた市町の保育士加配に対する支援を拡大し、3歳児についても加配を支援する。		●民間保育所等の整備の支援	平日昼間保育利用児童数 28,200人(65人)	平日昼間保育利用児童数 28,700人(100人)	平日昼間保育利用児童数 28,900人(135人) 平日昼間保育利用児童数 29,000人(170人)	
保育士確保対策の推進	保育人材バンクによる潜在保育士の再就職支援、保育士養成校新卒者の県内保育所への就職促進、現任保育士の就労継続支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を運営するとともに、保育士資格取得に必要な修学資金の貸付けを行う。また、保育士の処遇の改善を図る。さらに保育士への感謝のメッセージを募集・発信することにより、保育士を応援する気運を醸成する。	○保育士従事者数 H25年4月…6,130人 →H27年4月…6,790人 (うち保育人材バンク活用による採用決定者数100人)	●保育人材バンクの運営支援、職場復帰のための研修会の開催、無料職業紹介事業の実施				子ども・青少年局
			●保育士・保育所支援センターの運営	●保育士修学資金の貸付	●保育士の処遇改善	●保育士さんありがとう(保育士応援キャンペーン実施)	
放課後児童指導員等 資質向上事業	放課後児童クラブ指導員の資質・スキルの向上のために、基礎から専門まで学習できる研修を実施し、放課後児童クラブの質の確保および放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図る。	○研修会参加者数 450人(H25年度まで累計) →600人(H26年度まで累計)	●研修会の実施				子ども・青少年局
			保育人材バンク活用による採用決定者(延べ人数) 20人(延べ40人)	保育人材バンク活用による採用決定者(延べ人数) 20人(延べ60人)	保育士従事者数 対前年 330人増 うち保育人材バンク活用による採用決定者数(延べ人数) 20人(延べ80人)	保育士従事者数 対前年 330人増 うち保育人材バンク活用による採用決定者数(延べ人数) 20人(延べ100人)	
						参加者数 150人(延べ600人)	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
放課後児童クラブの設置促進	放課後児童クラブの施設整備を支援するとともに、市町に対して運営費補助を行い、クラブの安定的な運営を図る。	○放課後児童クラブ 利用児童数(小学1～3年生) 8,232人(H21年度) →10,000人(H26年度)	●放課後児童クラブの整備、運営支援				子ども・青少年局
			利用児童数(1～3年生) 9,200人	利用児童数(1～3年生) 9,450人	利用児童数(1～3年生) 9,700人	利用児童数(1～3年生) 10,000人	
男性の育児休業取得の促進	育児休業を取得する男性を雇用する事業主に対して奨励金を支給し、民間企業における男性の育児休業取得を促進する。	○奨励金を支給する年間事業所数 —(H21年度) →15社(H23年度～)	●男性の育児休業取得を奨励する事業所への支援				子ども・青少年局
			事業所数 15社	事業所数 15社	事業所数 15社	事業所数 15社	

施策2-4

障害のある人が働く場や自立を目指した地域生活の場を充実します。

○雇用情勢の悪化に伴い相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化への対応の必要性が高まっていることから、働き・暮らし応援センターを中心に、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズをマッチングさせ、企業での職場定着や就労に伴う生活支援を一体的に実施します。
○障害のある人の造形活動を推進するため、作家や施設への相談支援を行う機関の運営経費を助成するとともに、企画展の開催や情報発信等を支援する。
○重度障害児者等の地域での生活を支えるため日中活動の場などの充実を図ります。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
障害者の就労と生活を応援する事業	障害者の職業面・生活面での相談支援を一体的に行う働き・暮らし応援センター等の体制を強化し、職場開拓、企業就労、職場定着等を促進する。	○働き・暮らし応援センターを利用して就業する人の数 287人(H21年度) →500人(H26年度)	●障害のある人の就労支援体制の充実、働き・暮らし応援センター運営の補助				障害福祉課 労働雇用政策課
			就業する人 370人	就業する人 420人	就業する人 460人	就業する人 500人	
介護の場における知的障害者就労促進検討事業	知的障害者の介護の場での就労を促進するため、知的障害者を対象とした介護職員養成研修、スキルアップ研修および知的障害者を雇用する介護事業所の職員を対象とした研修のプログラムの開発を行う。また、県内の介護事業所において当該研修を修了した知的障害者の雇用拡大を図っていくための方策について検討する。	○新たな研修カリキュラムによる研修の策定				●新たな研修カリキュラムの策定 研究委員会による研修カリキュラム等の研究開発	障害福祉課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
就労移行支援促進事業	一般企業等への就職を希望する障害者に就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行う就労移行支援事業所職員に対し、企業の協力を得て企業ニーズをふまえた実習を行い、就労移行をより促進するとともに、制度改定に対応した「就労アセスメント手法に関する研修」を実施し、障害者一人ひとりに応じたきめ細やかな就労アセスメント体制を構築し、一般就労する障害者の拡大に資する。	○福祉施設から一般就労への人数 72人 (H24年度) →50人 (H26年度)				●企業等就労現場実習・就労アセスメント手法研修の実施 福祉施設から一般就労への人数 121人	障害福祉課
障害者の造形活動の推進	障害のある人の造形活動を推進するため、公募作品展を開催するとともに、N O - M A が行う企画展の開催や情報発信等の取組、作家や施設への相談支援を行う障害者造形活動支援センターの運営を支援する。	○県が支援する公募展 - (H22年度) →1回 (H23年度～) ○N O - M A ホームページ閲覧数 42,069回 (H21年度) →84,000回 (H26年度)	●地域における芸術活動の場づくりの支援 公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回	公募展 1回	障害福祉課
重度障害児等々の地域移行の促進	重度障害児等々の社会参加を地域で支えるため、日中活動の場となる生活介護事業所の整備を支援する。 また、重度障害者等々の入所支援と地域生活支援を一体的に推進し、その地域移行を促進するため、県と市町の協働により事業所の支援レベルの向上を図る。	○生活介護事業所（重心対応事業所含む）の利用定員 1,670人 (H22年度) →1,875人 (H26年度)	●重症心身障害児等々の日中活動の場の整備 利用定員1,755人 (新規 85人)		利用定員1,875人 (新規 120人)		障害福祉課

3 地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト (健康福祉部、病院事業庁)

【目指す方向】

若い頃からの健康づくりを推進しながら医療を充実させるとともに、人のつながりや地域のつながりを強くすることにより、医療や介護の不安を安心に変え、幸せな最期を迎えることができる“終の住み処”づくりを進めます。

また、医療・福祉分野でのサービス拡大を経済成長につなげます。

【目標】

- 県民が予防の重要性を理解し、健康的な生活習慣を身につけていること。
- どこでも誰でも納得のいく医療を享受でき、地域で安心して生活のできる在宅介護・在宅看取りの体制が整備されていること。
- 医療・福祉・情報ネットワークでの経済的な成長を同時に図ること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H26年度(目標)
○がん検診受診率	胃がん 45.8% 肺がん 50.2% 大腸がん 44.7% 子宮がん 36.3% 乳がん 37.2%	各50%以上
○生活習慣病（がん、脳血管疾患、急性心筋梗塞）による年齢調整死亡率 ※人口10万人あたり。基準を昭和60年の年齢構成として調整したもの。	179.9人 (H20年度)	160.0人
○在宅療養を支援する機能の整備箇所数	0箇所	8箇所
○地域連携クリティカルパスの実施件数	31件	90件

【展開イメージ】

幸せな
“最期を
住みえ
られる
づくり

医療や介護の不安
を安心に変え、住
み慣れた地域で暮
らせるようにする

在宅介護、在宅看取りの体制整備

健康的な生活習慣づくり

地域医療を担う医師・医療
専門職の育成

- ・医師確保対策の推進
- ・看護職員確保対策の推進
- ・医療専門職の育成

医療と福祉が連携し、在宅で
療養できる体制の整備と地
域におけるかかりつけ医の確
保

- ・在宅医療等の推進
- ・認知症対策の推進
- ・難病対策の推進

県民の健康づくり、疾病の早
期発見・早期治療の支援

- ・がん対策の推進
- ・糖尿病対策の推進
- ・介護予防対策の推進

施策3-1 **地域医療を担う医師・医療専門職を育成します。**

○厳しい医療専門職の不足に対応し、奨学金制度の活用や大学、医療関係者、地域住民等が一体となった医学生の支援などにより、地域医療を担う医師・看護職員の確保と定着を進めます。

また、各医療専門職がそれぞれの分野で自立しながらチームで一体となった地域の医療を支えることができるよう、臨床能力の高い医療専門職の育成を進めます。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H23	H24	H25	H26	
医師確保対策の推進	医師養成奨学金貸与者のキャリア形成や女性医師の継続就労支援などの医師確保対策の実施拠点としての「医師キャリアサポートしが」の設置運営、魅力ある病院づくり、女性医師の働きやすい環境づくり、働く意欲を引き出す職場環境整備など、医師確保のための対策を総合的に行う。 また、寄附講座の設置、臨床研修医確保・定着プログラム等支援、医師養成奨学金の貸与などにより、学生・臨床研修医等の県内定着を促進する。	○県内定着を条件とした滋賀医科大学奨学金の新規貸与者数 15人(H21～22年度の累計) →40人(H23～26年度の累計)	●医師養成奨学金の貸与				医務薬務課
			奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	
看護職員確保等対策の推進	看護職員を増やすとともに、地域医療を担う高度な専門的知識と技能を有する看護職員を確保するため、看護職員の養成、確保定着、潜在看護力の活用、資質向上を柱として総合的な対策を実施する。	○看護職員数(常勤換算) 12,249人(H20年) →14,029人(H26年)	●看護職員確保対策の推進				医務薬務課
			看護職員数 13,143人	看護職員数 13,453人	看護職員数 13,744人	看護職員数 14,029人	
在宅医療福祉を担う看護職員確保対策の推進	在宅医療福祉を担う訪問看護ステーション等の看護職員の確保・養成を図るため、職場復帰に向けた研修や子育て支援などにより、潜在看護職員の再就業を支援する。	○訪問看護ステーション等への再就業看護職員数 一人(H23年) →135人(H24～26年度の累計)	●在宅医療福祉を担う看護職員の確保・養成				医務薬務課
			再就業看護職員数 45人	再就業看護職員数 45人	再就業看護職員数 45人	再就業看護職員数 45人	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
在宅医療福祉を担う 看護職員養成事業	訪問看護ステーション実習を通して看護学生に訪問看護の意義・魅力を重点的に啓発し、卒後訪問看護師を志す人材を養成するとともに、就労後も必要な技術の強化を図り、専門性を高めるための研修体制を整備することにより、在宅医療推進の要となる訪問看護師の確保・資質向上を一体的に進める。 医療機関の看護職員が在宅医療を支えるための知識等を習得する研修および在宅医療を支える施設に勤務する看護職員の研修機会を確保することにより、資質向上を図る。	○訪問看護実習における訪問看護の意義・魅力の啓発実施数 192グループ (H25年度) → 240グループ (H26年度) ○在宅医療福祉施設・医療機関看護職員の研修受講者数 一人 (H25年度) → 20人 (H26年度)				●訪問看護実習環境整備事業(訪問看護の意義・魅力啓発) 実習指導グループ数 240グループ ●在宅医療福祉施設・医療機関の看護職員相互研修事業 研修受講看護職員数 20人	医療福祉推進課 医務薬務課
地域を支えつなぐ医療専門職育成事業	各医療専門職がそれぞれの分野で自立しながらチームで一体となって地域の医療を支えることができるよう、臨床能力の高い医療専門職の育成を進める。	○地域医療を支える医療専門職育成のための研修プログラム数(職種別) — (H22年度) → 7プログラム (H26年度)	●研修プログラムの検討、研修の実施 3プログラム実施 5プログラム実施 7プログラム実施				病院事業庁
福祉人材バンク運営事業	福祉の人材不足が深刻な状況である県東北部に、地域のニーズに応じたきめ細かな相談・助言、情報提供、啓発・広報を行う拠点として既設の福祉人材センター(草津)の支所である「福祉人材バンク」を設置し、福祉人材の確保を促進する。	○紹介件数における就職件数の割合 — (H22年度) → 33% (H26年度)				●バンク開設 紹介件数における就職件数の割合 33%	健康福祉政策課
地域リハビリテーション人材養成事業	2025年を展望し、高齢者をはじめとした地域で暮らす人たちの生活と支援の変化に対応するため、がんや血管病、認知症になっても地域で健康的に生活できるよう、地域リハビリテーションの中核を担う理学療法士・作業療法士の養成のための調査・検討と、卒後人材の研修システムを構築する。	○H25～ 地域リハビリテーション人材養成のための計画の策定 ○H25 卒後の研修システムの構築			●人材養成のための調査・検討および計画の策定 卒後の研修システムの構築 研修システムの運用		健康長寿課 医務薬務課

施策3-2

県民の健康づくりや疾病の早期発見・早期治療を支援します。

○壮年期の肥満者の割合が増加し、メタボリックシンドロームへと進行する人の増加が懸念されることから、生活習慣病である糖尿病やがんを重点に、必要な健康情報等の発信や予防対策の正しい理解についての啓発などにより健康づくりを進めます。

○全県域でがんの的確、迅速な診断を可能とする病理・画像遠隔診断体制を整備し、がんの早期発見、早期治療をします。

○高齢者ができる限り、介護を必要としない、あるいは重度化しないよう介護予防を推進します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
健康いきいき21重点化事業 (糖尿病対策、がん 計画推進)	糖尿病のおそれがある人や治療中の患者、 医療従事者に健康情報等を発信するととも に、医師の生涯教育を支援する。また、糖尿 病に関する医療連携を強化し、一般診療所に おいて適切な生活指導が行われるよう体制を 整備する。 ※二次医療圏 特殊または高度専門医療に属する部分を除 き、原則として圏域において入院医療までが 充足される一般 滋賀県がん対策の推進に関する条例および 滋賀県がん対策推進計画に基づき、がんの予 防および早期発見、がん患者とその家族の身 体的・精神的苦痛、経済的負担その他社会生 活全般にわたる苦痛を軽減するための支援 等、総合的ながん対策を推進していく。	○糖尿病地域医療連携体制が機能している二次医療圏 — (H22年度) →全圏域(7圏域)(H26年度) 					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
健康情報の提供	県民に対し、信頼度が高く有用な健康情報をIT等を活用して提供し、県民がいきいきとした生活を送ることができるよう支援を行う。	○県民がIT等を活用してアクセスできる健康情報のコンテンツ数 — (H22年度) → 4シリーズ (H26年度)	●IT等を活用した健康情報の提供				病院事業庁
			コンテンツ 1シリーズ (新規 1)	コンテンツ 2シリーズ (新規 1)	コンテンツ 3シリーズ (新規 1)	コンテンツ 4シリーズ (新規 1)	
健康寿命をのばそう！プロジェクト	運動・食生活・禁煙・介護予防の4つを重点項目とし、健康情報の分析と市町等への提供を行うとともに、地域で健康づくりを実践する企業・NPO等の発掘と活動紹介、表彰等を行い、企業等の民間活力を活用した「健康なまちづくり」を推進する。	○健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数 754団体 (H24年度) → 839団体 (H26年度)				●健康づくりを実践する企業の発掘 健康づくりを実践する企業発掘数 85団体	健康長寿課
遠隔病理診断体制の整備	がんに対する的確かつ迅速な診断を可能とするため、病理診断教育支援体制の構築を図り、遠隔病理診断体制を構築する。	○病理遠隔診断ネットワークへの参加病院数 — (H22年度) → 13病院 (H26年度)	●病理診断ネットワークの整備、病理診断教育体制の構築				病院事業庁
			3病院(累計)	5病院(累計)	12病院(累計)	13病院(累計)	
滋賀県放射線治療推進事業	県内で放射線治療に従事している放射線技師等の技術向上のための教育・研修等を実施し、滋賀県における放射線治療の質の向上を図り、県民に安全な放射線治療を提供する。	○教育・研修のための技師等派遣先 — (H25年度) → 5病院 (H26年度)				●技師等の派遣 5病院	病院事業庁
自殺予防の推進	精神保健福祉センターに「自殺予防情報センター」を設置し、相談体制の強化等、総合的な支援体制を整備する。	○H25 精神保健福祉センター内に「自殺予防情報センター」を設置			●自殺対策コーディネーターの配置 センター設置 センター運用		障害福祉課

施策3-3

医療と福祉が連携し、在宅で療養できる体制の整備や地域でのかかりつけ医を確保します。また、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みづくりを進めます。

○急速な高齢化の進展に対応するため、地域の病院や診療所、医療福祉機関が効果的に連携し、質の高い在宅医療を提供する体制整備や在宅ホスピスケアの推進、在宅医療に携わる診療所の整備を進め、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

○難病患者の医療・福祉ニーズが多様化・高度化しているため、地域において重症難病患者を受け入れるための病院間のネットワークの形成やレスパイト入院体制の整備を進め、介護負担の軽減を図ります。

○認知症高齢者が増加するなか、身近な地域で認知症疾患の診断や専門医療相談を受けられる体制等を整備します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
在宅医療等の推進	病院から在宅まで切れ目のない医療を提供するための仕組みをつくるとともに、医療福祉関係者の情報共有と連携機能を備えた拠点を整備し、住み慣れた地域で最期までその人らしい生活を支えるための在宅医療を推進する。	○地域連携クリティカルパスに取り組んでいる病院数を疾患毎（がん、脳卒中、糖尿病、心筋梗塞、大腿骨頭部骨折）に合計した数 31件（H21年度） →90件（H26年度）	●地域連携クリティカルパスの導入				医療福祉推進課
	在宅療養・在宅看取り体制づくりに向け、住民の理解の増進と民間の主体的な取組を支援するとともに、圏域ごとに、ビジョンを実践し、圏域が核となる、地域での医療福祉体制の構築を図る。	○在宅療養を支援する機能の整備箇所数 0箇所（H21年度） →8箇所（H25年度）	クリティカルパスの 件数 50件	クリティカルパスの 件数 72件	クリティカルパスの 件数 81件	クリティカルパスの 件数 90件	
	在宅医療と介護を切れ目なく連携させる仕組みづくりには、市町の積極的な関与が必要であることから、在宅医療推進に積極的に取り組む市町をモデル的に支援する。	○在宅医療推進に取り組む市町支援 0市町（H24年度） →累計3市町（H26年度）	●情報共有・連携の拠点機能の整備		整備箇所 8箇所	●機能の維持 8箇所	
	※クリティカルパス ・入院から退院までの計画であり、検査の予定や治療の内容、リハビリテーションの計画、いつ頃どの様な状態になれば退院することができるかなどをわかりやすく一覧表にしたもの。		●在宅医療推進に取り組む市町支援		3市町支援	3市町支援	
滋賀県リハビリテーション推進計画	2025年問題を見据え、地域リハビリテーションや疾患等による専門的リハビリテーションについて、施策の方向と具体的数値目標を明らかにした推進計画を作成する。	○滋賀県リハビリテーション推進計画策定（H26年度）				●地域リハビリテーションにかかる施策の方向と数値目標の 滋賀県リハビリテーション推進計画作成	健康長寿課
ICT活用遠隔集中リハビリテーションの推進	超高齢社会に適切に対応し、急性期から生活期に至る生活状況に呼応したリハビリテーションの普及・拡大を図り、日常生活の自立、健康の維持・向上を図るため、ICTを活用した遠隔集中リハビリテーションシステムの構築を図る。	○ICTリハビリ対象病床数 0床（H24年度） →20床（H26年度）	●ICTリハビリテーションシステムの構築・運用				病院事業庁
			システム検討	病床数 20床	病床数 20床		

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	※2013年度版からの 変更点
県民共生会議（仮称）あり方検討事業	障害の有無にかかわらず安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けて、地域における先駆的な取り組みを支援するとともに、「県民共生会議（仮称）を考える委員会」を設置し、共生社会づくりについて県民間で継続的に意見交換する会議のあり方について検討を進める。	○県民共生会議（仮称）の基本的な考え方のとりまとめ				●県民共生会議（仮称）のあり方検討 県民共生会議（仮称）を考える委員会での検討と基本的な考え方のとりまとめ	障害福祉課
認知症者対策の推進	認知症の早期発見、早期診断への対応により、発症初期から状況に応じ、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の整備を図る。 また、介護現場における認知症ケアについてスーパーバイズできる人材を育成し、認知症介護現地相談を強化する。 さらに、若年認知症の特性に配慮したケアについてのモデル事業を実施し、若年認知症の方とその家族の支援を行う。	○認知症疾患医療センターの設置数 4箇所（H21年度） →6箇所（H26年度） ○認知症相談医数 256人（H21年度） →300人（H26年度） ○認知症介護指導者および介護実践者リーダーによる現地相談の実施 －（H23年度） →15回（H26年度） ○若年認知症に関する相談件数（もの忘れサポートセンター・しが） 47件（H21年度） →150件（H26年度）	●認知症疾患医療センターの整備 認知症疾患医療センター数 4箇所 認知症疾患医療センター数 5箇所 認知症疾患医療センター数 5箇所 認知症疾患医療センター数 6箇所 ●認知症相談医の育成 認知症相談医数 271人 認知症相談医数 280人 認知症相談医数 290人 認知症相談医数 300人 ●認知症介護指導者、介護実践者リーダーによる認知症介護現地相談の実施 相談回数 6回 相談回数 12回 相談回数 24回 ●啓発活動の実施、若年認知症の人などへの支援 相談件数 56件 相談件数 60件 相談件数 65件 相談件数 70件				医療福祉推進課
難病医療連携推進事業	重症難病患者のレスパイト入院を受け入れる体制の整備など患者の療養環境の向上を図る。	○県内病院におけるレスパイト入院受入病院数 18病院（H21年度） →34病院（H26年度）	●入院受入病院に対する環境整備費用を支援、レスパイト入院制度の周知啓発 23病院で実施 30病院で実施 32病院で実施 34病院で実施				健康長寿課
障害者医療福祉・リハビリ相談支援体制の充実	知的障害、発達障害、ひきこもり、高次脳機能障害など、複雑困難な相談に高い専門性で一貫した対応を行うワンストップによる相談体制の強化を図ります。また、リハビリテーションにかかる相談サービスを一元的に提供できる環境整備を行います。	○H25（仮称）滋賀県障害者医療福祉相談モール設置 ○H25 リハビリテーション相談プラザ設置			●専門相談機関の再構築によるワンストップによる相談支援の強化 モール設置 モール運用 プラザ設置 プラザ運用		障害福祉課

4 低炭素社会実現プロジェクト

(総合政策部、琵琶湖環境部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部)

【目指す方向】

化石燃料にできるだけ依存しない社会構造、産業構造への転換を図り、持続可能な低炭素社会を築くとともに地球温暖化防止関連ビジネスの集積や技術革新を通して経済成長を図ります。

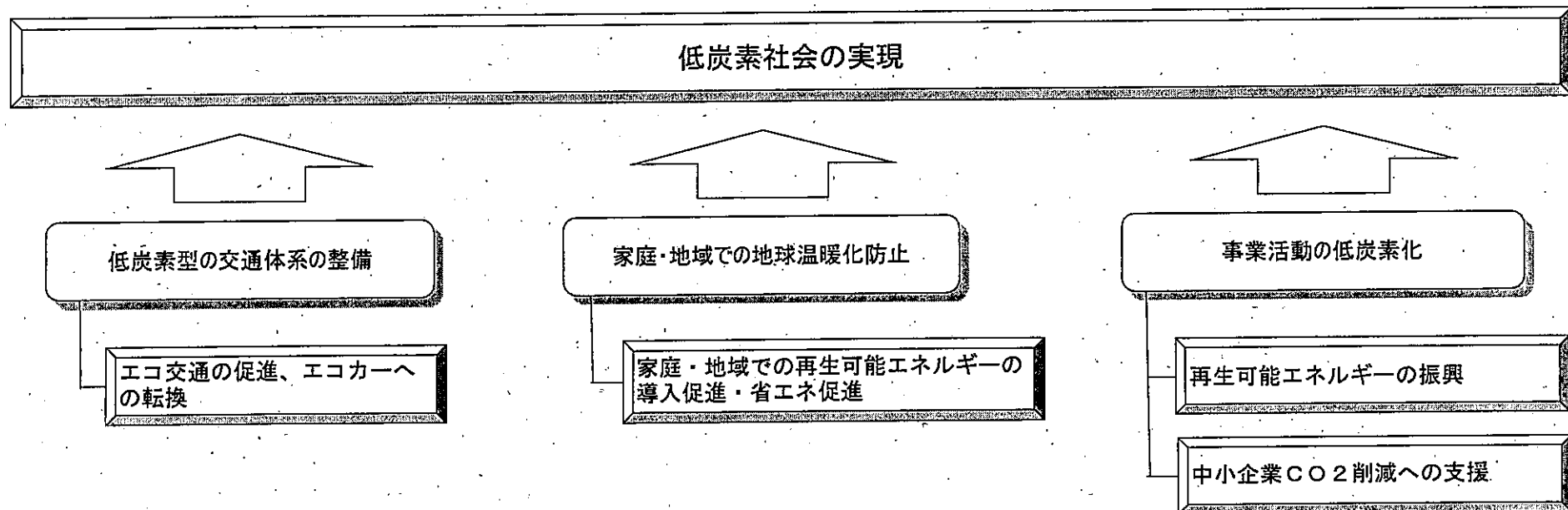
【目標】

- 低炭素型の交通体系が整備されていること。
- 家庭での地球温暖化防止が進んでいること。
- 事業活動の低炭素化が進んでいること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

○滋賀県域の温室効果ガス排出量
(平成2年比) $\Delta 2.6\%$ (H19年) $\longrightarrow$ $\Delta 50\%$ (H42年)

【展開イメージ】



施策4-1 鉄道等の公共交通機関や自転車によるエコ交通の促進と、電気自動車等のエコカーへの転換を進めます。			○環境負荷低減につながる交通体系を構築するための新たな交通ビジョンを策定するとともに、マイカー中心の交通体系から自転車利用へのシフトを図るため、推進体制の構築や普及啓発を進めます。 ○電気自動車の普及促進のため、官民一体の推進体制のもと初期需要の創出策を進めます。			
事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画			
			H23	H24	H25	H26
電気自動車の普及促進	官民一体となった推進体制のもと、充電インフラの整備や初期需要の創出に向けた取組を推進し、電気自動車の普及を促進する。	○電気自動車用充電インフラの整備数(県の支援によるもの) ・200V 充電設備 17基(H22年度) →177基(H23年度) ・急速充電器 0基(H22年度) →3基(H23年度) ○電気自動車の導入支援台数 →(H22年度) →20台(H23~24年度累計)	●滋賀県電気自動車等普及推進ネットワークによる取組の推進 200V整備数160基 急速整備数 3基 支援台数 10台	民間での取組拡大 民間での取組拡大 支援台数 10台	●民間取組への側面的な支援 民間での取組拡大	温暖化対策課
魅力ある滋賀交通ネットワークの構築	高速交通網と生活交通とのネットワーク化や新たな交通システムの導入可能性検討など、環境負荷低減につながる持続可能な交通ネットワークづくりを進める。	○滋賀交通ビジョンの策定(H24年度)	●滋賀交通ビジョンの検討、懇話会の開催、データの収集 滋賀交通ビジョンの策定		滋賀交通ビジョンに基づく事業の展開	交通政策課
滋賀交通ビジョン推進事業	○エコ交通推進啓発事業 鉄道やバスなどの公共交通機関と自転車や徒歩等を組み合わせた人と環境にやさしい魅力と利便性の高い「エコ交通」を推進する第一歩として、県庁職員自らがエコ通勤に取り組む。	○県内駅の1日あたり乗車数 352,601人(H24) →366,700人(H26)			●県庁職員によるエコ通勤、エコ出張の実践 県庁エコ通勤三方よし宣言の作成と公表 エコ通勤優良事業所認証の取得(本庁舎)	交通政策課
	○新たな高速鉄道を見据えた北びわこエリアの地域交通活性化検討事業 北陸新幹線等の新たな高速鉄道ネットワーク整備の進展を見据え、北びわこ地域での公共交通利用活性化に向けた新たな取り組みを検討するとともに、開業記念を契機とした利用促進イベントを実施する。				●北びわこエリアの公共交通活性化に向けた方策検討 記念フォーラムの開催 湖西線開業40周年記念事業 東海道新幹線米原駅開業50周年記念事業	交通政策課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀交通ビジョン推進事業	○新交通システム推進事業 低炭素社会実現に向けた取り組みとして、LRT等の新システムや湖上交通の導入検討を進めていくとともに、モビリティ・マネジメントの手法により過度な自動車利用から公共交通への利用転換となる取り組みを進める。 ※モビリティ・マネジメント 一人ひとりの行動が社会にも個人にも望ましい方向に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策	○県内駅の1日あたり乗車数 352,601人 (H24) →366,700人 (H26)				●新交通システム導入可能性検討 ●モビリティ・マネジメントによる公共交通需要喚起 学生政策コンペの実施 ●湖上交通活性化に係る施策検討 湖上交通活性化に係る取組	交通政策課 ※H24年度からの取組であるが、今回新たに掲載
自転車利用の促進	マイカー中心の交通体系から、人にも環境にもやさしい自転車の魅力を高め、利用しやすい体制の構築、普及啓発を進める。 ※コミュニティサイクル 共用の自転車を通常のレンタサイクルのように借りた場所に返すだけでなく、他の複数の駐輪場(サイクルポート)でも貸出・返却ができるシステム	○電動補助自転車の率先導入台数 — (H22年度) →54台 (H23～25年度累計) ○自転車の利用促進のモデル事業実施地域数 — (H22年度) →4地域 (H24～25年度累計) ※平成23年度に前倒して8地域実施済み ○コミュニティサイクルの社会実験 — (H22年度) →1箇所 (H26年度) ※滋賀県自転車利用促進協議会での議論により実施を見送り	●電動補助自転車の率先導入・活用 導入台数 18台 ●目指すべき方向性を示したプランの策定	導入台数 18台 ●自転車利用の啓発・情報発信	導入台数 18台 ●自転車利用促進モデル事業 ※平成23年度に前倒して8地域実施済み	モデルとして実施する草津市自転車利用啓発イベントへの補助※	温暖化対策課 交通政策課 ※新規設定

施策4-2

住宅への自然エネルギー導入や省エネ住宅への改修など、低炭素社会を実現するまちづくりを促進します。

○家庭部門での温室効果ガスの排出が増加しており、個人の住宅に太陽光発電システムの設置推進を図るとともに、公共的施設等への再生可能エネルギーの導入を推進します。
また、各家庭にあった温暖化対策に取り組むことができるよう省エネ診断の場づくり、機会の提供を行うとともに、地域における低炭素社会づくりに関する活動を支援します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H23		H25	H26	
太陽光発電システム導入の推進	太陽光発電システムの導入および節電・省エネ行動を行う個人に対して支援を行う。	○住宅への太陽光発電システム導入累計件数(県の支援によるもの) 2,717件(H17～H21) →6,867件(H26年度末までの累計) ※1	●住宅への太陽光発電システム等導入支援 導入累計 3,967件 (新規 250件)	●太陽光発電システムの普及啓発 ●既築住宅への太陽光発電システム導入支援		導入件数 900件 ※2	温暖化対策課 ※1 5,967件(H25) →6,867件(H26) ※2 新規設定
個人用住宅太陽光発電・コージェネ普及促進事業	家庭部門でのエネルギー効率を向上するため、個人住宅への太陽光発電システムの設置と併せて、コージェネシステムを設置する個人に対して支援を行う。	○住宅への太陽光発電システムと併せてコージェネシステム導入件数(県の支援によるもの) 140件(H26)				●住宅へのコージェネシステム導入支援 導入件数 140件	温暖化対策課
公共的施設等への再生可能エネルギーの導入推進	再生可能エネルギーの普及のため、防災拠点となる県内の施設に太陽光等の再生可能エネルギーシステムを設置する事業に対して支援を行う。	○再生可能エネルギーシステム導入累計件数(県の支援によるもの) —(H23) →50件(H26年度末までの累計)		●公共施設の導入拡大、再生可能エネルギー導入気運の醸成 導入件数 15件	導入件数 15件	導入件数 20件 ※	温暖化対策課 ※ 15件→20件
低炭素社会づくり先端的取組普及事業	滋賀県低炭素づくり推進計画の「まちと建物」分野等における県内の先端的な取組事例を収集・広報する。	○「まちと建物」分野等における県内の先端的取組事例の収集・広報(見学会等の開催) →10件(H26)				●先端的取組事例の収集・広報 収集件数(見学会等の開催) 10件	温暖化対策課
農村地域再生可能エネルギー活用推進	農村の活性化と農業の低コスト化、低炭素社会の実現に向け、地域ぐるみで農業水利施設を利用した身近な再生可能エネルギーを作り、活用する事業モデルを検討し、国への支援制度提案と併せて滋賀らしい地産地消システムの構築に繋げる。	○可能性の調査、検討(H24年度) ○実証調査・検証、再エネ導入促進に向けた普及・支援(H25～26) 実証調査・検証 6箇所 ○国へ支援制度の提案	●可能地点調査 ●モデル地区での検討	●再エネ導入促進に向けた普及・支援 実証調査・検証 6箇所 ●国への政策提案			耕地課
水利用の合理化に向けた農業水利システム検討事業	琵琶湖からの逆水と河川やため池を水源とする土地改良区を対象として、水利用の合理化に向けた農業水利システムを検討・提案し、土地改良区運営の負担軽減を図るとともに、省エネ型水利用の定着により低炭素化社会の構築を目指す。	○モデル地区で検討 1地区				●モデル地区で検討 1地区	耕地課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課
			H 2 3		H 2 5	H 2 6	※2013年度版からの 変更点
省エネ診断等地域支援活動の推進	「省エネ診断」を県内各地で開催するとともに、民間団体の地域における低炭素社会づくりに関する活動を推進するなど、節電対策も含めた地球温暖化防止に向けた取組を推進する。	○「省エネ診断フェア・セミナー」の県内での開催回数 － (H22年度) →81回 (H23～26年度累計) ※1	●「省エネ診断フェア・セミナー」の開催				温暖化対策課 ※1 51回 (～H25) →81回 (～H26) ※2 新規設定
		開催回数 7回	開催回数 22回	開催回数 22回	開催回数 30回 ※2		
		○「低炭素地域づくり活動計画」を作成する団体数 － (H22年度) →80団体 (H23～26年度累計)	●低炭素社会づくり活動への支援				
			20団体で計画作成	20団体で計画作成	20団体で計画作成	20団体で計画作成	
住宅や公共建築物等の木造化・木質化の推進	県産の原木や製材品が容易に調達できる流通体制の確立に向け、流通調整機能の強化や流通コーディネーターの設置の取り組みへの支援を行う。	○県産材の素材生産量 42,000m3 (H21) →59,000m3. (H26)			●関係機関による流通体制運営の検討	施策7-1へ移動	森林政策課
					●流通コ		

施策4-3

経済界と協働して行う地球温暖化対策や中小企業のCO2排出削減への支援などを行います。

○県内企業、産業界では低炭素社会実現に向けて積極的な活動も行われていますが、厳しい経済環境の中で一層の促進策が望まれています。
このため、低炭素社会実現に貢献する事業者を評価する手法を検討し、企業の温暖化対策に向けた取組を支援します。
また、化石燃料（有限資源）への依存の低減や関連産業の振興の観点から再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、県内中小企業の省エネに向けた取組に対して支援を行います。さらに、滋賀の経済界と県が協働で、低炭素経済の実現に向けた取組や事業革新を牽引するプロジェクトを推進します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	※2013年度版からの 変更点
再生可能エネルギー の振興	再生可能エネルギーの導入や関連産業 の振興を図るため、滋賀県再生可能エネ ルギー振興戦略プラン（H25.3策定）に 基づき、着実な振興を図る。	○再生可能エネルギー振興戦 略プランの策定 (H24年度) ○地域協議会による再生可能 エネルギーの導入検討数 →6地域 (H25年度) ○事業所の再生可能エネ ルギー等の設備導入団体数 →40団体 (H25年度)	●戦略プランの策定		●普及、啓発の充実、相談体制の強化、人材育成		地域エネルギー 振興室 企画調整課
			●様々なエネルギー 源や電力系統の調査 研究 戦略プラン策定		●地域協議会による導入検討等支援 3地域 3地域 ●事業所における設備導入支援 20団体 20団体		
低炭素社会実現に貢 献する事業者評価推 進事業	条例に基づく計画書制度に位置づけて いる、創エネ・省エネ製品の生産等を通 じて温室効果ガス排出削減に貢献する事 業活動の支援や、事業者の事業活動にお ける自社の温室効果ガス排出削減の推進 を図る。	○事業者評価手法の確立 (H24年度)	●評価手法の開発、立入調査マニュアル作成		●データ等調査、技術アドバイス 評価手法の様々な業種への展開		温暖化対策課
			事業者評価手法 の確立				

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3		H 2 5	H 2 6	
民間事業者等による 節電・省エネの取組 支援	県内中小企業等に対して、省エネ診断 の支援や省エネ設備整備への補助を行う ことにより、節電・省エネ行動を支援す るとともに、その普及啓発を進める。	○県内の中小企業者等の省エ ネ診断を受けた団体数 →40団体(H25～26年度) ○県内の中小企業者等の省エ ネ設備整備団体数 →20団体(H25～26年度)	●県内中小企業のCO2削減に向けた普及啓発 ●省エネ診断支援 15団体 20団体 20団体 ●設備整備支援 8団体で整備 15団体で整備 10団体で整備 10団体で整備				地域エネルギー 振興室
滋賀エコ・エコノ ミープロジェクトの 推進	経済界と協働で「滋賀エコ・エコノ ミープロジェクト」を推進し、低炭素社 会の実現に向けた取組を進める。	○しが低炭素リーダー賞の実 施回数 1回(H22年度) →1回(H23年度～) ○「低炭素化技術開発・実証 化」支援制度の構築(H23年 度)	●「しが低炭素リーダー賞」などの実施 1回開催 1回開催 1回開催 ●表彰等の実施 ※ 1回開催 ●制度の検討 ●制度の推進 制度の構築				温暖化対策課 ※実施手法の変更
低炭素化技術開発・ 実証化の補助支援	低炭素化への取り組みに積極的な県内 中小事業者等が行う、低炭素社会の実現 につながる新製品、新技術に関する研 究・試作開発や実証化の支援を進める。	○県内の中小企業者等の低炭 素技術開発・実証化補助する 件数 — (H23年度) →9件(H24～26年度累計)	●「低炭素技術開発・実証化補助」の実施 ●補助制度の検討 補助件数 3件 補助件数 3件 補助件数 3件				モノづくり振興 課

5 琵琶湖の再生プロジェクト

(琵琶湖環境部、農政水産部、土木交通部、教育委員会)

【目指す方向】

森林からつながる集水域も含めた琵琶湖環境の再生に向けた取組を、国や下流府県等と連携して進めるとともに、琵琶湖淀川流域での広域的課題に対応し、水質、生態、文化を含めて、総体として健全な琵琶湖を次世代に引き継ぎます。

また、これらの取組により環境関連産業などを振興させ、経済成長を図るとともに、琵琶湖を地域の誇りとしてよみがえらせます。

【目標】

- 健全な生態系と安全・安心な水環境が確保されていること。
- 琵琶湖が保全・再生され、遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生し、県民の誇りとなっていること。
- 統合的な視点から琵琶湖淀川流域の管理を行う流域自治の仕組みが構築され、関西圏での琵琶湖の存在感が高まっていること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度 1,368トン (H20年)	H26年度(目標) 2,100トン (H26年)
○琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）		
○内湖再生に関する全体ビジョンの作成		
○流域自治会議の設立と運営		

【展開イメージ】

健全な琵琶湖の次世代への継承

健全な生態系と 安全・安心な水環境の確保

水質汚濁メカニズムの解明など、
琵琶湖流域の水環境・生態系の保全・再生

政策課題に即応した調査・研究の推進

琵琶湖水質・生態系の管理・評価手法の
構築

内湖再生

水草・外来水生植物対策

水源保全・鳥獣対策

琵琶湖の在来魚を増やし、
漁獲量を拡大

在来魚の生息環境の改善

在来魚貝の漁獲量拡大

外来魚の除去と活用

琵琶湖と人の暮らしとの関わりの再生

環境保全活動を支援し、
琵琶湖と人の暮らしとの関わりを再生

琵琶湖との関わりの促進

人材育成、国際協力、技術開発支援

統合的な視点からの 琵琶湖淀川流域の管理

琵琶湖淀川流域の関係者による
流域自治の推進と
流域全体の統合的な管理

琵琶湖淀川流域での関わりの促進

流域自治の推進

施策5-1

琵琶湖の在来魚を増やし、漁獲量を拡大します。

○ニゴロブナ、ホンモロコ、セタシジミなど外来魚介類の漁獲量は減少傾向にあるため、ヨシ帯の造成、砂地の回復など琵琶湖の漁場環境の改善を図るとともに、稚魚の放流や在来魚に悪影響を及ぼす外来魚の捕獲を進め、漁獲量を拡大します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	※2013年度版からの 変更点
ヨシ群落造成・再生事業	ニゴロブナ等コイ科魚類の産卵をはじめ 様々な生きものの生息・繁殖の場として重要 なヨシ群落を造成・再生する。	○ヨシ帯造成面積 24.1ha (H21年度までの累計) →26.7ha (H23年度までの累計) →36.7ha (H31年度までの累計)	●ヨシ帯の造成				水産課
		○ヨシ群落再生面積 8.7ha (H21年度までの累計) → 9.9ha (H24年度までの累 計) →10.3ha (H26年度までの累 計)	●H24年度以降のヨシ 帯造成計画の策定	H24年度～H31年度に約10haを造成			琵琶湖政策課
砂地造成事業	南湖において覆砂により砂地造成を行いセ タシジミ漁場の再生を進めるとともに、稚貝 を放流してセタシジミの生息量の増大に努め る。	○覆砂による砂地造成面積 13.5ha(H21年度までの累計) →46.5ha(H26年度までの累計)	●覆砂による砂地の造成				水産課 流域政策局
		○セタシジミ稚貝の放流数 10.1億個(H21年度) → 育成稚貝の放流数 24百万個(H26年度)	造成面積 5.5ha	造成面積 5.5ha	造成面積 5.5ha	造成面積 5.5ha	
セタシジミ資源の回 復・向上試験事業	琵琶湖の北湖漁場に設置や撤去が容易な ポールなどの構造物を設置し、湖底の流れに 変化を生じさせて、稚貝の生残や成長に好適 な環境を作り出す技術を開発する。	○構造物周辺の生息環境と稚 貝生息状況の把握	●セタシジミ稚貝の放流、稚貝生産の効率化				水産課
			稚貝10億個	育成稚貝 12～24百万個	育成稚貝 12～24百万個	育成稚貝24百万個	
セタシジミ親貝放流技 術開発事業	近江八幡市の西の湖などで一定期間飼育し て太らせたセタシジミの親貝を放流すること による資源造成技術を開発する。	○親貝の肥育状況と産卵状況 の把握	●構造物による資源 回復状況、最適な構 造物設置条件の把握				水産課
			●肥育方法の検討、 親貝の放流方法の検 討、効果調査の実施				
			親貝の肥育状況 と産卵状況の把 握				水産課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課								
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	※2013年度版からの 変更点								
多様で豊かな在来魚回復事業	水田等を利用したニゴロブナ、ホンモロコ等の稚魚育成技術を開発し、その技術も活用して、各種稚魚の育成技術の一層の安定化、平易化および効率化に努め、水産業界へも支援して、これら魚種やビワマス、アユ、ワタカ、ウナギ等、琵琶湖の在来種の稚魚放流を推進する。	○水田を利用した稚魚生産の基礎的知見の把握(H21年度) →水田を利用したホンモロコ等7魚種の琵琶湖における生息量増加の確認(H26年度) ○琵琶湖在来種の稚魚放流数 ・ニゴロブナ(20mm) 1,154万尾(H21年度) →1,200万尾(H26年度) ・ニゴロブナ(120mm) 91万尾(H21年度) →120万尾(H26年度) ・ホンモロコ ふ化仔魚 1億尾(H21年度) 13～20mm 355万尾(H21年度) →20mm 800万尾(H26年度) ・ビワマス 69万尾(H21年度) →70万尾(H26年度) ・アユ 46億尾(H21年度) →24億尾(H26年度) ○漁場環境学習会参加人数の累計 — (H21年度) →560人(H23～26年度累計)	●実験圃場および農家圃場を活用した各魚種の稚魚生産試験 水田を用いた在来魚資源回復の確認 ●琵琶湖在来種の稚魚放流 <table><tr><td>ニゴロブナ 20mm800万尾 120mm90万尾 ホンモロコ ふ化仔魚1億尾 13～20mm稚魚350万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾</td><td>ニゴロブナ 20mm 800～1,200万尾 120mm 90～ 120万尾 ホンモロコ 20mm稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾</td><td>ニゴロブナ 20mm 800～1,200万尾 120mm 90～ 120万尾 ホンモロコ 20mm稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾</td><td>ニゴロブナ 20mm 1,200万尾 120mm 120万尾 ホンモロコ 20mm稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾</td></tr></table> ●ワタカおよびゲンゴロウブナの稚魚放流と漁場環境学習会の開催 <table><tr><td>ワタカ稚魚:30万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人</td><td>ワタカ稚魚:40万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人</td><td>ワタカ稚魚:45万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人</td><td>ワタカ稚魚:50万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人</td></tr></table>				ニゴロブナ 20mm800万尾 120mm90万尾 ホンモロコ ふ化仔魚1億尾 13～20mm稚魚350万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 800～1,200万尾 120mm 90～ 120万尾 ホンモロコ 20mm稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 800～1,200万尾 120mm 90～ 120万尾 ホンモロコ 20mm稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 1,200万尾 120mm 120万尾 ホンモロコ 20mm稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ワタカ稚魚:30万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人	ワタカ稚魚:40万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人	ワタカ稚魚:45万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人	ワタカ稚魚:50万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人	水産課
		ニゴロブナ 20mm800万尾 120mm90万尾 ホンモロコ ふ化仔魚1億尾 13～20mm稚魚350万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 800～1,200万尾 120mm 90～ 120万尾 ホンモロコ 20mm稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 800～1,200万尾 120mm 90～ 120万尾 ホンモロコ 20mm稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 1,200万尾 120mm 120万尾 ホンモロコ 20mm稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾										
ワタカ稚魚:30万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人	ワタカ稚魚:40万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人	ワタカ稚魚:45万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人	ワタカ稚魚:50万尾 ゲンゴロウブナ稚魚:20万尾 学習会参加:140人												
外来魚の駆除技術の開発、捕獲や有効利用、発生抑制に取り組むとともに、琵琶湖ルールに基づくリリース（再放流）の禁止徹底、啓発に取り組む。	○外来魚駆除量 358t(H21年度) →350t(H23年度～) ○外来魚の釣り上げ回収量 18.2トン(H21年度) →20トン(H23年度～)	●外来魚撲滅対策研究の実施、外来魚駆除、回収事業の実施 <table><tr><td>外来魚駆除量 350t</td><td>外来魚駆除量 350t</td><td>外来魚駆除量 350t</td><td>外来魚駆除量 350t</td></tr></table> ●外来魚の産卵環境攪乱 ●オオクチバスの成魚、産卵親魚の集中捕獲の実施 ●効果的なオオクチバス稚魚発生抑制技術の開発 ●回収ボックス、いけすによる外来魚の釣り上げ回収 <table><tr><td>外来魚回収量 20t</td><td>外来魚回収量 20t</td><td>外来魚回収量 20t</td><td>外来魚回収量 20t</td></tr></table>				外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t	外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t	水産課 琵琶湖政策課	
外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t												
外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t												

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
世代をつなぐビワマスプロジェクト	天野川をモデル地域とし、米原市のビワマスを軸にしたまちづくりを支援するとともに、様々な世代の住民参加のもと、ビワマスが遡上しやすい環境を整備し、ビワマス資源の増殖を図る。	○天野川ビワマス遡上プロジェクトの推進		●ビワマスが遡上しやすい川づくり ●住民参加による川づくり支援 河川環境整備 2カ所 河川環境整備 3カ所 ふ化槽の設置 1小学校 ●ビワマスの産卵環境調査			水産課 流域政策局
南湖のホンモロコにぎわい復活事業	ホンモロコは、かつて南湖を主要な産卵繁殖場として利用し、成長とともに北湖へ移動し、産卵期になると再び親魚となって南湖へ帰ってくるという生活をしていた。しかし、現状の南湖は水草の異常繁茂により生息環境が著しく悪化している。そこで、「南湖再生プロジェクト」の一環として、産卵繁殖場から北湖までの連続性を確保した水草刈取りと種苗放流を実施し、ホンモロコにぎわいを取り戻す。	○モデル水域周辺で育まれたホンモロコの生残率向上と産卵繁殖の再現		●水草刈取りによる漁場環境保全 150ha 150ha(H25と同一箇所継続実施) ●南湖中央部水草除去事業 85ha 85ha(H25と同一箇所継続実施) ●ホンモロコの増産 20mm稚魚100万尾 20mm稚魚100万尾 ●ホンモロコ回復状況の確認			水産課 琵琶湖政策課 水産課 水産課
赤野井湾の在来魚復活事業	かつてニゴロブナやホンモロコをはじめとする在来魚の優良な産卵繁殖場であり、漁場であった赤野井湾において、外来魚の集中駆除とニゴロブナ等の種苗放流を実施し、これら取組の効果を評価する。	○外来魚の集中駆除とニゴロブナ稚魚80万尾、ホンモロコ稚魚60万尾の放流				●赤野井湾におけるニゴロブナ、ホンモロコの標識稚魚放流、外来魚の駆除、効果調査の実施 外来魚の集中駆除とニゴロブナ稚魚80万尾、ホンモロコ稚魚60万尾の放流	水産課

施策5-2 水質汚濁メカニズムの解明など、琵琶湖流域の水環境・生態系の保全・再生を進めます。				○琵琶湖の水質保全について、既存の水質指標から対策を講じるアプローチでは限界があるため、難分解性有機物の水環境に与える影響や湖底の低酸素状況と生物相の関係を究明することなどによって、必要な対策につなげます。 ○琵琶湖本来の種の多様性を確保するために、南湖の管理に関するガイドラインや内湖再生の指針づくりをはじめ、過剰な水草やカワウに対する施策を進め、生きものの産卵・生息環境の回復を図ります。			
事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
(仮称)琵琶湖環境研究推進機構の運営	複雑化・多様化した琵琶湖環境の課題を解明するため、行政部局および県立試験研究機関が一堂に会し、部局横断的に連携・協力を一層進め、試験研究の成果を施策に反映していくための枠組みを設置し、運営する。	○開催1回以上(H26年度)				●部局横断的な連携・協力による試験研究成果を施策に反映する枠組み設置 機構の開催	環境政策課
試験研究機関連携事業 水系・生物の「つながり」の再生に関する研究	琵琶湖流域における喫緊の課題である「在来魚介類の減少」に対して、県立試験研究機関が連携し、水系や餌環境のつながりの視点から、その減少要因の解明と在来魚介類の復活に向けた政策提案を行う。	○現況把握等調査と解析・評価による在来魚介類への影響要因の検討(H26年度)				●生息環境の現況把握(底質、沿岸帯、河川の魚類生息分布など) ●餌環境の現況把握等(動植物プランクトンの関係把握など) 在来魚介類への影響要因の検討	環境政策課 森林政策課 水産課
水質汚濁メカニズム解明調査	難分解性有機物の挙動の調査やシミュレーションモデルを用いた有機物収支の把握、難分解性有機物が水環境に与える影響を調査し必要な対策の検討につなげるとともに、新たな有機物管理のための指標の導入に向けた検討を進める。	○新たな有機物指標の導入(H26年度)	●水質汚濁メカニズム解明調査の実施			研究成果を「琵琶湖の総合保全に向けての総合的・学際的な調査検討」等に活用	琵琶湖政策課
琵琶湖の総合保全に向けての総合的・学際的な調査検討	水質汚濁メカニズム解明調査の成果を活かし、懇話会等の議論を通じ、琵琶湖の有機物等に関する新たな指標の確立を行う。 また、琵琶湖では生態系の課題が顕著にあらわれていることを踏まえ、水質と生態系の関係解明に向けた評価手法の構築を目指す。	○新たな有機物指標の導入(H26年度) ○水質・生態系評価手法構築(H26年度)				●有識者懇話会での検討 新たな有機物指標の導入 ●物質の出入りの観点からの検証 水質・生態系評価手法の構築	琵琶湖政策課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
琵琶湖深湖底低酸素化と生物の関係究明	琵琶湖深湖底の低酸素化と生物の関係を究明するため、湖底生物群集を対象に、低酸素化による生態系への影響把握と評価を目指す。	○低酸素化による生態系への影響把握と評価 (H25年度)	●琵琶湖深湖底低酸素化と生物の関係究明 (北湖深底部における湖底生物群集の生物量等の把握)			湖底のモニタリングの継続	環境政策課
南湖生態系の順応的管理方法の検討	南湖が抱える様々な問題に計画的に取り組むための評価指標や保全・管理目標を設定するとともに、長期的視野に基づいた施策事業を推進するための順応的管理方法の構築を目指す。	○南湖管理のガイドライン提示 (H25年度)	●南湖生態系の順応的管理方法の検討			底質に関する検討成果は水系・生物の「つながり」の再生に関する研究に引き継ぎ	環境政策課
内湖再生検討事業	在来魚類や水鳥、貴重植物などの生息場所として、また琵琶湖の原風景としての内湖を復活させるため、内湖とその周辺のつながりの一体的な保全・再生に向けた「内湖再生全体ビジョン」を作成する。 また、内湖再生の可能性を検討してきた早崎内湖について、恒久的な内湖化を図る。 西の湖においては、ニゴロブナやホンモロコの繁殖の場としての内湖の機能を評価する取組を実施する。	○「内湖再生全体ビジョン」の作成 (H24年度) ○西の湖におけるニゴロブナ、ホンモロコの漁獲状況の把握と琵琶湖で漁獲されたニゴロブナ等に占める西の湖生まれの割合の把握 (H26年度)	●内湖再生全体ビジョンの検討、作成				琵琶湖政策課
			●早崎内湖再生に向けた検討			早崎内湖干拓地(試験湛水区域)の恒久的な内湖化に着手	水産課
			●西の湖におけるニゴロブナ、ホンモロコの標識稚魚放流、外来魚の駆除、効果調査の実施			西の湖におけるニゴロブナ、ホンモロコの漁獲と琵琶湖の資源への寄与状況の把握	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
水草対策事業	琵琶湖における水草の異常繁茂は、生態系や生活環境に悪影響を及ぼしている。こうした状況を改善するため、沿岸部においては、表層刈り取りを中心に機動的に対処するほか、沖合部においては魚介類の産卵環境の改善など生態系の保全・回復を図るよう根こそぎ除去対策を実施する。	○南湖沿岸部 ・表層刈取量 約2,370t(H21年度) →約1,200t(H26年度) ・根こそぎ除去面積 — (H21年度) →100ha(H23～26年度累計)	●南湖沿岸部での表層刈取 刈取量 1,550t 刈取量 1,550t 刈取量 1,200t 刈取量 1,200t				琵琶湖政策課
		●南湖沿岸部での根こそぎ除去 沿岸部 50ha 沿岸部 50ha(H23と同一箇所継続して実施) 沿岸部 50ha(同一箇所継続して実施)					
		○南湖沖合部 根こそぎ除去面積 ・南湖沖合北部・南部 40ha(H21年度) →40ha(H23年度～)	●南湖沖合北部での根こそぎ除去 40ha		●南湖沖合南部での根こそぎ除去 40ha		流域政策局
		○南湖沖合南部 — (H21年度) →1,500ha(H23～26年度累計)	●南湖沖合南部での根こそぎ除去 沖合部 750ha 沖合部 750ha(H23と同一箇所継続して実施) 沖合部 750ha(同一箇所継続して実施)				
		○赤野井湾 — (H21年度) →3ha(H25～26年度累計)			●赤野井湾でのハスの根こそぎ除去 1.5ha 1.5ha		琵琶湖政策課
		○矢橋掃帆島中間水路 除去量 350t(H21年度) →350t(H23年度)	●矢橋掃帆島中間水路の水草除去 除去量 350t 表層刈取・根こそぎ除去 除去量 350t 表層刈取・根こそぎ除去 除去量 300t ※ 表層刈取・根こそぎ除去 (刈取り時期の改善) 除去量 300t ※ 表層刈取・根こそぎ除去 (刈取り時期の改善)				
カワウ対策の推進	漁場やアユの産卵場での食害を防止するとともに、竹生島など琵琶湖沿岸地域の生態系の保全を図るため、カワウを集中的に捕獲し、適正な生息数に導く。	○カワウ生息数(春) 32,063羽(H21年度) 9,432羽(H25年度) ※1 →管理しやすい程度まで生息数の速やかな削減	●営巣地対策の実施 ●漁場やアユ産卵場における被害防除対策の実施 1.5万羽を捕獲 1.2万羽を捕獲 1.0万羽を捕獲 0.9万羽を捕獲 ※2 *生息数が増減すればそれに 応じて捕獲数も増減				水産課
		○竹生島の森林植生の維持・復元	●竹生島の植生の維持復元				森林政策課 ※1 H25年度(春)の生息数に変更 ※2 生息数の減少に伴い目標を変更

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
侵略的外来水生植物徹底駆除事業	「オオバナミズキンバイ」等の外来水生植物は、琵琶湖の生態系への悪影響などを引き起こすことが懸念されることから、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の徹底的な駆除を行う。	○オオバナミズキンバイの生態説明 ○効率的・効果的な駆除方法の確立。				●関係機関と協議会を設立して、連携協力。 生態を解明して効率的・効果的な駆除方法を確立し、駆除する。	自然環境保全課
水源林保全等検討事業	琵琶湖の再生を図るうえで最も重要な水源林を健全に維持保全し、将来世代に引継ぐ必要があることから、県民フォーラムや市町との意見交換会を開催し、水源林保全等の検討に必要な専門知識や情報を収集する。	○県民フォーラムの開催 (1回) ○市町との意見交換会 (1回) ○森林審議会 (2回) ○先進地等調査 (1式) →水源林保全等の検討に必要な情報収集				●県民フォーラム・市町との意見交換会・森林審議会開催、先進地等調査 水源林保全等の検討に必要な情報収集	森林政策課
ニホンジカ森林土壌保全対策指針策定事業	急増したシカの被害による森林の表土流出や山腹崩壊等の状況に対処するため、植生および土壌保全の対策手法を体系化し、被害に応じた森林土壌保全対策の指針を策定する。	○現地調査、類型化、対策手法の検討を行い森林土壌保全対策指針を策定する				●植生・土壌保全の対策手法を体系化 森林土壌保全対策指針策定	森林政策課
鈴鹿生態系維持回復事業	鈴鹿国定公園内の北部域では、ニホンジカの被害の影響により貴重種が衰退し、嗜好性の低い植物のみが残る等、自然生態系への脅威となり、生物多様性が劣化する原因となっていることから、貴重種保全対策と有害鳥獣の捕獲を併せた効果的な対応策を実施する。	○貴重な植物群落の保全面積→1ha(H26年度)				●失われた植生の維持回復(現況調査、植生保護対策、ニホンジカの捕獲、登山道の整備)、 植物保全面積 1ha	自然環境保全課

施策5-3 環境保全活動を支援し、人の暮らしと琵琶湖の関わりを再生を進めます。

○暮らし(遊、食、住)の場面で琵琶湖と人との関わりが薄れてきている現在、琵琶湖の保全には、その関わりの再構築が求められています。そのため、環境保全活動に取り組んでいるNPOや団体にとって情報共有、交流の場となる「(仮称)マザーレイクフォーラム」の立ち上げを支援するなど、多くの県民が琵琶湖や環境保全に関心と関わりを持てるようにします。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
琵琶湖再発見事業	住民と琵琶湖との関わりを深めるため、琵琶湖博物館において、企業、団体等と協働して琵琶湖を感じ考える交流機会を創り出し、参加者に湖や暮らしに対する新しい気づきや発見を提供する。	○交流への参加者数 — (H22年度) →4,000人(H23～26年度までの累計)	●琵琶湖を感じ考える交流機会の提供				環境政策課
			参加者 1,000人	参加者 1,000人	参加者 1,000人	参加者 1,000人	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
マザーレイクフォーラム推進事業	多様な主体が、思いと課題を共有し、団体・地域・分野を超えたつながりを育むとともに、マザーレイク21計画の進行管理。評価・提言を行う場となるマザーレイクフォーラムを推進する。	○マザーレイクフォーラム設立 (H23年度) ○マザーレイクフォーラムへの参加団体数 — (H23年度) →200団体 (H26年度)	●マザーレイクフォーラム設立、運営支援 マザーレイクフォーラム設立	マザーレイクフォーラム自立運営			琵琶湖政策課
地域再発見！参加型移動博物館事業	琵琶湖の自然、歴史、文化に関する展示キットを作成し、県内外の集客施設や公民館などで展示することにより、琵琶湖の総合的理解や環境学習のきっかけとする。	○県内外の集客施設や公民館などでの展示数 — (H22年度) →40箇所 (H23～26年度の累計)	●琵琶湖の総合的な理解や環境学習のきっかけとする移動展示の実施 10箇所で開催	10箇所で開催	10箇所で開催	10箇所で開催	環境政策課
琵琶湖岸漂着物等実態把握および民間団体との連携強化検討事業	台風等の後に湖岸に打ち寄せられる大量の流木等の漂着物について、発生状況や原因等を把握するための調査委託を実施するとともに、意欲あるNPO、ボランティア団体、企業等の多様な主体が活動できるしくみやネットワーク化を検討するもの。	○漂着物等の実態把握 ○しくみやネットワーク化の検討				●調査実施、研究会開催 実態把握、しくみ等検討	循環社会推進課
滋賀の環境人育て推進事業	「持続発展教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」の開催にあわせて、県内の環境学習リーダーおよび世界会議に参加した指導者との交流機会等を創出し、持続可能な地域づくりやネットワーク形成を図る。	○県内環境学習リーダー等の交流会の開催(1回) ○県内環境学習活動事例の視察(1回)				●県内環境学習リーダーと世界会議参加の指導者との交流機会の創出 交流会・現地視察の実施	環境政策課
新琵琶湖博物館の創造～「水といのち」の展示交流空間再構築～	琵琶湖博物館が、時代の変容に適応した「応援と対話」ができる博物館へと進化を遂げ、これを体現する展示とするため、展示交流空間の再構築を図る。	○琵琶湖博物館展示交流空間の再構築を検討		●展示交流空間の再構築を検討 新琵琶湖博物館創造ビジョンの策定	新琵琶湖博物館創造基本計画の策定	第1期リニューアルに係る展示・建築設計※	環境政策課 ※ 新規設定
取り戻せ！つながり再生モデル構築事業	マザーレイク21計画に基づく取組として、《森・川～琵琶湖》と《水田・内湖～琵琶湖》の視点にたち、「内湖再生全体ビジョン」・「マザーレイクフォーラムびわこミ会議」等での成果を取り入れつつ、個々の地域に根ざしたつながりの再生を目指す。	○選定3地域におけるつながり再生に向けた取組の検討支援 (H25～26年度) ○ガイドブックの作成 (H25～26年度) ○つながり再生シンポジウム(仮称)の開催 (H26年度)※			●選定3地域におけるつながり再生にむけた取組の検討支援 ●計画策定までの検討プロセスをガイドブックとして取りまとめ ガイドブックの作成 シンポジウム開催 ※		琵琶湖政策課 ※ 新規設定
ラムサールびわっこ大使事業	小学生をびわっこ大使として募集し、環境に関する国際会議において発表の機会を経験させることにより、次世代環境リーダーとして養成する。 ※ESD：持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development) の略称	○ESDのためのKODOMOラムサール国際湿地交流(タイ)へ派遣 (H25年度) ○ESDの10年最終会合(名古屋市)へ派遣 (H26年度)			●びわっこ大使の募集 ESDのためのKODOMOラムサール国際湿地交流(タイ)へ派遣	ESDの10年最終会合(名古屋市へ派遣)	自然環境保全課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
滋賀県・湖南省汚水処理分野における技術協力プロジェクト	JICA草の根技術協力事業と連携し、水環境ビジネスに取り組む県内企業の海外展開の足掛かりを作るとともに、本県職員が技術援助に関わることで、これまで培ってきた汚水処理技術の継承発展を図る。	○滋賀県、湖南省でのセミナー開催等 (H25～H27) 事前現地調査 (H25) 起動式等の実施 (H25) 技術交流団派遣 (H26・H27)			●滋賀県、湖南省でのセミナー開催等 事前現地調査 起動式の実施 セミナー開催	技術交流団派遣 セミナー開催	下水道課 ※施策6-1から移行
湖南省友好提携30周年記念事業 琵琶湖・洞庭湖環境研究交流連携事業（博物館交流連携事業）	湖南省との友好提携30周年を契機として、両県省の博物館等の学芸員相互・研究分野間の交流を推進し、展示にかかわる資料・情報についても相互に提供する。	○交流連携をおこなった湖南省の博物館等の数 2館 (H25年度) 2館 (H26年度)			●湖南省の博物館等との交流連携の実施 2館と交流連携	2館と交流連携	環境政策課 ※施策6-1から移行
湖沼に関する国際協力と情報発信事業	世界の湖沼問題の解決に向けて、世界湖沼会議や世界水フォーラムの場を活用し、情報発信と収集、交流活動を展開していく。平成26年度においては、9月にイタリアで開催される第15回世界湖沼会議に参加する。	○世界湖沼会議の分科会等で本県の琵琶湖政策等についての発表や情報交換				●世界湖沼会議での発表内容、発表者の調整、県内NPO等への参加支援 世界湖沼会議(イタリア・ペルージャ)へ参加、発表	琵琶湖政策課 ※H25年度からの取組であるが、今回新たに掲載

施策5-4 琵琶湖淀川流域の関係者の参画と連携による流域自治を進め、上下流の枠組みを超えた流域全体の統合的な管理を図ります。

○琵琶湖淀川流域の治水や利水を巡る様々な交渉の歴史を踏まえ、交流などを通して、流域一体となった保全意識の機運を高めるとともに、琵琶湖淀川流域関係者の参画と連携による流域自治を進め、既存の行政の枠組みを超えた統合的な視点からの流域管理を目指します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業	京都、大阪から鉄道により北びわこ地域を訪れる琵琶湖淀川流域の小学生の体験学習を支援し、琵琶湖や水の大切さ、滋賀の歴史や文化を学習する機会を提供する。	○京都、大阪からの鉄道利用による小学生訪問数（県の支援によるもの） — (H22年度) →3,000人 (H23年度～)	●教材作成、PRパンフレット作成、運賃補助 来県小学生 3,000人/年	●運賃補助 来県小学生 3,000人/年	来県小学生 3,000人/年	来県小学生 3,000人/年	交通政策課
琵琶湖・淀川流域小学生交流航海事業（びわ湖フローティングスクール）	琵琶湖淀川流域上下流の子どもたちの交流を図るため、小学生の交流航海を実施する。	○淀川流域（京都府および大阪府）と県内の小学5年生の交流航海 年間6航海 (H22年度) →年間6航海 (H23年度～)	●淀川流域と滋賀県の交流航海を実施 京都府3校との交流 大阪府3校との交流 (計6航海)	京都府3校との交流 大阪府3校との交流 (計6航海)	京都府3校との交流 大阪府3校との交流 (計6航海)	京都府3校との交流 大阪府3校との交流 (計6航海)	びわ湖フローティングスクール
琵琶湖淀川流域自治推進事業	琵琶湖の保全を図りつつ、琵琶湖淀川流域の持続的発展を図るための統合的流域管理を目指し、琵琶湖の水位のあり方等について関係府県等と連携を図りながら検討・協議を進める。	○流域自治会議の設立と運営 (H26年度まで)	●流域自治の具体的取組の検討、関係者との協議 流域自治会議の設立と運営				流域政策局

6 滋賀の未来成長産業プロジェクト

(総合政策部、琵琶湖環境部、健康福祉部、商工観光労働部、土木交通部、病院事業庁)

【目指す方向】

琵琶湖を有する本県で培われてきた環境への取組を活かし、技術革新を推進することにより、国際的な潮流も視野に入れながら、環境分野での滋賀らしい持続可能な産業振興を目指します。

医療ニーズや健康増進ニーズに応える技術の研究開発やサービスの発展・向上により、介護分野を含む医療・健康分野における産業振興を目指します。

これまでモノづくり県として築いてきた県内製造業の競争力の更なる強化を図るため、県内で育まれた技術や技能を継承・発展させながら、付加価値の高いモノづくり基盤技術の振興を目指します。

高付加価値型企業の県内立地を誘導するとともに、県内の既存産業との強固な結びつきを図り、併せて地域や暮らしに直結した産業を掘り起こします。また、新規成長産業の創造や新たな事業活動への挑戦を支援し、景気に左右されにくい足腰の強い経済を作り上げます。

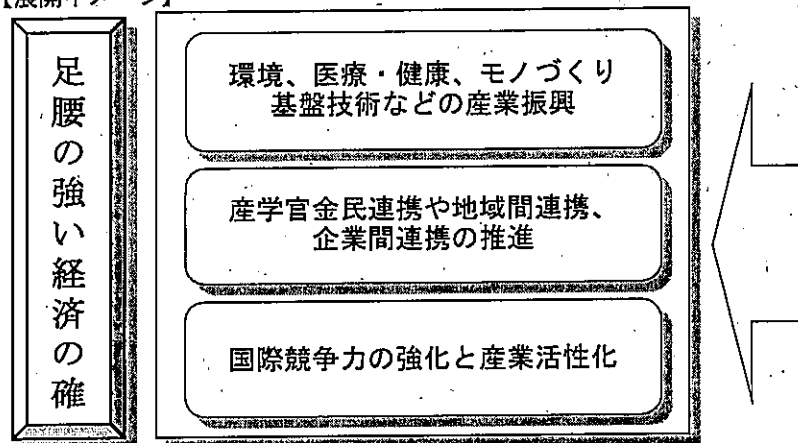
【目標】

- 「環境」に貢献する多様なビジネスや医療・健康などの分野のビジネス、付加価値の高いモノづくりなど、新たな需要や雇用が生み出される産業が振興していること。
- 県内の大学や試験研究機関と企業との連携による新事業の創出や新商品開発が進むなど、産学官金民連携や地域間連携、企業間連携による取組が増加していること。
- 滋賀の製品やサービスが海を渡り、アジアをはじめ世界での評価が高まるとともに、近隣府県も含めた産業集積や社会資本を活かし、国際競争力の強化と産業活性化が進んでいること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度 (H21年)	H26年度(目標) (H26年)
○工場等立地件数	25件	80件(累計)
○新エネルギー・省エネルギー分野での ビジネスマッチング会参加企業数	0社	延160社(累計)
○医療・健康分野での創業数(第二創業を含む)	2件	8件(累計)
○産学官連携等共同研究件数	14件	40件(累計)

【展開イメージ】



本県の強みを活かした新たな分野への挑戦やグローバル化支援

医療、健康・介護、子育ての分野でのサービス拡大、地域資源を活用した創

県内産業の空洞化防止、連携の推進と地と知の力を活かした成長戦略拠点の

- ・中小企業の活性化
- ・環境・再生可能エネルギー分野に取り組む県内企業の支援
- ・医工連携による研究開発の推進と事業化の支援
- ・モノづくり基盤技術の振興
- ・新分野・ビジネスへの展開を推進
- ・中小企業の海外展開を促進
- ・省エネ・節電対策の推進
- ・SOHOビジネス・ITビジネスの促進と企業育成ネットワークの形成
- ・地域資源を活かした新商品開発等支援
- ・成長産業の誘致
- ・戦略拠点の形成
- ・渋滞対策の実施、スマートICの整備促進

施策6-1

環境・医療・健康・モノづくり基盤技術の分野で、新たな分野への挑戦を進めるとともに、アジアをはじめとした海外展開の推進など、県内企業のグローバル化を支援します。

○人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化、加速化する経済のグローバル化など急速に変化する社会・経済状況への的確な対応が求められる中、円高や欧州危機など、景気の先行きが非常に懸念される状況にあります。
こうした中、本県の強みを活かした環境や再生可能エネルギー、医療・健康、モノづくり基盤技術などの分野を今後更に伸ばすべき分野として、産産連携による技術開発・新事業創出や、大手企業・国外市場への提案など県内企業の実績に応じた多様な支援を行い、戦略的に振興します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H23	H24	H25	H26	
中小企業の活性化の推進	本県中小企業の実態や現状を把握し、中小企業振興のあり方の研究・検討等を行い、中小企業の活性化のための条例を制定する。条例制定後は、条例の普及啓発を行うとともに、活性化施策についての調査研究、中小企業の取組の情報発信等を行う。	○条例施行と条例に基づく仕組みの構築(H25年度)	●条例の制定に向けての審議会・研究会の開催、実態調査・共同研究等の実施	●条例の制定に向けての審議会・研究会・フォーラムの開催、共同研究の実施 条例制定	●条例の普及啓発、活性化施策についての調査研究、中小企業の取組の情報発信等の実施 条例施行、実施計画の策定と実施	実施計画の検証と見直しへの反映	中小企業支援課
事業継続計画策定支援事業	大震災等の様々なリスクに対して、その影響を最小限にとどめ事業を継続していくために、中小企業におけるBCP(事業継続計画)の策定を支援することにより、中小企業の経営の安定化を図る。	○県内の中小企業への事業継続計画策定件数 —(H23年度) →9件(H26年度までの累計)		●講座の開催、ハンズオン支援の実施 事業継続計画の策定 3件	事業継続計画の策定 3件	事業継続計画の策定 3件	中小企業支援課
農商工連携スタートアップ事業	中小企業者が農林水産業者と連携して行う新商品の開発や事業化を促進するため、研修会の開催、個別マッチングの支援等を行う。	○中小企業者と農林水産業者のマッチング成立件数 →4件(H26年度までの累計)			●研修会の開催、マッチングサポートの実施 マッチング成立 2件	マッチング成立 2件	中小企業支援課
水環境ビジネスの推進	本県における水環境関連の産業・研究機関の集積や水環境保全の取り組みを活かし、プロジェクト形成の促進などにより、県内企業の水環境ビジネスの展開を推進する。	○水環境ビジネス推進方策の策定(H23年度) ○(仮称)水環境ビジネス推進フォーラムの設置(H24年度) ○プロジェクトへの県内企業の参画 2件(H25～H26年度累計)	●研究会等の開催 推進方策の策定	(仮称)水環境ビジネス推進フォーラムの	●セミナー、分科会の開催、水処理大手等とのマッチング、フォーラムメンバーの技術等のデータベース整備、海外へのプロモーション※ プロジェクトへの県内企業の参画 2件		商工政策課 環境政策課 下水道課 観光交流局 ※海外へのプロモーションを新規設定
電池産業支援拠点形成事業	県内企業の電池産業への参入を促進するため、工業技術センターに支援体制を整備し、県内企業の開発力、開発スピードを強化する。	○新商品の開発件数(県の支援によるもの) —(H22年度) →6件(累計 H24～26年度)	●企業との共同研究の実施	新商品の開発 2件	新商品の開発 2件	新商品の開発 2件	モノづくり振興課
戦略的環境ビジネス育成事業	本県の環境産業の基盤をさらに強固なものとするため、産学官金の関係機関のネットワーク化や中小企業を持つ優れた製品・技術の見える化などを実施する。	○新エネ・省エネ分野での商談会等への参加企業(県の支援によるもの) —(H21年度) →160社(H23～H26年度累計)	●新エネ・省エネ分野での商談会等の開催支援	県内企業40社参加	県内企業40社参加	県内企業40社参加	モノづくり振興課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
医工連携ものづくり プロジェクト創出支 援事業	医学・理工系大学の知的集積を活か し、医療・健康分野における産学官連携 基盤の充実強化を図るとともに、医工連 携による研究開発プロジェクトの創出と その事業化を支援する。	○高機能医療機器の事業化 (県の支援によるもの) － (H22年度) → 2 件 (H26年度)	●医工連携による研究開発プロジェクトの実施				モノづくり振興 課
規格標準化活動促進 事業	県内中小企業等が、戦略的に標準化活動 に取り組むことにより、国内外での事業 展開に資するよう、標準化活動について の普及啓発および人材育成を図るととも に、関係者のネットワーク構築や情報提 供等の支援を行う。	○標準化活動のあり方とりま とめ (H24年度) ○標準化活動に取り組む企 業・団体等への支援 → 6 件 (累計H25～H26年度)			●支援体制の構築、公開講座の開催	高機能医療機器の 事業化 2 件	モノづくり振興 課
近江技術てんびん棒 事業	県内企業が持つ優れた技術を県外大手 企業に対して直接かつ具体的に提案する 展示商談会を開催し、県内企業のビジネ スチャンスの拡大、事業化の促進を図 る。	○商談会の参加企業数 (県の 支援によるもの) － (H21年度) → 240 社 (累計 H23～26年度)	●大手企業と商談会の開催				モノづくり振興 課
滋賀のクリエイティ ブ産業振興事業	クリエイティブ産業の振興により、本 県経済の高付加価値化と雇用の増大を図 るため、県内クリエイティブ事業者の ネットワークの推進、クリエイティブ産 業交流会の開催、クリエイティブ企業の 活動等に対する助成等を行う。	○クリエイター等制作件数 － (H24年度) → 4 件 (累計 H25～26年度) ○クリエイター情報のデー タベース 登録クリエイター数 － (H24年度) → 100 件 (26年度) ○クリエイティブ企業等出展支援 － (H24年度) → 4 件 (累計 H25～26年度)	県内企業30社参加 × 2 回実施	県内企業30社参加 × 2 回実施	県内企業30社参加 × 2 回実施	県内企業30社参加 × 2 回実施	商工政策課
滋賀の感性を伝える 「ココクール」事業	滋賀らしい魅力をもつ商品やサービス の開発と販路開拓を促進するとともに、 滋賀のブランド価値の向上を図るため、 「ココクール マザーレイク・セレク ション」の選定と、その広報を行う。	○セレクションの全国メデ ィア掲載 － (H23年度) → 年10 件 (H24～H26年度)	●コンセプト提案・周知 ●セレクション候補募集 選定および発表 ●特設サイトから発信 ●セレクト事業者から のPR	●可能性調査の実施、 研究会設置および課題 等の分析・検討	●クリエイター、クリエイティブ企業の発掘、育成、集積に 関する環境整備、支援 地域独自のコンテンツ 制作 2 件 クリエイター情報デー タベース の構築 ●地域資源の活用、他産業との融合、協働を促す 環境整備、支援 クリエイティブ関連展示会 出展 2 件	地域独自のコンテンツ 制作 2 件 当該データベースの登録ク リエーター数 100 件 クリエイティブ関連展示会 出展 2 件	商工政策課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
グリーン・イノベーション推進事業	グリーン・イノベーションの誘発に向けて、電力・熱・ビジネス等における新たな推進方策について産学官で構成する推進組織で調査・検討し、エネルギー分野の観点から産業振興を図る。	○事業者主導による特定分野におけるプロジェクト推進に向けたワーキンググループの形成 (H26年度)				●推進組織による調査・検討 事業者主導による特定分野におけるプロジェクト推進に向けたワーキンググループの形成	地域エネルギー振興室
地と知をつむぐビジネスデザイン構築事業 (SOHO型ビジネス支援事業)	SOHO事業者の活動支援とネットワーク形成を促進するとともに、県内起業育成支援機関との連携により、起業家の発掘から育成までを一体的に推進する。	○SOHOビジネスオフィスへの入居により事業拡大した企業数 31企業 (H14～21年度累計) →62企業 (H14～26年度累計)	●SOHO常駐のIM(インキュベーションマネジャー)による支援、 滋賀IMネットワークの情報交換を通じた入居企業の事業拡大支援 事業拡大企業数 47企業(累計) 事業拡大企業数 52企業(累計) 事業拡大企業数 57企業(累計) 事業拡大企業数 62企業(累計)				中小企業支援課
「てんびん棒中国へ渡る」事業	本県と約30年間の交流の実績があり、近年経済成長が著しく需要拡大が見込める中国湖南省において商談会を開催し、先駆的に中国内陸市場を開拓しようとする本県産業界の取組を支援する。	○商談会の参加企業数 (県の支援によるもの) — (H22年度) →90社 (H23～25年度累計)	●中国湖南省商談会の開催 県内企業30社参加 県内企業30社参加 ●在湖南省経済交流駐在員等による両県省経済団体の経済交流支援				モノづくり振興課
中小企業の海外展開の総合的な支援	1. 中小企業の海外への販路開拓のための展示会への出展について支援するとともに、県内の中小企業の海外展開の実態や今後の支援策について調査検討を行う。 2. 海外で開催される環境関連見本市に、県内で環境ビジネスに取り組む優秀な企業を募り、「びわ湖環境ビジネスメッセ」パビリオンとして共同出展する経費に關し補助を行う。 3. (公財) 滋賀県産業支援プラザ内に貿易や海外投資への相談に対応するための窓口を設置する。 4. アジア地域において、現地政府機関や現地進出企業等との関係構築を行う。	○県内の中小企業の海外展開に対する今後の支援策の策定 (H25年度) ○海外展開に対する総合的な支援の実施 (H26年度) ○アジア地域政府機関等との経済交流協定の締結: 1件※			●海外展開の実態と今後の支援策の調査検討 展示会出展の支援 「びわ湖環境ビジネスメッセ」コーナー出展経費に対する補助 10件 ●貿易投資相談窓口の設置(拡充)	●検討結果等に基づく支援策の実施 展示会出展の支援 「びわ湖環境ビジネスメッセ」コーナー出展経費に対する補助 10件 ●貿易投資相談窓口の運営 ●現地政府機関等との経済交流協定等の締結	商工政策課 モノづくり振興課 観光交流局 ※新規設定
小規模事業者支援強化月間事業	小規模事業者向け施策について周知を図るため、新たに小規模事業者を支援するための「強化月間」を設け、関係機関と連携して施策説明会等を開催する。	○強化月間の設置 (H26年度) ・施策説明会の開催 ・フォーラムの開催				●強化月間の設置 施策説明会の開催3回 フォーラムの開催 1回	中小企業支援課
商店街等空き店舗活用マッチング支援事業	商店街等空き店舗情報提供ウェブサイトによるマッチングの運用と周知を図るとともに、登録した店舗について、商店街・地域のニーズに合った借り手とマッチングさせるモデル事業を展開することにより、システムの更なる有効活用と空き店舗での創業を促進する。	○商店街等空き店舗活用マッチングシステムでのマッチング成立件数 — (H24年度) →25件 (H26年度までの累計)				●マッチングシステムの運用・周知およびモデル事業の実施 マッチング成立 20件	中小企業支援課 ※H25年度からの取組であるが、今回新たに掲載

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
商店街創業支援事業	商店街での創業に意欲のある者を募集し、実践的な講座を開催することにより、新たな人材を発掘・育成し、商店街における創業につなげていく。	○商店街創業塾でプランのブラッシュアップ支援をする開業プラン作成者数 ー (H25年度) →5人(H26年度)				●商店街創業塾、支援会議の開催 開業プラン作成者数 5人	中小企業支援課
ものづくり小規模事業者等成長支援事業	小規模事業者等に対し、県施策情報発信・企業情報シートの作成、受注体制の確立、販路開拓・調達情報の分析のための支援を行うことで、ものづくり小規模事業者等の下請構造からの脱却と競争力向上を目指す。	小規模事業者等に対する総合的な支援の実施				●企業情報シート作成支援 作成件数 10件 ●情報交換セミナー開催 セミナー開催 2回 ●販路開拓支援 発注元企業 2社	モノづくり振興課
中小企業人材育成支援事業	中小企業人材育成プランナーを配置し、研修会の講師等の人材バンクの運用、人材育成に関する相談、研修会の企画・開催等を行うことにより、中小企業の人材育成を支援する。	○研修会の参加者数 ー (H24年度) →100件(26年度)				●中小企業向けの研修会の企画・実施 研修会 100名参加	労働雇用政策課
建設産業の活性化推進事業	建設産業の活性化を推進するため、平成25年5月に立ち上げた「滋賀県建設産業活性化推進検討会（以下、『検討会』という。）」において、本県の建設産業の活性化推進方策の検討を行う。 また、建設産業の担い手の確保・育成を図るため、検討会の中間まとめを踏まえ、若い世代などに建設産業の魅力等を発信等を行うほか、建設産業の担い手の確保・育成等を目的として、現場見学等を委託する。 さらに、技術と経営に優れた企業が伸びられる環境を整備するため、検討会の中間まとめを踏まえ、建設業取引の適正化・関係法令遵守の徹底を図る。	検討会の開催 6回開催(H26) ○29歳以下の構成割合 11.1% (H22) →12% (H26) (→20% (H35最終目標)) ○女性技術者の割合 7% (H25) →7.3% (H26) (→10% (H35最終目標)) 年間の訪問指導件数70事業者				●滋賀県建設産業活性化推進検討会の設置 検討会最終まとめ ●魅力発信等のリーフレットの作成・配布 ●建設企業の社会貢献活動等、若手・女性技術者を対象に表彰 ●現場見学、交流事業の実施 29歳以下の技術者の割合 12% 女性技術者の割合 7.3% ●相談、指導・啓発事業の実施 訪問指導件数 70件	監理課 ※H25年度からの取組であるが、今回新たに掲載

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
マイヤーガーデン滋賀プロジェクト事業	米国ミシガン州のマイヤーガーデン(美術庭園)にて開催される滋賀特別展に合わせ、現地で滋賀の物産等の紹介や情報発信などを行う。	○ミシガン州での滋賀の物産販売コーナーの設置				●滋賀特別展に合わせた情報発信等 県産品の販路拡大	観光交流局
滋賀県・湖南省汚水処理分野における技術協力プロジェクト	JICA草の根技術協力事業と連携し、水環境ビジネスに取り組む県内企業の海外展開の足掛かりを作るとともに、本県職員が技術援助に関わることで、これまで培ってきた汚水処理技術の継承発展を図る。	○滋賀県、湖南省でのセミナー開催等(H25～H27) 事前現地調査(H25) 起動式等の実施(H25) 技術交流団派遣(H26・H27)			●滋賀県、湖南省でのセミナー開催 事前現地調査 起動式の実施 セミナー開催	施策5-3へ移動	下水道課
湖南省友好提携30周年記念事業 琵琶湖・洞庭湖環境研究交流連携事業(博物館交流連携事業)	湖南省との友好提携30周年を契機として、両県省の博物館等の学芸員相互・研究分野間の交流を推進し、展示にかかわる資料・情報についても相互に提供する。	○交流連携をおこなった湖南省の博物館等の数 2館(H25年度) 2館(H26年度)			●交流連携をおこなった湖南省の博物館等の数 2館	施策5-3へ移動	環境政策課

施策6-2 医療・福祉・介護、子育ての分野でのサービス拡大や創業を支援します。			○社会的課題の解決が新たな事業として見込まれる中で、事業者や地域、支援自治体が連携しながら、福祉や子育て分野のサービス拡大や創業の支援を進め、新たな需要や雇用を生み出します。				
事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
聴覚・コミュニケーション医療センター構想推進事業	生来の高度難聴児の聴覚再生と高齢者の健康的な生活に不可欠な聴力の回復を目的に、「聴覚・コミュニケーション医療」の確立を図るための取組を行う。	H 2 6 目標 ○聴覚・コミュニケーション医療センターの拠点機能整備				●聴覚・コミュニケーション医療センター構想 聴覚・コミュニケーション医療センターの拠点機能整備 (スタッフの確保、人工内耳手術の実施及び新技術等の研究開始)	病院事業庁 ※H25年度からの取組であるが、今回新たに掲載
障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 (旧「おこしやす」三方よし仕事おこし支援事業)	障害者、企業、地域にそれぞれ利点のある形で障害者就労支援事業所の「創業」を進めるため、インターネットによる情報発信や企業・自治体との相談機会を設けるなどの支援をする。	○企業と複数事業所が連携した地域共働作業場の設置 ー (H21年度) →7箇所 (H26年度) ○障害者就労支援事業所で働く障害者1人当たりの平均工賃 22,118円/月 (H21年度) →30,000円/月 (H26年度)	●企業と複数事業所が連携した地域共働作業場の設置 地域共働作業場 1箇所 地域共働作業場 3箇所 地域共働作業場 5箇所 地域共働作業場 7箇所 ●個別経営改善指導、経営セミナー・ビジネスフェアの開催、障害者就労専門Webサイトの開設 平均工賃 24,000円 平均工賃 26,000円 平均工賃 28,000円 平均工賃 30,000円				障害福祉課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
地域活性化のための 担い手自立促進事業	地域の担い手として期待されるNPO等の活動基盤を強化することにより地域の活性化を促進する。	○条例個別指定を受けたNPO法人数 ー (H24年度) →10法人 (H26年度)			●条例個別指定を目指すNPO法人への会計支援および中間支援組織のスキルアップ NPO法人の指定3法人	NPO法人の指定7法人	県民活動生活課
しが新事業応援ファンドによる新事業の創出	産業支援プラザに造成した基金の運用により、中小企業等が地域資源を活用した新たな商品・サービスを開発する取組を推進する。	○事業化件数 ー (H21年度) →9件 (H24～26年度累計) ○県内の中小企業への販路開拓助成支援件数 5件 (H26年度) ※	●地域資源を活用した新事業への助成				中小企業支援課 ※新規設定
しがの地域資源活用 商品販路開拓支援事業	地域資源を活用した新商品開発の取組等を支援する「しが新事業応援ファンド助成事業」により事業化した中小企業の新商品の販路開拓等にかかる経費の一部を助成する。	○県内の中小企業への販路開拓助成支援件数 ー (H23年度) →15件 (H26年度までの累計)		●地域資源を活用した新商品の販路開拓への助成 支援件数 5件	支援件数 5件	しが新事業応援ファンドにおいて新商品の試作開発から販路開拓までの支援を一貫して実施	中小企業支援課

施策6-3

産学官金民連携や地域間連携を進めるとともに、地の利や知の集積を活かし、広域的な視野をもって成長戦略の拠点を形成します。

○県内総生産に占める製造業の割合が高い本県経済は、為替の変動や海外の景気動向など外的な影響を受けやすく、産業の空洞化が非常に懸念されます。地域間競争の激化や、経済のグローバル化の進展に本県産業が的確に対応していくことが求められていることから、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する本県の地の利を活かす未来成長の拠点形成や、広域交通基盤を活かす整備を進めます。
また、モノづくり県として培ってきた本県の魅力を発信し、高付加価値型企業などの立地促進、県内企業の交流などを進め、足腰の強い経済を作ります。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
近江の工場長サミット開催事業	県内立地工場と中小企業とのネットワークを強固なものにするために、「近江の工場長サミット」を開催し、「モノづくり県滋賀」としての魅力発信と企業連携の促進を図る。	○サミット参加者数 ー (H22年度) → 300人 (H23～25年度累計)	●サミットの開催 参加者数 100人	参加者数 100人	参加者数 100人		商工政策課
戦略的な企業誘致の推進	1. 成長分野などの業界情報や企業情報について情報収集を行い、立地可能性の高い企業を中心に誘致活動を実施する。 2. 「滋賀でモノづくり企業応援助成金」を活用し、新規立地や県内企業の増設に対して、その投下固定資産額の一部を助成する。	○工場等立地件数 25件 (H21年) →80件 (H23～H26年累計)	●企業情報の収集およびトップセールス等企業誘致活動の実施				企業誘致推進室
			工場等立地 20件	工場等立地 20件	工場等立地 20件	工場等立地 20件	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	※2013年度版からの 変更点
未来成長拠点形成事業	本県の地の利や知の集積を活かした未来成長の拠点形成を3本の柱で推進する。 1 近畿圏・中部圏・北陸圏の結節点に位置する本県の地の利を活かした広域連携施策を推進する。 2 知的資源が集積するびわこ文化公園都市のポテンシャルを活かし、高める産官学民の連携を促進する。 3 県庁周辺、米原駅周辺の県有地の有効活用を促進する。 (県庁周辺地域の将来構想検討対象施設：県庁別館、第二別館、旧体育文化館、旧滋賀会館、東別館跡駐車場 ※東別館跡駐車場については、平成24年3月に国所有の県警跡地と等価交換を行ったため検討対象から除外) (米原駅周辺の県有地：米原駅東口側 2.1ha)	○地の利を活かした広域連携推進にかかる基本的な視点や考え方をまとめた「広域連携推進の指針」に基づき、未来成長につながる具体的な連携の施策化を進め、効果的な広域行政の展開を図る。 ○びわこ文化公園周辺地域内に立地する大学等の知的資源を活用した連携数(H23～26年度 累計4～5件程度の連携を創出) ○県庁周辺地域の将来構想策定・まちづくり議論の開始(H22年度) →県庁周辺地域にふさわしい土地利用の転換に向けた具体的な手続き決定(H26年度) ○米原駅周辺の県有地について新たな成長産業立地に向けた活用具体化	●3圏域との新たな連携事業等の検討・実施 広域連携推進の指針の策定 指針に基づき、各テーマごとに検討を行い、可能なものから施策化 ●びわこ文化公園都市将来ビジョンの検討・策定 ●将来ビジョン策定調査 ●知の連携プロジェクトの実施 大学等の知的資源を活用した連携の創出(H26年度までに、4～5件) ●大津市設置の「まちなか資源活用検討委員会」への参画 ●検討対象施設の土地利用の合意形成に向けた検討・調査の実施 ●検討対象施設の土地利用の転換に向けた調整 旧滋賀会館の土地利用の転換に向けた具体的な手続き決定 県庁別館、第二別館、旧体育文化館の土地利用の転換に向けた具体的な手続き決定 旧滋賀会館の解体・土地引渡し ※ ●米原駅周辺県有地の有効活用 利活用基本方針決定 具体化に向けた手法等の検討 市のまちづくりと連動した活用具体化				企画調整課 新駅問題・特定プロジェクト対策室 ※新規設定
	新技術創出イノベーション活性化推進事業	○外部競争的資金への応募件数(本事業によるもの) (H24～26年度 累計15件)	●外部競争的資金を活用した研究開発の支援 外部競争的資金への応募件数 5件 外部競争的資金への応募件数 5件 外部競争的資金への応募件数 5件				モノづくり振興課
	健康創生産業創出推進事業 (旧しが医療・健康創生ものづくりイノベーション総合特区推進事業)	○医療現場のニーズ提供 7件(H24年度) →40件(累計 H25～26年度)	医療現場のニーズ提供 20件 医療現場のニーズ提供 20件				モノづくり振興課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
主要幹線道路等の計 画的整備	道路整備アクションプログラムに基づ き、混雑多発箇所に対する対策やスマー トインターチェンジの整備を計画的に進 める。	○混雑多発箇所に対する対策 を推進 ○スマートインターチェンジ の整備※ 設置完了 2箇所・(H25年度) 整備促進 1箇所 (H26年度)	●混雑多発箇所に対する対策やスマートインターチェンジの整備				道路課 都市計画課 ※2箇所 (H25年 度)→3箇所 (H26 年度)
			道路整備マスター	道路整備アクション プログラムの策定 (渋滞対策含む)	道路整備アクションプログラムに基づき実施		
			渋滞対策実施箇所 4箇所	渋滞対策実施箇所 4箇所	スマートインター チェンジ 2箇所設置完了	スマートインター チェンジ 1箇所整備促進	

7 地域の魅力まるごと産業化プロジェクト

(知事直轄組織、総合政策部、琵琶湖環境部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、教育委員会)

【目指す方向】

琵琶湖と共存する環境こだわり農業や安全・安心で高品質な食材、豊かな自然、歴史・文化など、個性や魅力にあふれた滋賀の地域資源について、ブランドとしての価値を高めます。
滋賀の特性を活かした魅力ある商品やサービスを生み出す産業を一層振興することにより、地域を活性化し、経済成長を図ります。

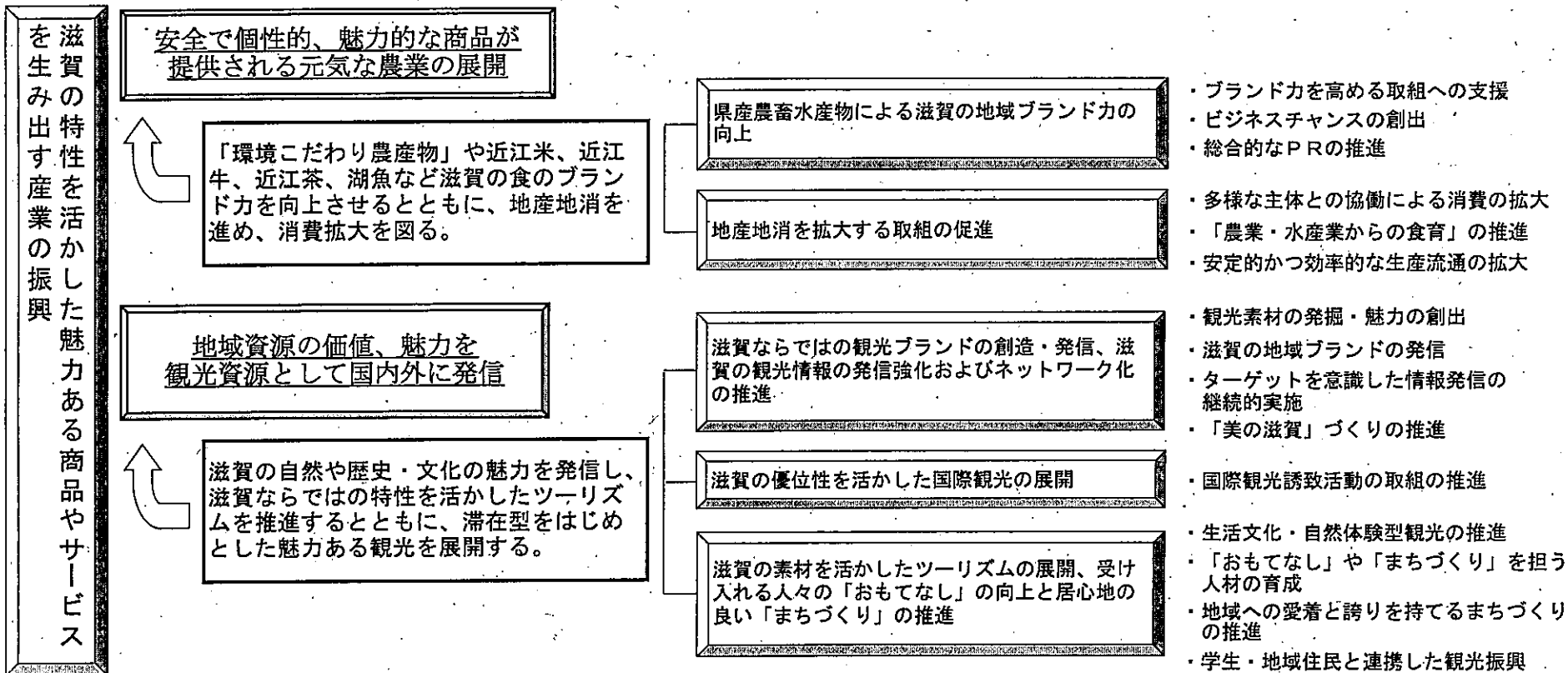
【目標】

- 安全で個性的、魅力的な食や商品が提供される元気な農業が展開していること。
- 自然や歴史・文化など地域資源の価値や魅力が観光資源として国内外に発信されていること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H26年度(目標)
○水稲作付面積に占める環境こだわり農産物栽培面積割合	33%	45%
○販売用野菜作付面積	1,016ha	1,400ha
○観光客数(宿泊者数)	2,864,500人 (H21年)	330万人 (H26年)

【展開イメージ】



施策7-1
**消費者に支持される滋賀の農業の確立により、「環境こ
 だわり農産物」や近江米、近江牛、近江の茶、湖魚など滋
 賀の食のブランド力を向上させるとともに、地産地消を進
 め、消費拡大を図ります。**

○個別製品のブランド展開にあわせ、それぞれの生産者団体の連携協力のもと総合的な滋賀の食材の販売促進を進めるとともに、食品販売事業者との協働による戦略的な生産、販売に取り組み、滋賀の食のブランド力を向上させます。
 ○学校給食への地場野菜の利用拡大や野菜などの園芸作物の生産拡大などにより、地産地消の拡大を進め、消費を拡大します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「みずかがみ」産地化 スタートダッシュ事 業 (旧近江米新品種「み ずかがみ」産地化ス タートダッシュ事 業)	高温による品質低下が続く近江米の品質改善を図り、ブランド力を高めるため、農業技術振興センターが育成した温暖化対応の新品種「みずかがみ」の作付を推進することとし、その安定生産技術の普及と加速的な作付拡大および流通販売を促進する。	○「みずかがみ」の作付面積 — (H24年度) →1,000ha (H26年度)			●作付の推進、高品質生産のための技術普及 ●認知度向上、販売促進のためのPRの実施 作付面積 150ha 作付面積 1,000ha		食のブランド推進課 農業経営課
環境こだわり農業支援事業	環境こだわり農業の実践に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に、国、市町とともに支援を行う。	○水稻における環境こだわり農産物栽培面積の割合 33% (H21年度) →45% (H26年度)	●環境こだわり農産物の生産拡大				食のブランド推進課
環境こだわり農産物 「流域まるごと」消費 拡大事業	環境こだわり農産物を、滋賀の地域ブランドとして定着させるため、滋賀県をはじめ琵琶湖・淀川流域の消費者に、環境こだわり農業の理解促進を図る。	○琵琶湖・淀川流域住民への環境こだわり農産物の理解浸透・消費拡大	水稻の取組割合 36%	水稻の取組割合 39%	水稻の取組割合 42%	水稻の取組割合 45%	食のブランド推進課
「滋賀のおいしさ」 県外流通促進事業 (旧広めよう、おいしい滋賀発信事業)	、滋賀の食材の地域ブランド力向上、県外販路・消費の拡大を図るため、伝統野菜等の認知度向上キャンペーンの実施、生産者団体等の販路拡大活動支援および県外展示商談会での県産食材のPR・発信を行う。	○販売促進のための県外キャンペーン実施店舗数 — (H22年度) →450店舗 (H26年度)	●県外事業者による滋賀の食材を用いたキャンペーン等の開催推進 ※				食のブランド推進課 ※終了時期の変更 (H25→H26)
「近江牛」のブランド力向上	○未来指向の「近江牛」ブランド化事業 繁殖肥育一貫経営の推進を図ること で、生産コストを低減し、子牛生産地域に影響を受けない「近江牛」生産を推進する。 ○「近江牛」ブランド力向上支援事業 「近江牛」の飼育情報、販売動向、肉質情報のデータを収集・解析することにより、新たな「近江牛」のセールスポイントを発見し、ブランド力の向上を目指す。	○繁殖牛の飼養頭数 1,140頭 (H23年度) →1,215頭 (H26年度) ○セールスポイント検討のための情報収集・分析			●繁殖肥育一貫経営の推進 繁殖牛 1,165頭 繁殖牛 1,215頭 ●データ収集・解析等 イメージ戦略のとりまとめ		畜産課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
広めようおいしいビ ワマス作戦事業	ビワマス三倍体など養殖ビワマスの市 場での評価を高めるため、その飼育管理 方法や品質基準を策定する取組に対して 支援する。	○養殖管理指針の策定			●養殖管理指針を策定 生産魚の成分分析、品質基準の決定等		水産課
県産農畜水産物輸出 促進事業 (旧滋賀県産農畜水 産物海外販路開拓支 援事業)	近江米、近江牛、近江の茶、湖魚など 県産農畜水産物等の輸出を促進するた め、セミナーの開催や商品開発アドバイ スを通じて、輸出に意欲的に取り組む事 業者の育成と商品力の強化を図る。	○海外輸出頭数(牛) — (H21年度) →500頭 (H26年度)	●県内、海外での輸出促進活動 ※ ●海外での「近江牛」商標登録 海外輸出 200頭 海外輸出 300頭 海外輸出 400頭 海外輸出 500頭				食のブランド推 進課 ※終了時期の変 更(H25→H26)
6次産業化ネット ワーク活動事業	6次産業化を推進する体制を整備する とともに、多様な事業者と連携したネット ワークの構築を促進し、新たな商品開 発や販路開拓等の取組を支援する。	○総合化事業計画認定件数 (累計) 55件(H25年度) →70件(H26年度)				●総合化事業計画認 定件数(累計) 認定件数(累計) 70件	農業経営課
農村女性活躍支援事 業	地域農業の発展に資する取組にチャレ ンジする若手農村女性を創出するため、 研究活動や人的ネットワーク構築等の一 助となる講座を提供する。	○地域の農業振興の一翼を担 う「チャレンジ」する農村女 性を創出する				●連続講座の実施 5講座	農業経営課
美味しい「食」の情 報発信総合事業	滋賀の食材のブランドイメージの向上 と地産地消の進展を図るため、滋賀の 「食材」の魅力・特長や「購入できる場 所」等の情報についてインターネットで タイムリーに発信する。	○ポータルサイトのアクセス 数(おいしがうれしがトップ ページ) 13,000件(H21年度) →500,000件(H26年度)	●ポータルサイト の構築	●ポータルサイトを随時更新 アクセス数100,000件 アクセス数300,000件 アクセス数500,000件			食のブランド推 進課
「おいしが うれし が」キャンペーンの 推進	滋賀の地産地消を推進するため、県内 の食品関連事業者等と連携して、県産食 材の魅力を県民にPRする。 また、キャンペーン推進店と連携し て、スマートフォン等を活用した消費者 参加型のラリー企画を実施することによ り、県民が県産農畜水産物の魅力を実感 して購入する機会を創出する。	○「おいしが うれしが」 キャンペーン推進店の店舗数 ・596店舗(H21年度) →965店舗(H26年度) 【内数】 ・飲食店：175店舗 ・食料品専門店：270店舗 ○ラリー企画に参加する「お いしが うれしが」キャン ペーン推進店の店舗数 250店舗 (26年度)	●しがの農水産物マーケティング推進会議の開催、「おいしが うれしが」キャンペーンの推進 キャンペーン推進店 680店舗 キャンペーン推進店 895店舗 キャンペーン推進店 930店舗 キャンペーン推進店 965店舗 ●消費者参加型のラ リー企画の実施 企画参加推進店 250店舗				食のブランド推 進課
「食べることで、び わ湖を守る。」推進 事業	小さい頃から環境と調和する滋賀の農 業・水産業に親しみをもつ食育を展開 し、次代を担う子ども達が、将来にわたり、 滋賀の農業・水産業を理解し、支え る人として育つ基礎をつくる。	○学校給食向け野菜を生産する食育農園の設置面積 — (H22年度) →2,000a (H26年度) ○琵琶湖・淀川流域住民への 環境こだわり農産物の理解浸 透・消費拡大	●学校給食向け野菜の生産拡大を推進 食育農園 500a 食育農園 1,000a 食育農園 1,500a 食育農園 2,000a ●琵琶湖・淀川流域での販売事業者等と連携し た「環境こだわり農産物」PRの実施				食のブランド推 進課

-58-

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	変更等
しがの農林漁業者等による食育活動支援事業	農林漁業者等が、農作業等を体験する機会を提供する「教育ファーム」を支援することにより、県民の食への関心を高め、農林漁業への理解促進を図る。	○農林漁業者等による食育活動の推進				●農林漁業者等による食育活動の推進 取組団体 7団体	食のブランド推進課
しがの水田野菜生産拡大推進事業	野菜を本県の水田農業における戦略作物として位置づけ、水田における生産拡大を推進する。	○販売用野菜の作付面積 1,016ha (H21年度) →1,400ha (H26年度)	●水田における販売用野菜の作付拡大を推進				農業経営課
			作付面積1,230ha	作付面積1,260ha	作付面積1,335ha	作付面積1,400ha	
林業・木材産業流通コーディネーター設置事業	県土の約半分の森林から生産される県産材の地産地消を促進するため、生産から加工、利用をつなぐサプライチェーンを確立して効率的に流通させることにより、林業、木材産業の振興を図る。	○県産材の素材生産量 42,000m3 (H21) →59,000m3 (H26)			●関係機関による流通体制運営の検討 ●流通コーディネーターの配置 県産材の素材生産量 59,000m3	森林政策課 ※施策4-2から移動	

施策7-2 多様化する観光客のニーズに合わせて、滋賀の自然や歴史・文化の魅力を発信し、滋賀ならではの特性を活かしたテーマ性やストーリー性のあるツーリズムを推進するとともに、訪れる観光客をおもてなしの心で迎えることにより、滞在型をはじめとした魅力ある観光を展開します。			○観光による経済や地域の活性化のため、本県の持つ豊かな自然や優れた歴史・文化などの観光資源を活かした滋賀ならではの観光ブランドの創造と発信、インターネットの活用などの情報発信の強化、東アジアを中心とした戦略的な国際観光の展開、農家民宿の開業支援なども取り入れた多彩なツーリズムへの取組を進めます。				
事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
観光ブランド推進事業	琵琶湖を取り囲むように存在する本県の豊かな自然や歴史、文化などの観光資源を、琵琶湖一周を意味する「ピワイチ」というコンセプトでつなぎ、滋賀らしい体験を含んだ魅力的な旅を数多く打ち出し、観光ブランド「ピワイチ」の構築をめざす。	○「ピワイチ」の旅の認定数 0件(H23年度) →25件(H24～26年度累計)		●「ピワイチ」の旅の創造による観光ブランドの構築			観光交流局
				認定数 5件	認定数 10件	認定数 10件	
「黒田官兵衛・戦国の舞台近江」誘客推進事業	大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映を契機として、旅行会社やマスコミ等が集中する首都圏において、戦国の舞台となった本県の積極的なPRを展開する。	○観光入込客数 4,419万人 (H24年) →4,800万人 (H26年)				●首都圏での情報発信 観光入込客数 4,800万人	観光交流局

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
琵琶湖文化魅力発信プロジェクトの推進	○近江水と大地の遺産魅力発信事業 琵琶湖と水にまつわる文化遺産「近江水の宝」や、大地に刻まれた遺跡の魅力を発信し、観光素材となるよう講座や探訪などを行う。	○講座・探訪ツアー・展示等への参加者数 1,200人(平成21年度) →8,000人(平成23～26年度累計)	●琵琶湖と水、大地の遺跡にまつわる文化遺産を活用した講座、探訪ツアー、展示等の実施				文化財保護課
	○第56回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 滋賀県大会 ブロック内で伝承されている優れた民俗芸能を招聘し、公開することで、民俗文化財の魅力を伝えてもらうとともに、滋賀県の民俗文化を発信する。	○民俗文化財県民交流ネットワークに登録した保存団体の数 － (H24年度) → 53団体(H25～26年度) *県指定、選択の全保存団体数 53団体	参加者数2,000人	参加者数2,000人	参加者数2,000人	参加者数2,000人	文化財保護課
	○「千年の美つたえびと」づくり事業 地域のリーダーとして文化財を守り、また県内の博物館や美術館と地域を結び、来訪者に魅力を伝える人材として、「千年の美つたえびと」を養成する。	○「千年の美つたえびと」の養成講座参加者数 － (H24年度) →300人(H25～26年度)	●民俗文化財県民交流ネットワークへの登録 登録団体 25団体 登録団体 28団体 ●「千年の美つたえびと」養成講座の開催 参加者数100人 参加者数200人				文化財保護課
	○近江の神と仏の「美」発信展覧会開催事業 琵琶湖文化館の収蔵品による仏教美術等の展覧会を島根県立古代出雲歴史博物館で開催するとともに、滋賀の文化の魅力をPRするための関連事業として写真パネル展を実施する。	○展覧会の来場者数 － (H23年度) →50,000人(H24年度) 30,000人(H25～26年度)	●近江の仏教美術等の展覧会と、関連事業としての写真パネル展を実施 来場者数50,000人 来場者数15,000人 来場者数15,000人				文化財保護課
	○近江の仏教美術等魅力発信・再生支援事業 仏教美術等をはじめとする近江の誇る社寺建築等の価値や魅力を県内外に発信し、観光振興や地域活性化につなげるため、所有者等が実施する取組に対して支援する。	○文化財の探訪モデルツアー実施回数 毎年度9回 ○再生活用事業実施数 － (H22年度) →13事業(H23～26年度累計)	●文化財の探訪モデルツアー、再生・活用、情報発信の支援 探訪モデルツアー：9回 再生生活用事業：3事業 探訪モデルツアー：9回 再生生活用事業：3事業 探訪モデルツアー：9回 再生生活用事業：3事業 再生生活用事業：4事業				文化財保護課
滋賀県まるごとブランド化計画 (旧滋賀・びわ湖ブランド推進事業)	ブランディングデザイナーによる総合プロデュースのもと、既存の施策、イベントや活動などを巻き込み、多くの関係者が連携しつつ強力に滋賀県のブランドを発信する手法を構築し、具体的な発信を展開する。	○ブランド推進に賛同する者が加盟する「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」会員数 11団体 (延べ1,303企業・会員等) (H22年度)。 →20団体 (延べ2,500企業・会員等) (H26年度)	●ブランド推進組織の運営・支援(民主導の組織への段階的移行) ●ブランド展等による情報発信・情報共有事業等の実施 「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」会員数の増加 「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」会員数 20団体 のべ 2,500企業・会員等				企画調整課
滋賀の魅力発信事業	市販の雑誌に滋賀の魅力を紹介する広告を掲載するとともに、その広告ページを抜き刷りし、広報冊子として活用する。	○雑誌広告による滋賀の魅力の情報発信 年1回	雑誌広告掲載 1	雑誌広告掲載 1 広告抜き刷り配布	雑誌広告掲載 1 広告抜き刷り配布	雑誌広告掲載 1 広告抜き刷り配布	広報課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
ゆめぷらざ滋賀首都 圏情報発信事業	本県の観光振興を戦略的に展開するため、旅行エージェントやマスコミ等が集中する首都圏において情報発信機能の強化を図り、宿泊観光客の誘致を推進する。	○首都圏旅行会社でのPR件数 0件(H24年度) →32件(H25～26年度累計)			●首都圏での情報発信 PR件数 16件	PR件数 16件	観光交流局
近江路・プロガー旅 紀行事業	プロガーに県内を旅してもらい、ブログに旅紀行を掲載してもらうことにより、滋賀の魅力を広く情報発信する。	○募集したプロガーによる滋賀の魅力の情報発信 0名(H21年度) →150名(H23～25年度累計)	●プロガーによる情報発信 プロガー数 50名	プロガー数 50名	プロガー数 50名		観光交流局
観光物産情報発信事業	ホームページ・SNS等を活用した情報発信や、交通機関と連携した観光ルートの開発やパンフレットの作成を行い、滋賀県の魅力を県外に発信する。	○滋賀県観光情報ホームページへのアクセス数 448万件(H21年度) →775万件(H26年度)	●ホームページによる情報発信、マスコミを通じた情報発信、交通機関と連携した観光キャンペーンの実施 アクセス数 558万件	アクセス数 623万件	アクセス数 695万件	アクセス数 775万件	観光交流局
「美の滋賀」づくり の推進	○「美の滋賀」推進プロジェクト事業 滋賀の豊富な美の資源を通じて地域づくりを進めるモデル事業を県内各地の活動団体に委託して実施するほか、これらの事業の広報を行う。	○モデル事業取組件数 ・12件(H25～26年度 9件、 H26年度のみ 3件) ○「美の滋賀」リーフレット 等発行 H25年度 リーフレット H26年度 モデル事業成果集			●「美の滋賀」地域づくりモデル事業実施 モデル事業取組件数 ※ 12件(H25～26年度 9件、H26年度のみ 3件) リーフレット※	モデル事業成果集※	「美の滋賀」発信推進室 ※10件→12件 vol.1→リーフレット vol.2→モデル事業 成果集
	○アール・ブリュット振興事業 (アール・ブリュットネットワーク構築の推進) 関係団体等が集い意見交換を行うとともに、広く情報提供を行う全国ネットワークの活動を推進するほか、新生美術館が発信拠点として機能するために必要な準備等を行う。	○ネットワーク参加団体・機関等の数 - (H23年度) →50団体(H26年度)		●アール・ブリュットネットワークづくり ネットワーク会議立上時 20団体	ネットワーク参加団体等 50団体	ネットワーク参加団体等 50団体	「美の滋賀」発信推進室
	○新生美術館整備事業 (旧新生美術館基本計画策定事業) 平成25年度に策定した新生美術館基本計画に基づき、県立近代美術館を再整備するため、建設工事設計者の選定を行い、基本設計に着手する。	○基本設計に着手 ・H26年度中に基本設計に着手	●近代美術館機能・ 発信力強化検討委員会での検討	●運営や施設整備の方針を盛り込んだ新生美術館基本計画の検討		●基本設計 ●施設整備関連調査 実施 基本設計に着手	「美の滋賀」発信推進室
	○明日の美術館をつくろうプロジェクト 事業 (旧新生美術館基本計画策定事業) 新生美術館の整備に当たり、県民等の理解や参画を促すための情報発信や近代美術館開館30周年に合わせた見本市(フェア)の開催等を行う。	○見本市(フェア)参加者数 - (H25年度) →800人(H26年度)		新生美術館基本計画 の策定		●情報発信 ●見本市(フェア)開催 見本市参加者数 800人	「美の滋賀」発信推進室

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	変更等
「美の滋賀」づくり の推進	○近代美術館開館30周年記念事業 特別展として「遊亀と萩彦」展を開催するほか、世代を超えて楽しめる「手塚治虫展」の開催と人々の関心の高いイベントを実施する。また、30周年を記念して、開館以来の収集の精華を展示する展覧会や名品選を作製するなど、所蔵品の魅力を発信していく。	○近代美術館開館30周年を記念する展覧会の開催 観覧者数20,000人				●展覧会の開催 観覧者数20,000人	文化振興課
	○近代美術館から滋賀の「美」発信事業 滋賀の「美」の発信につながる取組として、県内3箇所で開催の収蔵品を学芸員の解説付きで間近に鑑賞できる機会を設けるとともに、近代美術館でアール・ブリュット作品のギャラリー展と講演会を開催する。	○お出かけミュージアム・キャラバン事業参加者数 3000人 (H24年度) →延べ4500人 (H25年度) →延べ6000人 (H26年度)	●(仮称)「石山寺縁起絵巻」展キャンペーン事業 ●お出かけミュージアム・キャラバン事業(アール・ブリュット作品展1カ所) 参加者数3,000人	●未来へつなぐ近代美術館の至宝発信事業 ●お出かけミュージアム・キャラバン事業(アール・ブリュット作品展1カ所) 参加者数延べ4,500人	●未来へつなぐ近代美術館の至宝発信事業※ ●アール・ブリュットギャラリー展※ 参加者数延べ6,000人	文化振興課 ※H26年度年次計画見直し	
	○新生美術館への琵琶湖文化館機能移転準備事業 琵琶湖文化館が寄託等により保管している国宝・重要文化財を含む約7,800点の収蔵品を、新生美術館に円滑に移転することができるよう収蔵品の整理調査等を進める。	○整理調査実施収蔵品数 — (H25年度) →1,950点 (H26年度)			●整理調査、収蔵品修理委員会、所有者連絡調整 整理調査1,950点	文化財保護課	
	○滋賀のアート発見事業 アール・ブリュット作品を展示し地域の魅力向上に貢献する「美術旅館」の取組を推進する。 また、県民参加で地域の「美」に関する情報を収集し、その魅力を発信する。	○美術旅館等数 0館 (H23年度) →20館 (H26年度)	●「美術旅館」モデル事業実施 美術旅館 3館 美術旅館 13館 美術旅館 20館			「美の滋賀」発信推進室 文化振興課	
	○アートマップ掲載HPアクセス数(ページビュー) 50,000件 (H24年度) →70,000件 (H26年度)	○アートマップ掲載HPアクセス数(ページビュー) 50,000件 (H24年度) →70,000件 (H26年度)	●アートマップ情報収集・作成 アクセス数 50,000件	●アートマップ活用・更新 アクセス数 60,000件	アクセス数 70,000件		
○アール・ブリュットの魅力発信事業 作品の魅力を県内外に発信するため、県立施設での作品展示や、ガイドブックの作成等を行う。	○アール・ブリュットガイドブック配布冊数 1種類・10,000冊 (H23年度) →4種類・55,000冊 (H26年度累計)	●アール・ブリュットガイドブックの作成・配布 vol.1 10,000冊 vol.2 15,000冊 vol.3 15,000冊 vol.4 15,000冊				「美の滋賀」発信推進室	
○県立施設での作品展示(ふらっと美の間) 0カ所 (H23年度) →県内12カ所 (H26年度)	○県立施設での作品展示(ふらっと美の間) 0カ所 (H23年度) →県内12カ所 (H26年度)	●アール・ブリュットおよび近代美術館の発信のあり方検討	●県立施設での作品展示(ふらっと美の間)の推進 県内8カ所 県内10カ所 県内12カ所				

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「美の滋賀」づくりの推進	○「学校にアートがやってきた」推進モデル事業 身近な場所で美の展示を進め、鑑賞教育につなげるとともに、若手芸術家の育成支援を図るため、小学校の空き教室等を利用して、若手芸術家が絵画や造形作品の創作活動や展示を行い、ワークショップを開催する。	○若手芸術家が学校の空き教室等で創作活動等を実施した学校数 ー (H24年度) →延べ4校 (H26年度)			●「学校にアートがやってきた」モデル事業実施 実施校2校	実施校2校	文化振興課
文化財保存基金を活用した文化財保存修理等の推進	文化財保存基金を活用し、「近江の文化財風土」ともいえる、地域で守られている文化財の計画的な保存修理等について、所有者等を支援する。	○指定文化財等保存修理等の件数 ー (H24年度) →75件 (H25～H26累計)			●地域で守られている指定等文化財の保存修理等に対する支援 保存修理等件数 27件	保存修理等件数 48件	文化財保護課
海外映像作品誘致推進事業	東アジアに対して、映像を通じ滋賀の美しい風景や歴史文化遺産を発信し、本県への誘客促進につなげるため、東アジアの映画・ドラマのロケ誘致実現に向けた事業を行う。	○滋賀に招く映像制作会社数 0社 (H21年度) →12社 (H23～26年度累計)	●情報収集、誘致活動 ●誘致ツールの作成 招く会社数 3社				観光交流局
国際観光推進事業	訪日観光客数上位である東アジアからの観光客誘致を強化するため、重点市場である中国などに向け、環境観光キーパーソンの招請や教育旅行誘致の実施など焦点を絞った事業を実施し、本県への確実な誘客拡大を図る。	○中国からのキーパーソン招請人数 10名 (H22年度) →32名 (H23～26年度の累計) ○滋賀県での学校交流を核とした訪日校の拡大 2校 (H21年度) →10校 (H26年度)	●キーパーソン、旅行エージェントの招請 招請人数 8名 ●近隣県と連携した訪日校誘致プロモーションの実施 訪日校 5校				観光交流局
宿泊滞在型観光推進事業	本県の魅力を深く体験でき、宿泊観光客の増加につながるイベント開催等の支援を行い、経済波及効果が高い宿泊・滞在型の観光を促進する。	○宿泊客数 296万人 (H24年) →330万人 (H26年)				●宿泊・滞在型観光促進イベントの支援 宿泊客数 330万人	観光交流局
都市農村交流体制整備推進事業	体験交流型観光の受入体制整備を進めるとともに、滋賀の魅力を向上させ来訪・宿泊者の増大と農村地域の活性化を図るため、体験交流メニューのネットワーク化やおもてなしの向上に向けた研修会等を開催する。	○農家民宿の開業件数 9件 (H21年度) →85件 (H26年度までの累計)	●農家民宿の開業支援 開業件数 40件				農村振興課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
ビワイチ自転車ネットワーク整備計画策定事業	ぐるっとびわ湖サイクルラインから各市観光地へ安全にアクセスできるネットワークを形成するため、計画を策定し整備を行う。	○ぐるっとびわ湖サイクルラインから観光地へ自転車でアクセスするルート整備数 — (H22年度) →4ルート (H26年度)	●検討会によるぐるっとびわ湖サイクルラインから観光地までのルート整備				道路課
			計画2ルート	計画2ルート	整備2ルート	整備2ルート	
学生・地域住民と連携した「観光交流」推進事業	県内の大学と地域住民が連携した地域資源の発掘などの取組により、地域における「観光交流」を促進し、観光客誘致や地域振興につなげる。	○学生・地域住民が連携した観光誘客モデル事業数 0件 (H25年度) → 3件 (H26年度)				●学生・地域住民が連携した観光誘客誘客モデル事業の実施 3件	観光交流局

8 みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクト

(知事直轄組織、総合政策部、琵琶湖環境部、健康福祉部、土木交通部、警察本部、教育委員会)

【目指す方向】

自然災害や犯罪が増大する中で、みんなで命と暮らしを守るために、「自助」、「共助」、「公助」が重なり合う社会的仕組みを強化するなど、暮らしの安心を確保し、滋賀の未来を支えます。

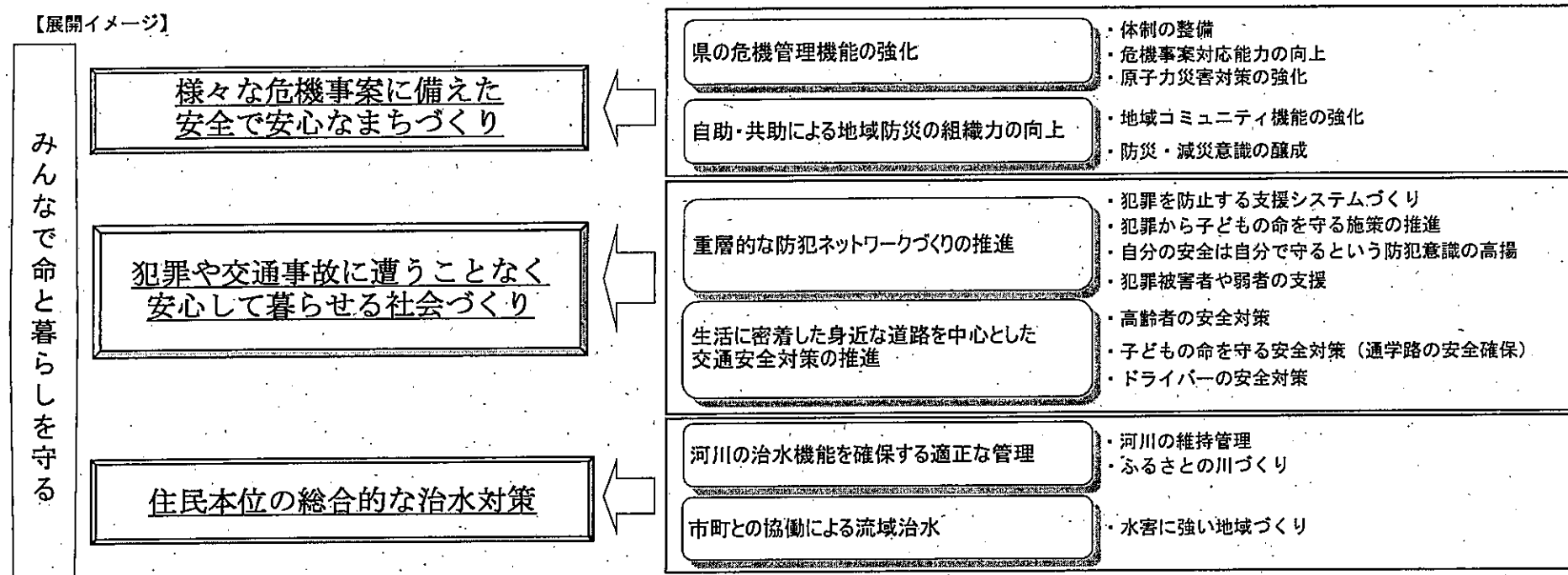
【目標】

- 地震災害や新型インフルエンザ等の様々な危機事案に備えた安全で安心なまちづくりが進んでいること。
- 犯罪や交通事故に遭うことなく安全に安心して暮らせる社会づくりが進んでいること。
- 河川流域の特性に応じた減災対策を組み合わせた住民の命と暮らしを守る「地先の安全度」に基づいた住民本位の総合的な治水対策が進んでいること。

【平成26年度(2014年度)の目標とする指標】

	H21年度	H26年度(目標)
○(仮称)危機管理センター整備計画の具体化		
○抗インフルエンザ薬の備蓄数	194,400人分	276,800人分
○人口1万人あたりの刑法犯認知件数	110.4件 (H21年)	全国平均以下 (H26年)
○交通事故による死亡者数	65人 (H21年)	60人 (H26年)
○(仮称)安全安心な通学路整備計画策定		
○水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制・誘導のための法制度の構築		

【展開イメージ】



施策8-1 県の危機管理機能の強化と、自助・共助による地域防災の組織力の向上を進めます。				○自然災害や新型インフルエンザ、テロなど様々な危機事案の発生が危惧されており、これら危機事案に関係機関が迅速、的確に対処するため、災害対策の拠点施設となる危機管理センター計画の具体化、地域防災の最前線基地となる交番・駐在所等の機能向上を進めるなど体制整備を図るとともに、東日本大震災を踏まえた原子力防災対策の強化や地震の被害想定、危機事案への対応能力を向上するための実践的な訓練、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、県の危機管理機能を高めます。 ○都市化や高齢化の進行により地域の連携が希薄化する中、減災力・防災力を発揮するため、地域の特性を踏まえた取組や子どもの学習・体験活動を推進するとともに、防災・減災意識を醸成することにより、自助・共助による地域防災の組織力を向上します。			
事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
危機管理センター整備計画の具体化	様々な危機事案に迅速・的確に対応するため、災害対策の拠点となる危機管理センターの機能等について検討するなど、計画の具体化を進める。	○危機管理センター整備計画 H26年度までに具体化	●危機管理センター整備計画の具体化 基本計画の策定 基本設計・実施設計 整備工事				防災危機管理局
危機管理センター研修・交流事業	危機管理センターの供用開始に向けて、研修・交流機能を具体化するため、研修・交流プログラムを作成するとともに、先進的な自主防災活動を行っている人を「地域防災アドバイザー」として登録する制度を設け、自主防災組織の活動が円滑かつ効果的に行われるような仕組みを構築する。	○研修・交流プログラムの作成 ○地域防災アドバイザーの登録				●危機管理センター 研修・交流機能の具 体化検討 研修・交流プログラ ムの作成 地域防災アドバイ ザーの登録	防災危機管理局
災害等危機事案発生時における警察機能の強化	県下各地に活動拠点をもち、24時間体制で活動する警察機能を最大限に活用するため、特に県民の命を守る上で重要となる情報収集、救出・救助、避難誘導、緊急交通路の確保につながる機能などの充実強化及び現行の耐震基準に満たない交番・駐在所の建替整備を進める。	○警察の情報収集能力、救出救助能力の向上 ○危機管理センター整備時における支援体制の確立 H26年度までに具現化		●情報収集用の可搬型カメラシステムの整備・運用 ●災害対策用車両等の整備・運用 ●交番・駐在所の情報ネットワーク機能の整備・運用 ●災害警備用備蓄食糧の整備・運用 ●災害に強い交通信号機の整備・運用 ●情報収集や救出救助能力の向上 ●第一線警察官に必要な救出救助資機材の整備・運用 ●交番・駐在所の建替整備			警察本部
ドクターヘリ導入事業	平成27年度からの京滋地域ドクターヘリの導入に向けて、基地病院に必要な施設整備や搭乗する医師および看護師の人材育成を行う。	○ドクターヘリの基地病院 本県に配備が決定 (H25年度) 運航体制の確立 (H26年度)				●基地病院施設整備 整備工事 ●搭乗人材育成 実地研修に派遣 医師、看護師各5名	医務薬務課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
地震の被害想定	発生確率が高い地震にかかる国の長期評価を踏まえ、地震対策に必要な被害想定を行うため、本県における調査を行う。	○地震の被害想定 H25年度までに見直し		●地震の被害想定の見直し 地震動予測地盤構造 モデル策定	震度・液状化の推計 人的被害・建物被害等 の推計		防災危機管理局
特定道路沿道建築物 調査事業	建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に基づき、地震被災時に通行確保が必要な道路の沿道建築物の耐震診断義務付けに向けて、対象となる建築物を確定するために必要な調査を行う。	○建築物および建築物前面道路等の調査				●対象建築物・前面道路の調査 道路調査延長 約550km	建築指導室
総合防災訓練の充実	災害時に迅速・的確に対応できる体制の確立と県民の防災意識の向上を図るため、地震等の大規模災害を想定し、防災関係機関、民間協力団体、地域住民等の参加の下、実践的な防災訓練を実施するとともに、防災訓練実施時にメディアと連携して災害現場の映像を配信する報道対応訓練を実施する。	○大規模災害を想定した総合 防災訓練の実施 1回(H22年度) →1回(H23年度～毎年度) ○メディアとの連携による報道 対応訓練の実施 0回(H22年度) →1回(H23年度～毎年度)	●総合防災訓練の実施 年1回実施 年1回実施 年1回実施 年1回実施 (近畿府県合同防災訓練) ●メディアとの連携による総合防災訓練の充実 年1回実施 年1回実施 年1回実施 年1回実施				防災危機管理局
下水道業務継続計画 (BCP)の策定	大規模地震等によって下水道の機能が失われた場合、代替手段や応急復旧により、速やかに下水道機能を確保する必要があることから、市町の関連公共下水道と連携を図り、下水道業務継続計画を策定する。	○下水道業務継続計画(BCP) の策定 H24年度 湖西、高島処理区 H25年度 湖南中部、東北部処理区	●計画の骨格の検討	●下水道業務継続計画(BCP)の策定 湖西処理区の策定 高島処理区の策定	湖南中部処理区の策定 東北部処理区の策定	●PDCAによる計画の 見直し	下水道課
新型インフルエンザ 等対策事業 (新型インフルエ ンザ等対策研修会、抗 インフルエンザウィ ルス薬備蓄)	県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、発生時を想定した訓練、研修会などを開催するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄および適正保管を行う。	○発生時を想定した訓練および 研修会の実施 1回(H22年度) →1回(H23年度～毎年度) ○抗インフルエンザウイルス 薬の備蓄量 194,400人分(H21年度) →276,800人分(H23年度～)	●研修会・訓練の実施 年1回実施 年1回実施 年1回実施 年1回実施 ●抗インフルエンザウイルス薬の購入 追加購入量:82,400人分 (合計備蓄量:276,800人分) 有効期限切に伴う 買換購入量:112,000人分 (合計備蓄量:276,800人分)				防災危機管理局 健康長寿課 医薬業務課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H23	H24	H25	H26	
原子力防災対策の強化	県民の原子力災害への不安を払拭し、安心・安全を確かなものとするため、地域防災計画（原子力災害対策編）を見直すとともに、原子力防災訓練やシンポジウム等を実施し、防護体制の整備・充実と実践力の向上を図る。	○地域防災計画（原子力災害対策編） H24年度までに見直し ○原子力災害を想定した原子力防災訓練の実施 0回（H22年度） →1回（H23年度～毎年度） ○原子力に関する理解を深めるため、シンポジウム等の開催 0回（H22年度） →1回（H23～H24年度） →4回（H25～）	●地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し 避難計画 モニタリング計画 リスクコミュニケーション ●原子力防災訓練の実施 年1回 ●シンポジウム等の開催 シンポジウム 年1回 研修会 年4回 住民意向調査	救急・救助計画 警備計画 医療計画 等 年1回 研修会 年4回 住民意向調査	広域避難計画 災害事後対策 年1回 研修会 年4回 住民意向調査	年1回	防災危機管理局
環境リスクの評価と対応方策検討事業	放射性物質の中・長期的な影響を評価するため、流域や湖面への沈着量や流域・琵琶湖における移動経路を明らかにするとともに、琵琶湖の水環境への影響を予測・評価する。 また、これら予測・評価とともに、今回の福島事案など幅広く環境リスクに関する情報を収集し、県民と行政、専門家の間での共有化やリスクへの対応等についての合意形成の手法を検討する。	○大気シミュレーションモデルによる流域および湖面への沈着量予測 (H24～25年度) ○琵琶湖流域水物質循環モデルの改良による流域および琵琶湖での挙動予測 (H24～25年度) ○地域防災計画改定に向けた改良モデルによる水域別時系列挙動等の予測 (H26年度) ○放射性物質拡散に伴うリスクの整理およびリスクコミュニケーション手法の検討 (H24～H25年度)	●放射性物質の拡散・移流・沈着にかかる諸条件の検討 放射性物質の沈着量予測 ●琵琶湖流域水物質循環モデルの改良、放射性物質の移行過程と諸条件の検討 琵琶湖とその集水域での放射性物質の挙動予測 ●リスク情報の収集およびリスクコミュニケーション手法の検討 リスク情報の収集・整理 放射性物質に関するリスク評価とコミュニケーション手法の検討	●放射性物質の拡散・移流・沈着にかかる諸条件の検討 放射性物質の沈着量予測 ●琵琶湖流域水物質循環モデルの改良、放射性物質の移行過程と諸条件の検討 琵琶湖とその集水域での放射性物質の挙動予測 ●リスク情報の収集およびリスクコミュニケーション手法の検討 リスク情報の収集・整理 放射性物質に関するリスク評価とコミュニケーション手法の検討	●大気拡散・地表沈着の時系列変化の予測 ●水質・底質・生態系の水域別時系列変化の予測		防災危機管理局 環境政策課
東日本大震災被災者と県民との交流支援事業	県民の防災意識の向上と東日本大震災に伴う県内避難者の生活再建を図るため、放射能の影響から屋外で安心して遊べない子どもたちや今なお被災地から避難するなど、不便な生活を強いられている避難者を対象に、民間団体等が実施する県民との交流会等の活動を支援する。	○交流事業への支援 一時受入事業 3事業 交流会事業 1事業				●交流事業への支援 一時受入事業 3事業 交流会事業 1事業	防災危機管理局

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
地域防災力の向上	地域を構成する様々な人や団体が連携・協働し、地域特性を踏まえた減災力・防災力を発揮するための仕組みとして「防災かまどベンチ」等の実践活動を推進するとともに、子どもが防災・防犯の知識や技能を習得し、主体的に考え行動できるよう学習・体験活動を推進する。	○減災コミュニティ活動の取組件数(モデル事業による実施分) 0件(H22年度) →19件(H23、24年度の累計) →地域で取組拡大(H25年度～) ○次世代を担う子どもを災害から守る「災害から子どもを守る研修会」の実施2回(H26年度) ○子どもの防災学習に活用できる啓発用資材の制作 防災アニメ活用、 防災紙芝居(H26年度) ○子どもの防災・防犯の学習・体験に取り組む学校数 0校(H22年度) →19校(H23～26年度の累計)	●減災コミュニティの取組推進 5件(累計5件)	14件(累計19件)	●情報発信・人的支援 地域で取組拡大 ●子育て世代による子供への防災学習支援 研修会2回 防災アニメ活用 防災紙芝居の制作・活用 ●活動マニュアル策定 取組学校数 1校(累計1校)	●防災・防犯育成モデルの取組推進 取組学校数 6校(累計7校) 県内全域的な取組みへの支援 (防災教育の推進事業と連携)	防災危機管理局 県民活動生活課 スポーツ健康課
県民生活の安全・安心につながる情報の提供	自助・共助による防災・減災を進めるため、毎朝県民の暮らしの安全・安心につながる情報を提供する番組を放送するとともに、在住外国人の命と暮らしを守るための啓発番組を放送する。	○安全・安心情報提供番組を放送(毎朝) ○在住外国人の命と暮らしを守るための啓発番組を放送(毎月)			●安全・安心情報提供番組の放送 毎朝放送 ●外国人の命と暮らしを守るための啓発番組の放送 毎月放送	広報課	
防災教育の推進	各学校における防災教育の推進体制の整備と、防災部局と連携した学校防災教育の推進を図るため、県内の各学校に学校防災委員会を設置するとともに、学校防災教育コーディネーター養成講習会を開催し、防災教育のリーダー的教員を養成する。	○県内各市町と県立学校にコーディネーターとなる教員を養成 0名(H24年度) →143名(H25、26年度の累計)			●学校防災教育コーディネーター養成講習会の開催 各市町のコーディネーター 小中各38名、 計76名 県立学校のコーディネーター 68名	スポーツ健康課 (防災危機管理局) ※高校再編に伴い、H26のコーディネーター数を修正	

施策8-2

重層的な防犯ネットワークづくりや生活に密着した身近な道路を中心とした交通安全対策を進めます。

○凶悪事件や生活に身近な犯罪が多発している中で、重層的な防犯ネットワークを構築し、各種自主防犯団体による活動の活性化に向けた連携・支援、自分の身は自分で守るという防犯意識や犯罪を許さないという社会規範意識の高揚等を図ることにより、犯罪の起きにくい安全な社会をつくります。
○子どもや高齢者が関係する交通事故が多発しており、子どもや高齢者にとって特に危険性の高い身近な道路を中心とした対策を進め、交通事故から守ります。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H23	H24	H25	H26	
防犯ボランティアの 活性化促進	犯罪防止に大きな役割を果たしてきた防犯ボランティアの活動を支援する。 特に若者や外国人等これまで十分ではなかった分野の防犯ボランティアの育成を支援し、防犯ネットワークを広げることにより、地域社会の絆(連帯感)を高め、真に犯罪の起きにくい社会づくりを進める。 また、女性等の社会的弱者の支援を行い、関係機関・団体等と連携したシステムの構築を推進する。	○ヤングボランティアによる 防犯活動の実施回数 9回(H21年度) →156回(H26年度) ○外国人ボランティアによる 防犯活動の実施回数 8回(H21年度) →48回(H26年度) ○少年警察ボランティア等による 小中学生を対象とした非 行防止活動等の実施回数 152回(H21年度) →172回(H26年度)	●ヤングボランティアによる防犯活動への支援				生活安全企画課 (警察本部)
			60回実施	108回実施	156回実施	156回実施	
			●外国人ボランティアによる防犯活動への支援				少年課(警察本部)
			16回実施	32回実施	48回実施	48回実施	
			●少年警察ボランティア等による小中学生を対象とした非行防止活動等への支援				
			172回実施	172回実施	172回実施	172回実施	
犯罪のない安全なま ちづくりの推進	地域における自衛型防犯体制の構築に向けた支援を行うとともに、県民の防犯意識の高揚を図るため、県民、事業者、関係機関・団体等が連携して「4つのかけ（気にかける、鍵をかける、声をかける、呼びかける）運動」をはじめとした広報啓発活動を推進する。 また、特定の犯罪等が多発した際に「犯罪多発警報」を発令するなどタイムリーな情報発信を行い、自主防犯活動等を促進する。 特に最終年度のH26年度は、住民参加のもと地域の実情に即した防犯活動を行う「地域安全安心なまちづくりモデル計画」による事業を実施する市町に対して支援を行う。※	○地域で犯罪抑止に取り組む 自主防犯活動団体数(県の立 ち上げ支援分) 110団体(H22年度) →130団体(H26年度迄の累計)	●防犯活動団体への立ち上げ支援				県民活動生活課
			5団体 (累計115団体)	5団体 (累計120団体)	5団体 (累計125団体)	5団体 (累計130団体)	
			●犯罪多発警報等の発令				※ H26新規事業 を追加
						●市町への支援 支援対象 5市町	
少年の立ち直り支援 (社会参加型) 事業	問題を抱える個々の少年に対し、農業体験や地域行事体験などといった社会参加型の立ち直り支援を実施することで、少年自身の自己肯定感や地域ぐるみで非行少年を生まない意識づくりを醸成し、非行少年の立ち直りを促進する。	○県内各地での社会参加型立 ち直り支援の実施回数 10回(H26年度)	●立ち直り支援活動の 実施 10回実施				少年課(警察本部)
サイバーボランティ ア活動支援事業	被害者にも加害者にもならないインターネットの安全な利用のため、サイバー犯罪防止教室や違法情報の発見・通報等を行うサイバーボランティアの活動を支援することで、インターネット利用者はもとより、社会全体でのサイバー空間に対する規範意識向上を促進する。	○サイバーボランティアによ る犯罪防止教室・啓発活動の 実施回数 37回(H26年度)	●サイバーボランティア による防犯活動等への 支援 37回実施				生活環境課(警察本部)

事業名	事業内容	事業目標 (当初・H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
「命の大切さを学ぶ教室」推進事業	社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの気運を醸成し、犯罪に対する規範意識の向上を図るため、犯罪被害者や遺族による中学生・高校生を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」や教育機関・団体等関係者を対象とした講演会を開催する。	○「命の大切さを学ぶ教室」を開催する中学校・高校数 6校 (H22年度) →126校 (H23～26年度の累計)	●「命の大切さを学ぶ教室」の開催				警察県民センター (警察本部)
			中学校・高校20校で実施 (累計20校) 中学校 13校 高 校 7校	中学校・高校35校で実施 (累計55校) 中学校 23校 高 校 12校	中学校・高校35校で実施 (累計90校) 中学校 23校 高 校 12校	中学校・高校36校で実施 (累計126校) 中学校 24校 高 校 12校	
いじめを含む総合的な少年非行防止対策 (旧いじめから子どもの命を守るための対策支援)	犯罪として取り扱われるべき生命・身体が脅かされるような「いじめ問題」への対応能力向上を図るためのシンポジウムや、生徒指導を直接担当する教諭を対象とした事例検討方式のスキルアップセミナー等を開催するとともに、大学生のボランティアの活動を支援して、いじめを含む少年の総合的な非行防止対策を図る。	○「いじめ等少年非行問題シンポジウム」の開催 0回 (H24年度) → 1回 (H25年度) ○「(仮称) いじめ問題スキルアップセミナー」の開催 0回 (H24年度) → 7回 (H25年度) ○合同研修会等の開催 4回 (H26年度)			●いじめ等少年非行問題シンポジウムの開催 1回開催 ●(仮称)いじめ問題スキルアップセミナーの開催 7回開催	●合同研修会等の開催※ 4回開催	少年課 (警察本部) ※実施手法の見直し
通学路安全対策事業	通学路の安全を確保するため、県下16の小中学校区を対象に、道路管理者・警察・学校関係者・PTA・地元自治会が協働して、通学路点検を行い、安全な通学路整備計画の策定や通学路安全マップ等を作成し安全対策を行うこととしていたが、亀岡市における事故を受けて、教育委員会・警察と協働で平成24年度に全小中学校区を対象に安全点検を実施した。今後は、この点検結果に基づき、安全対策を実施する。	○関係者の協働により安全な通学路整備計画を策定した小中学校区数 (県事業による実施分) 0小中学校区 (H22年度) →226小中学校区 +養護学校等2校 (H23～24年度の累計)	●関係者協働による安全点検、安全整備計画策定 8小中学校区 点検実施	8小中学校区 (累計16小中学校区) ※実績 県内全小中学校区点検実施 (累計226小中学校区+養護学校等2校)	点検結果に基づく対策の実施		道路課 交通規制課 (警察本部) スポーツ健康課 ※対策の前倒し実施
通学時における児童・生徒の交通安全対策事業	各小中学校区 (225箇所) 毎に通学路の安全対策に特化した「おうみ通学路交通アドバイザー」を委嘱し、安全で安心な通学路環境を整備するとともに、社会全体で子どもの命を守る気運を醸成させ、登下校中における児童の交通事故防止を図る。	○「おうみ通学路交通アドバイザー」制度の導入 → 県内225小中学校区に 各 1名設置 ○通学路安全点検の実施 0回 (H24年度) → 450回 (H26年度) ○通学児童の保護誘導活動 0回 (H24年度) → 5400回 (H26年度)			●おうみ通学路交通アドバイザーの活動支援 おうみ通学路交通アドバイザーの委嘱 (226小中学校区) 通学路安全点検 (452回) 通学児童の保護誘導活動 (5,424回)	おうみ通学路交通アドバイザーの委嘱 (225小中学校区)※ 通学路安全点検 (450回)※ 通学児童の保護誘導活動 (5,400回)※	交通企画課 交通規制課 (警察本部) 交通政策課 道路課 スポーツ健康課 ※校区数の変更に伴う見直し
高齢者の交通事故抑止対策	高齢者が関係する交通事故の発生率や居住率の高い地区、高齢者が利用する福祉施設、病院、商店等を考慮して選定した、高齢者の交通事故抑止重点対策地区「思いやりゾーン」内において、交通安全教育等を中心とした総合的な交通安全対策を集中的に進める。	○「思いやりゾーン」の設置数 0箇所 (H22年度) →48箇所 (H23～26年度の累計)	●「思いやりゾーン」の設置・集中的な安全対策				交通企画課 交通規制課 (警察本部)
			12箇所で開催・対策 (累計12箇所)	12箇所で開催・対策 (累計24箇所)	12箇所で開催・対策 (累計36箇所)	12箇所で開催・対策 (累計48箇所)	
高齢者対象運転免許自主返納促進事業	高齢運転者の交通事故が増加する中、高齢者が運転免許を返納しやすい社会環境を構築する「運転免許自主返納高齢者支援制度」についての周知徹底と支援協賛店の拡大を図り、自主返納の機運を高める。	○自主返納協賛店数 183箇所 (H23年度) →800箇所 (H26年度)	※これまでの累計183箇所	●支援制度の周知徹底と支援協賛店の拡大 支援協賛店217箇所 (累計400箇所) 支援協賛店200箇所 (累計600箇所) 支援協賛店200箇所 (累計800箇所)			交通企画課 (警察本部)

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
新たな交通事故防止 事業	事故総量の大幅な減少を目指し新たな交通安全施策の検討を行う	事故発生件数 7,400件以下				●検討委員会の開催 4回開催	交通政策課 ※H26新規
事故多発時等の緊急 メッセージ事業	交通死亡事故が連続する場合や、同種事故連続発生時などに、悲惨な交通事故現場からのリポート等により、警察でしか出来ない独自の広報・啓発を実施し、交通事故の早期の抑止を図る。	○テレビ、FM放送、新聞折り込み等によるメッセージ発信数（交通死亡事故多発警報以外） 0回（H23年度） →2回以上（H24～26年度）		●県民の心に響く効果的な広報・啓発 2回以上発信	2回以上発信	2回以上発信	交通企画課 (警察本部)

施策8-3

適正な河川管理と市町との協働による流域治水を進めます。

○河川管理者としての維持管理に加え、地域が行う河川の除草、川ざらえなどの河川愛護活動を支援するとともに、菜の花の栽培や羊の放牧など川・人・地域がつながるふるさとの川づくりを進め、河川の治水機能を確保します。
○「地先の安全度」に基づいた水害訓練など住民本位の治水対策を進めるとともに、水害リスクの高い地域における土地利用や建築の規制などを実施する法整備の検討など水害に強い地域づくりを進め、人的被害や深刻な資産被害を回避します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 ※2013年度版からの 変更点
			H23	H24	H25	H26	
適正な河川の維持管理	河川が持つ治水機能を確保し低下させないよう、浚渫、草木間開、護岸補修等の維持管理を行う。	○維持管理を実施する地域 (土木事務所)	●河川の浚渫、草木伐開、護岸の補修など 全土木事務所実施				流域政策局
川・人・地域がつながるふるさとの川づくり	地域が行う河川の除草、川ざらえ、竹木の伐採等の河川愛護活動に対して費用の助成を行うとともに、これらの活動を支援するための川へ降りる階段や斜路等を整備する。 また、人と川、水辺とくらしがつながるきっかけとなるモデル事業として、新たな住民協働による河川敷への菜の花畑の造成などにより、刈草の処分費用の削減、肥料や燃料への再利用を進める。 ※JRから菜の花が一望できる河川敷 適正な河川管理のモデルとして、地元自治会等により管理されるJRから一望できる菜の花畑の河川敷 ※ヒツジが草を食べている河川敷 河川愛護のモデルとして、動物や河川環境とつながる草を食べるヒツジを放牧した河川敷 ※竹パウダーを利用する畜産農家 河川の維持管理のモデルとして、伐採した竹のパウダーを畜産の敷材に活用する農家	○河川愛護活動による除草面積 947ha (H21年度) →994ha (H26年度) ○JRから菜の花が一望できる河川敷 0河川 (H22年度) →3河川 (H23～26年度の累計) ○ヒツジが草を食べている河川敷 0河川 (H22年度) →2河川 (H23～26年度の累計) ○竹パウダーを利用する畜産農家 1戸 (H21年度) →8戸 (H23～26年度の累計)	●河川愛護活動の普及・啓発 除草面積 966ha 除草面積 975ha 除草面積 985ha 除草面積 994ha ●実施河川の選定、菜の花河川敷への下地整備(草木伐開、整地、階段等) 1河川で実施 (新規1河川) 1河川で実施 2河川で実施 (新規1河川) 3河川で実施 (新規1河川) ●実施河川の選定、放牧柵の設置 1河川で実施 (新規1河川) 1河川で実施 2河川で実施 (新規1河川) 2河川で実施 ●竹パウダーのPR、家畜敷材への普及拡大 1戸で活用 (累計2戸) 2戸で活用 (累計4戸) 2戸で活用 (累計6戸) 2戸で活用 (累計8戸)				流域政策局
水害に強い地域づくり	水害リスクの高い地域において、国、県、関係市町および住民等の協働により、地域の実情に応じた水害に強い地域づくりを進める。 ※VR(バーチャルリアリティシミュレーション) 洪水による浸水状況を時間経過とともに表示するシステム	○水害に強い地域づくり協議会を設置・運営する圏域数 3圏域 (H21年度) →6圏域 (H23年度～) ○水害に強い地域づくり計画を策定する地区数 0地区 (H21年度) →12地区 (H23～26年度の累計) ○水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制の対象区域の指定および安全な住まい方への誘導等の実施 (H26年度まで)	●流域治水の普及・啓発 6圏域で協議会運営 6圏域で協議会運営 6圏域で協議会運営 6圏域で協議会運営 ●VR(バーチャルリアリティシミュレーション) 3地区で計画策定 (累計3地区) 3地区で計画策定 (累計6地区) 3地区で計画策定 (累計9地区) 3地区で計画策定 (累計12地区) ●安全な住まい方への誘導等の実施 条例制定 区域指定 2地区※				流域政策局 ※新規設定

＜実施計画に掲載の事業等に関するお問い合わせ先＞

(五十音順)

所管課名	電話番号
知事部局	
医務薬務課	077-528-3631
医療福祉推進課	077-528-3521
温暖化対策課	077-528-3493
環境政策課	077-528-3350
観光交流局	077-528-3740
監理課	077-528-4110
企画調整課	077-528-3310
企業誘致推進室	077-528-3792
下水道課	077-528-4211
健康長寿課	077-528-3610
健康福祉政策課	077-528-3510
建築指導室	077-528-4258
県民活動生活課	077-528-3414
耕地課	077-528-3940
交通政策課	077-528-3681
広報課	077-528-3041
子ども・青少年局	077-528-3550
自然環境保全課	077-528-3480
住宅課	077-528-4230
循環社会推進課	077-528-3470
障害福祉課	077-528-3544
商工政策課	077-528-3711
食のブランド推進課	077-528-3890
新駅問題・特定プロジェクト対策室	077-528-3330
森林政策課	077-528-3911
水産課	077-528-3871

所管課名	電話番号
男女共同参画課	077-528-3071
地域エネルギー振興室	077-528-3720
畜産課	077-528-3851
中小企業支援課	077-528-3731
道路課	077-528-4131
都市計画課	077-528-4180
農業経営課	077-528-3830
農村振興課	077-528-3961
「美の滋賀」発信推進室	077-528-3333
琵琶湖政策課	077-528-3461
文化振興課	077-528-4631
防災危機管理局	077-528-3431
モノづくり振興課	077-528-3791
流域政策局	077-528-4151
労働雇用政策課	077-528-3751
病院事業庁	077-582-5106
教育委員会事務局	
学校教育課	077-528-4571
学校支援課	077-528-4641
教職員課	077-528-4531
生涯学習課	077-528-4651
スポーツ健康課	077-528-4610
びわ湖フローティングスクール	077-524-8225
文化財保護課	077-528-4671
警察本部	077-522-1231 (代表)

＜実施計画全体に関するお問い合わせ先＞	
企画調整課	077-528-3312